2020年3月

IFRS®基準
ディスカッション・ペーパー DP/2020/1

企業結合 — 開示、のれん及び減損

コメント期限：2020年12月31日

(covid-19パンデミックにより2020年9月15日から変更)

企業結合 — 開示、のれん及び減損

コメント期限：2020 年 12 月 31 日

（covid-19 パンデミックにより 2020 年 9 月 15 日から変更）

© IFRS Foundation

Discussion Paper *Business Combinations — Disclosures, Goodwill and Impairment* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **31 December 2020** and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our 'Open for comment documents' page at: https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-67-2

Copyright © 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at http://shop.ifrs.org.

The Japanese translation of the Discussion Paper contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'IFRS Taxonomy' , 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF ®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

企業結合 — 開示、のれん及び減損

コメント期限：2020 年 12 月 31 日

（covid-19 パンデミックにより 2020 年 9 月 15 日から変更）

© IFRS Foundation

ディスカッション・ペーパー「企業結合 ー 開示、のれん及び減損」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めるためにのみ公表している。コメントは、**2020 年 12 月 31 日**までに到着する必要があり、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の'Open for comment documents'ページ（https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/）を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本出版物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本出版物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

ISBN: 978-1-911629-67-2

コピーライト © 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい（licences@ifrs.org）。

IASB 出版物の写しは当財団の出版部から入手できる。出版物及び著作権に関する事項は、publications@ifrs.org 又はウェブショップ（http://shop.ifrs.org）を通じて連絡されたい。

本出版物に含まれているディスカッション・ペーパーの日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、これには、'IAS®', 'IASB®', 'the IASB® ロゴ', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® ロゴ, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® ロゴ, 'IFRS Taxonomy' , 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'Hexagon Device' , 'NIIF®'及び 'SIC®' が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。

目　次

	開始ページ
要約及びコメント募集	**7**
当審議会が本ディスカッション・ペーパーを公表する理由	**7**
当審議会の予備的見解はどのようなものか	**8**
予備的見解が適用される場合、誰が影響を受けるのか	**8**
本ディスカッション・ペーパーは何を含んでいるのか	**9**
今後の手順は何か	**16**
コメント募集	**17**
コメント提出者への質問	**17**
期　限	**22**
コメントの方法	**22**
第 1 章 — はじめに	**23**
背　景	**23**
当審議会は利害関係者から何を学んだか	**23**
のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトの目的	**24**
本ディスカッション・ペーパーで使用している用語	**24**
コメント提出者への質問	**26**
第 2 章 — 取得に関する開示の改善	**27**
取得のその後の業績	**27**
論点は何か	27
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか	27
当審議会の予備的見解	34
その他の的を絞った改善	**35**
論点は何か	35
現行の要求事項	35
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか	36
当審議会の予備的見解	41
コメント提出者への質問	**42**
第 3 章 — のれんの減損と償却	**45**
減損テストの有効性を高めることはできるか	**45**
論点は何か	45
現行の要求事項	45
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか	47
当審議会の予備的見解	55
のれんの償却を再導入すべきか	**55**
論点は何か	55

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか 55
当審議会の予備的見解 60
その他の考慮事項 62
検討したその他のアプローチ 62
のれんを除いた資本合計の表示 64
当審議会の予備的見解 65
コメント提出者への質問 65
第 4 章 — 減損テストの簡素化 67
毎年の減損テストの免除 67
論点は何か 67
現行の要求事項 68
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか 68
当審議会の予備的見解 72
使用価値 ー 将来のリストラクチャリング又は拡張 73
論点は何か 73
現行の要求事項 73
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか 73
当審議会の予備的見解 74
使用価値 ー 税引後のキャッシュ・フロー及び割引率 75
論点は何か 75
現行の要求事項 75
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか 75
当審議会の予備的見解 76
追求しなかった簡素化 76
コメント提出者への質問 77
第 5 章 — 無形資産 79
論点は何か 79
現行の要求事項 80
当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか 81
当審議会の予備的見解 83
コメント提出者への質問 83
第 6 章 — その他の最近の公表物 84
FASB のコメント募集 84
AASB の研究報告 85
コメント提出者への質問 86
付録 — のれんを除いた資本合計の表示 88

© IFRS Foundation

要約及びコメント募集

当審議会が本ディスカッション・ペーパーを公表する理由

IN1　合併及び取得（IFRS 基準では企業結合と呼んでいる）は、関与する会社にとって大きな取引であることが多い[1]。これらの取引は世界経済において中心的な役割を果たしており、2019 年に発表された取引額は合計で 4 兆米ドルを超えている[2]。2020 年 2 月に Capital IQ から抽出されたデータによると、のれんは世界中の全上場会社について 8 兆米ドルにのぼり、それらの会社の資本合計の 18%、資産合計の 3%を占めている。

IN2　IFRS 第 3 号「企業結合」は、会社がこれらの取引をどのように会計処理しなければならないのかを定めている。国際会計基準審議会（当審議会）は、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）において識別された論点を考慮して、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトを進めている（PIR の目的は、ある基準が当審議会が意図したように機能しているかどうかを識別することである。）。

IN3　本プロジェクトの目的は、会社が行う取得に関してのより有用な情報を合理的なコストで投資者に提供できるかどうかを探求することである。本ディスカッション・ペーパーの全体を通じて、「投資者」という用語は、財務諸表の主要な利用者を指しており、これは「財務報告に関する概念フレームワーク」において現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者として定義されている。

IN4　より良い情報は、取得を行った会社の業績を投資者が評価するのに役立つであろう。より良い情報は、当該事業を取得する経営者の意思決定について、投資者が会社の経営者に説明責任をより効果的に求めることにも役立つと期待される。

IN5　本プロジェクトは、IFRS 第 3 号の PIR で識別された下記のトピックを検討している。

(a)　取得に関する情報の開示

(b)　のれんの減損テスト ー 有効性とコスト

(c)　のれんの償却を再導入すべきかどうか

(d)　無形資産をのれんと区分して認識すること

IN6　本ディスカッション・ペーパーは、これらのトピックを検討し、それらについての当審議会の予備的見解を示している。当審議会の目的は、IFRS 基準の変更が必要であり変更のコストが正当化されるであろうという説得力のある証拠があるかどうかを決定することである。

IN7　当審議会は、これらのトピックのすべてについて、すべての関係者からのフィードバックを歓迎する。フィードバックを検討した後、当審議会は、本プロジェクトを進めるべきかどうか及びどのように進めるべきかを決定する。当審議会は、提案を開発する中で、このペーパーに示した予備的見解を変更すべきかどうかも決定する。当審議会が IFRS 基準を修正することを決定する場合には、公開草案において提案を公表する。

IN8　IAS 第 36 号「資産の減損」又は IAS 第 38 号「無形資産」のいずれかの全体を見直すことは本プロジェクトの範囲を超えるものである。利害関係者が当審議会にそのようなプロジェクトを作業計画に追加することを望むのであれば、当審議会は当該関係者

[1] 本ディスカッション・ペーパー全体を通じて、「取得」という用語は、IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合で、取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又は事象と定義されるものを指す。

[2] JPMorgan, '2020 Global M&A Outlook', 2020, https://www.jpmorgan.com/jpmpdf/1320748081210.pdf,（2020 年 2 月 7 日にアクセス）

に、当審議会の 2020 年アジェンダ協議に回答することを推奨する[3]。

当審議会の予備的見解はどのようなものか

IN9　当審議会の予備的見解は、次のようなものである。

(a) 取得及び取得のその後の業績に関して投資者に提供される情報を改善するため、IFRS 第 3 号における開示目的及び開示要求事項を拡充する提案を開発すべきである（第 2 章）。

(b) のれんを含んだ資金生成単位について、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上で、IAS 第 36 号における減損テストよりも有効性が著しく高い別の減損テストを設計することはできない（第 3 章）。

(c) のれんの償却を再導入すべきではない（第 3 章）。

(d) 貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の表示を会社に要求することによって、投資者が会社の財政状態をより良く理解することに役立つ提案を開発すべきである（第 3 章）。

(e) 下記によって、減損テストの実施のコスト及び複雑性を低減させることを意図した提案を開発すべきである。

(i) 減損が生じている可能性があるという兆候がない場合には、のれんを含んだ資金生成単位について毎年の定量的な減損テストを行うことを免除する措置を会社に与える。

(ii) 会社に対する同じ免除を、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に拡張する（第 4 章）。

(f) 使用価値の見積りに関する要求事項の簡素化によって、コスト及び複雑性を低減させ、より有用で理解可能な情報を提供することを意図した提案を開発すべきである。

(i) 将来の確約のないリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張により生じるキャッシュ・フローを含めることに対しての制限を削除する（第 4 章）。

(ii) 税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率の使用を認める（第 4 章）。

(g) 取得においてのれんと区分して認識される識別可能な無形資産の範囲を変更すべきではない（第 5 章）。

予備的見解が適用される場合、誰が影響を受けるのか

IN10　適用されれば、当審議会の予備的見解は、取得のその後の業績に関して投資者に提供される情報を向上させるであろう[4]。IFRS 基準は、取得が当該取得に対しての経営者の期待に沿っているかどうかに関する情報を提供することを、会社に具体的に要求していない。この情報は、投資者が業績を評価し、経営者に対して取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つと期待される。

IN11　当審議会の予備的見解の適用は、事業を取得する会社に影響を与える。そうした会社は、取得のその後の業績に関する情報を、経営者が当該取得をどのようにモニターし

[3] www.ifrs.org/projects/work-plan/2020-agenda-consultation/ 参照

[4] この文書の全体を通じて、「取得のその後の業績」などの用語は、取得した事業の取得後の業績と、取得によるシナジーが生じる場合の取得企業の事業のその他の部分の業績を合わせたものを指す。

© IFRS Foundation

ているのかに基づいて、投資者に提供しなければならないこととなる。

IN12 当審議会は、取得のその後の業績に関する情報がどのくらい有用となるのか、及び当審議会の予備的見解の適用で投資者が必要としている種類の情報が提供されるのかどうかについての投資者の意見を特に歓迎する。当審議会はまた、取得のその後の業績に関する情報を開示するという要求の運用面及びコスト面での影響を理解したいと考えている。会社、監査人及び規制機関がこれらの影響に関して懸念を有しているのであれば、当審議会は、投資者が必要とする情報を提供しながら要求事項の運用可能性を高めるか又はコストを下げるための提案を歓迎する。これは、そうした情報の開示を求める考え得る将来の要求事項のコストと便益の分析を当審議会が行う際に役立つであろう。

IN13 本ディスカッション・ペーパーは、のれんの償却を再導入すべきかどうかについても検討している。償却の再導入は、のれんを認識する会社にとっての減損テストの実施のコストを低減させる可能性があるが、これらの会社が投資者に提供する情報の有用性を低下させる可能性もある。当審議会の予備的見解は、償却を再導入すべきではないというものであるが、当審議会は、利害関係者がこのトピックに関して有している新たな主張又は新たな証拠があれば歓迎する。

IN14 当審議会は、のれんの会計モデルの双方（IAS 第 36 号における減損のみのモデルと償却モデル）に限界があることを認めている。当審議会の予備的見解は、のれんの会計処理を再度変更すること及びそのような変更に伴うコストを正当化する説得力のある証拠はないというものである。本ディスカッション・ペーパーは、利害関係者に、この予備的見解に同意するかどうかを説明する機会を提供している。

IN15 減損テストの簡素化は、のれんを認識する会社のテスト実施のコストを低減させるとともに、他の会社にも影響を与える可能性がある。予備的見解の一部は IAS 第 36 号の範囲に含まれるすべての資産についての減損テストを修正することとなるからである。

IN16 本ディスカッション・ペーパーは、多くの投資者、会社、監査人及び規制機関に影響を与えるいくつかの重要なトピックを扱っている。コメント提出者の回答は、当審議会が予備的見解に基づいた提案を開発すべきかどうかを決定することに役立つであろう。回答は、コメントを裏付ける証拠を示している場合には非常に有用となる。

本ディスカッション・ペーパーは何を含んでいるのか

IN17 当審議会の予備的見解の要約とその主な理由を IN18 項から IN49 項に示している。この章で要約した論点は、第 2 章から第 5 章でさらに詳細に議論している。本ディスカッション・ペーパーの第 6 章は、同様のトピックについての 2 つの国の基準設定主体からの最近の公表物の概要を示している。

(a) 米国の財務会計基準審議会が公表したコメント募集

(b) オーストラリア会計基準審議会が公表した研究報告

開　示

IN18 投資者は、取得の対価が合理的であったかどうか及び取得が成功しているかどうかを理解したいと考えていると述べた。彼らは、IFRS 第 3 号における開示要求の分量にもかかわらず、一部の会社は投資者が取得について十分に理解するための有用な情報を十分に提供していないと述べている。

IN19 投資者はまた、会社は一般的に取得のその後の業績に関して十分な情報を提供していないと述べている。提供することを具体的に要求されていないからである。のれんを含んだ資金生成単位についての減損テストが取得のその後の業績に関して何らかの情報を提供する可能性はあるが、利害関係者は当審議会に、この情報は適時ではないと

述べてきた。減損テストは、取得が成功しているかどうかの情報を投資者に伝えることはできない（IN29 項から IN30 項参照）。

IN20 当審議会の予備的見解は、下記の開示を会社に要求すべきであるというものである。

(a) 取得についての経営者の目的

(b) 取得の目的が達成されているかどうかをモニターするために経営者が使用する指標

(c) 取得についての経営者の目的がその後の報告期間において達成されている程度（上記の指標を使用して）

(d) その他の情報（IFRS 第 3 号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った考え得る改善を反映するもの）

IN21 取得の原価は取得企業の価値と比べて多額であることが多く、それゆえ失敗した場合の影響が重大であることが多いため、当審議会は、取得企業の経営者は取得を内部でモニターしていて、取得が経営者の期待に対してどのくらい良く成果を上げているのかを知っているものと想定している。当審議会は、経営者が取得をモニターするために使用する情報を投資者に提供することを会社に要求すべきであるという考えをとっている。たとえ取得した事業が統合されているため情報が結合後の事業に関するものである場合であっても、そうである。経営者が取得をモニターしていない場合には、当審議会は、投資者にその旨を知らせることを会社に要求すべきであると提案している。

IN22 当審議会の予備的見解は、開示される情報及び当該情報が開示される取得は、会社の最高経営意思決定者がレビューしている情報及び取得とすべきであるというものである[5]。当審議会は、これが最も重要な取得の最も重要な情報を投資者に提供するであろうと期待している。

IN23 当審議会は、開示すべき具体的な指標を定めるつもりはない。当審議会の考えでは、どの単一の指標も、すべての取得のその後の業績を評価するための適切な情報を投資者に提供することはできないからである。

IN24 開示に関しての当審議会の予備的見解は、予備的見解のパッケージの中心となるものであり、その全体的な目的は、会社が投資者に取得に関するより良い情報及びこれらの取引の経済実態についてのより良い理解を提供することである。

減損テストの有効性を高めることができるか

IN25 IAS 第 36 号は、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストを少なくとも年 1 回は行うことを企業に要求している。しかし、一部の利害関係者は当審議会に、のれんに係る減損損失は認識されるのが遅すぎて当該損失を生じさせた事象のずっと後である場合があると述べた。これは次の理由によるものである可能性がある。

(a) キャッシュ・フローの見積りが楽観的すぎる場合がある。

(b) のれんが、例えば、取得された事業が統合される事業のヘッドルームによって減損から保護されている。事業のヘッドルームとは、事業の回収可能価額が、認識されている純資産の帳簿価額を超過する金額である。このヘッドルームは、会社が結合後の事業の減損テストを行う際に、取得のれんの減損を覆い隠す可能性がある。結合後の事業の回収可能価額の減少があっても最初に当該ヘッドルームに吸収されるからである。

[5] IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語の意味を論じている。

© IFRS Foundation

IN26　当審議会の見解は、キャッシュ・フローの見積りが楽観的すぎる場合、これはIFRS基準の変更によってではなく監査人及び規制機関が対処するのが最善であるというものである。

のれんとは何か

IFRS第3号は、のれんを、企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産として定義している。

会社は、のれんを内部で創設するか又は企業結合においてのれんを取得するかのいずれかを行うことができる。しかし、会社は取得のれんのみを貸借対照表に認識する。自己創設のれんは、貸借対照表に資産として認識されない。

会社が取得のれんを貸借対照表に認識するのは、会社が他の会社について支払う価格が、取得企業が取得日において貸借対照表に会計目的で認識する取得した事業の個々の資産及び負債の正味価値よりも大きい場合である。

会社は、個別に認識した資産及び負債の正味価値を上回る金額を、いくつかの理由で進んで支払う場合がある。それには次のことが含まれる。

- 取得した事業が、新製品の開発及び新顧客の発見を継続する能力を通じて（例えば、確立されたプロセス、競争上の地位及び文化により）、取得時に個別に認識した資産の価値に具体化された将来のリターンを超えるリターンを生み出し続けると取得企業が期待する場合がある。これは継続企業価値と呼ばれることが多い。
- 取得企業が、取得した事業と自己の事業との結合から生じる追加的な便益を期待する場合がある。例えば、取得企業は、取得した事業の確立された販売及び流通のネットワークにより、特定の国において自社の製品をより多く販売することを期待する場合がある。あるいは、結合した事業の購買力により、取得企業が将来の契約交渉におけるコスト節減を期待する場合がある。これらの追加的な便益は一般的にシナジーと呼ばれる。

IFRS第3号を開発した際に、当審議会は、これらの理由に対応するのれんの2つの主要な構成要素を識別した。

- 被取得企業の事業の継続企業の構成要素。継続企業の構成要素の公正価値は、取得した事業の価値が、取得した事業の個々の資産及び負債の正味価値を超過する価値である。これは、被取得企業の自己創設のれん又は被取得企業の過去の取得における取得のれんを表す。
- 取得企業の事業と被取得企業の事業との結合から生じると期待されるシナジー及びその他の便益。期待されるシナジー及びその他の便益の公正価値は、取得企業が結合により生じると期待する超過集合価値を表す（IFRS第3号に関する結論の根拠のBC312項からBC318項）。

2004年と2008年にIAS第38号に加えられた修正は、より多くの無形資産を企業結合においてのれんと区分して認識することを要求しているが、一部の資源はのれんに含められている（例えば、集合的な人的資源）。

当審議会は以前に、のれんは直接的には測定できないので、残余として測定する必要があると結論を下している。すなわち、会社が支払うことに同意する価格と、取得した事業の個別に認識された資産及び負債の正味価値との差額である（IFRS第3号に関する結論の根拠のBC328項）。

会社はのれんを残余として測定するので、のれんの測定には2つの主な構成要素以外の項目が含まれる可能性がある。例えば、取得企業が取得した事業に対して過大

支払又は過小支払をする場合には、のれんの測定には当該差額が含まれる。 測定差異は、取得時に認識されるのれんの金額に影響を与える可能性のあるもう 1 つの要因である。例えば、IFRS 第 3 号は、確定給付年金負債を IAS 第 19 号に従って公正価値と相違する可能性の高い金額で測定することを要求している。取得時ののれんの測定にはこの差額が含まれる。

IN27　一部の利害関係者は、減損テストはのれんを直接テストするものである、又はのれんを直接テストすべきであると考えている場合があり、この考えが、減損テストは有効でないという懸念の一部を生じさせている可能性がある。しかし、減損テストは、のれんを含んだ資金生成単位についての減損テストの一部として、のれんの減損を間接的にテストするだけである。

IN28　したがって、当審議会は、やはり間接的ではあるが、シールディングの影響を減らすことによって、取得のれんにもっと効果的に的を絞った減損テストを設計できるかどうかを検討した。広範囲にわたる作業の後、当審議会は、のれんについての減損テストの有効性を合理的なコストで著しく改善することは実行可能ではないと結論を下した。

IN29　のれんは独立したキャッシュ・フローを生み出さず、直接的に測定することができないので、他の資産とともに減損テストを行わなければならない。したがって、何らかのシールディングは常に発生する可能性が高い。

IN30　キャッシュ・フローの見積りは常に経営者の判断の対象となるが、うまく適用されれば、当該テストはのれんを含む結合後の資産に結合後の回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するという目的を満たすと期待される。減損テストは、取得の業績が経営者の期待に沿っていないという適時なシグナルを常に提供すること可能なわけではないが、そうしたシグナルのないことがテストの失敗を意味するわけではない。IN18 項から IN24 項で論じた開示についての当審議会の予備的見解は、取得のその後の業績に関する適時な情報に対するニーズを満たすことを意図したものである。

償　却

IN31　当審議会は、のれんの減損テストに関する IAS 第 36 号のアプローチの有効性を合理的なコストで著しく改善することはできないと結論を下した。取得のその後の業績に関する情報は、IN18 項から IN24 項で論じた開示についての当審議会の予備的見解を適用することによって提供されることになる。したがって、当審議会は、のれんの償却を再導入する提案を開発すべきかどうかを検討した[6]。

IN32　償却は、会社がのれんの帳簿価額を減額し減損テストからいくらかの圧力を取り除くための単純な方法となり得る。それによって、のれんの帳簿価額が、どの減損テストにも内在する限界のために過大表示される可能性があると考える利害関係者の懸念を解決するのに役立つ可能性がある（IN25 項から IN30 項参照）。

IN33　のれんの償却を再導入すべきかどうかを検討するにあたり、個々の審議会メンバーにより異なる主張への重点の置き方が異なっている。審議会メンバーが見解に至るにあたって考慮した主な主張のいくつかを IN34 項から IN35 項に要約している。

IN34　一部の審議会メンバーの意見では、当審議会は次の理由で償却を再導入すべきである。

(a)　のれんに係る減損損失を適時に認識する上で有効性を著しく高める減損テストを

[6] 当審議会が償却を再導入するとした場合でも、のれんが減損しているかどうかをテストする必要が依然としてある。

© IFRS Foundation

設計することは実行可能でないと判明している。彼らの意見では、当審議会は、減損テストはのれんに係る減損損失を適時に認識するほど十分に頑健ではないという IFRS 第 3 号の PIR のフィードバックに対応するために、償却を再導入すべきである。

(b) のれんは耐用年数が有限の減耗性の資産であり、償却の再導入はのれんが費消されていることを描写するための唯一の方法である。

IN35 他の審議会メンバーの意見では、当審議会は償却を再導入すべきではなく、減損のみのアプローチを維持すべきである。その理由は、

(a) 減損テストはのれんを直接テストするものではないが、減損損失の認識は、たとえ遅れるとしても、当該損失が発生しているという投資者の以前の評価を確認する重要な確認的情報を提供し、経営者に説明責任を求めるのに役立つ。のれんの耐用年数は見積ることができないので、どのような償却費も恣意的となる。したがって、投資者は償却費を無視することになり、償却は経営者に取得の意思決定について説明責任を求めるためには使用できないことになる。

(b) 当審議会は、単に減損テストが厳格に適用されていないという懸念のため、又はのれんの帳簿価額を減額するだけのために償却を再導入すべきではない。一部の審議会メンバーの意見では、のれんは多くの理由で増加している可能性がある。例えば、変化する経済の性質や未認識の無形資産によって生み出されている価値が増大していることなどである。

(c) 当審議会は、のれんの償却が投資者に提供される情報を著しく改善するか、あるいは、特に取得後の最初の数年間において、減損テストの実施のコストを著しく低減させるという説得力のある証拠を有していない。

IN36 償却が再導入されるか減損のみのアプローチが維持されるかに関係なく、のれんの会計処理は取得の成功に関する情報を提供できない。当審議会の予備的見解は、取得のその後の業績に関する開示を要求すべきであるというものである（IN20 項参照）。これらの開示は、取得の成功又は不成功に関するより直接的な情報を投資者に提供するであろう。減損のみのアプローチが維持される場合には、当該開示は、減損テストは取得の業績に関する適時なシグナルを提供するようには設計されていないという懸念に対処するのに役立つ可能性がある。償却が再導入される場合には、当該開示は減損テストからの有用な情報の潜在的な喪失に関する懸念に対処するのに役立つ可能性がある。

IN37 当審議会は、のれんについての両方の会計モデル（減損のみのモデルと償却モデル）に限界があることを承知している。のれんを直接テストできる減損テストは識別されておらず、償却については、のれんの耐用年数とのれんの減少するパターンを見積ることが困難である。

IN38 当審議会の予備的見解は、減損のみのアプローチを維持すべきであり償却を再導入すべきではないというものである。しかし、この決定の多数決は僅差で、14 名の審議会メンバーのうち8名が賛成票を投じたものである。したがって、当審議会はこのトピックについての利害関係者の意見を特に望んでいる。

IN39 利害関係者は常に、のれんの償却を要求すべきかどうかについて強固で互いに異なる見解を有してきた。これらの見解に関するよく知られた議論を単純に繰り返すのでは、議論を前に進めることはできそうにない。このため、当審議会は、新たな実務上又は概念上の主張を提供する利害関係者からのフィードバックについては、これらの主張の証拠、並びにさらに大きなウェイトを置くべき主張を識別する提案及びその理由とともに、歓迎する。当審議会は、利害関係者の見解が IN50 項から IN53 項で論じる当審議会の予備的見解のパッケージの他の構成部分に左右されるのかどうかにも関心がある。

IN40　本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックは、このトピックに関して IFRS 基準を再び変更すべきであるという説得力のある証拠を有しているかどうかを当審議会が決定するのに役立つであろう。基準設定主体としての役割を果たすため、当審議会は、今回行う決定が数年で再検討されることはないであろうと納得する必要がある。異なるアプローチの間を往復する頻繁な変更は、どの利害関係者にも役立たない。

のれんの影響の強調

IN41　当審議会の予備的見解では、のれんを除いた資本合計の金額を貸借対照表上で表示すること（本ディスカッション・ペーパーの付録で例示）を会社に要求すべきである。この透明性の改善は、会社の財政状態についての投資者の理解を高めることが期待される。当審議会は、この透明性の改善を重要と考えている。減損テストはのれんを直接テストすることができず、のれんは他の資産と異なっている（例えば、のれんは分離して売却することができず、直接的に測定することができない）からである。

毎年の減損テストの免除

IN42　当審議会の予備的見解は、のれんを含んだ資金生成単位について会社が毎年の定量的な減損テストを行うという要求を削除すべきであるというものである。会社は、減損が発生している可能性があるという兆候がない限り、定量的なテストを行うことを要求されないことになる。会社は依然として、各報告期間末においてそうした兆候があるかどうかを評価する必要がある。当審議会は、この免除がのれんの減損テストのコストを低減させるであろうと見込んでいる。

IN43　一部の審議会メンバーは、当審議会がのれんの償却を再導入する場合にのみこのような免除を設けることを支持している。彼らの考えでは、のれんの毎年のテストの要求を削除すると減損テストの頑健性が低下することになる。

IN44　しかし、当審議会の予備的見解は償却を再導入すべきではないというものであるが、審議会メンバーの僅差の過半数がこの免除を支持している。そうした審議会メンバーの意見では、免除を設けることで減損テストのコストが低減するが、減損テストの頑健性の低下は僅少なものとなる。これは、減損テストを毎年実施しても、資金生成単位の減損テストにおいて発生する可能性のあるシールディングを除去することはできないからである。減損の兆候がない場合に減損テストを行うことの便益は小さいので、そうした場合のコストは正当化されない。

使用価値

IN45　当審議会の予備的見解は、会社が使用価値を見積る方法を次のように改善すべきであるというものである。

(a)　会社が将来の確約のないリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フローを含めるようにする。

(b)　会社が税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率を使用することを認める。

IN46　これらの改善は、減損テストの実施のコスト及び複雑性を低減させ、より有用で理解可能な情報を提供することが期待される。その改善はまた、当該テストの実施をより容易にし、したがって減損テストの監査及び執行をより容易にする可能性がある。

無形資産

IN47　IFRS 第 3 号及び IAS 第 38 号の修正は、取得においてのれんに含めずに区分して認識される無形資産の範囲を拡大した。利害関係者は、識別可能な無形資産を区分して認識することの便益（特に、顧客との関係及びブランドに関して）に関して意見が分かれている。

© IFRS Foundation

IN48　区分認識は会社が何を購入したのかを説明するのに役立つという人々がいる。他方、その情報が有用かどうかを疑問視する人々もいる。類似した内部で創設された無形資産は認識されず、一部の無形資産は評価が困難だからである。区分認識のコストに関しての財務諸表の作成者（作成者）の意見も分かれている。

IN49　この情報がどのくらい有用なのか及びコストがかかるのかについて意見が分かれているため、当審議会は、取得において認識される無形資産の範囲を変更すべきであるという説得力のある証拠を有していない。

コストと便益

IN50　本ディスカッション・ペーパーに示した当審議会の予備的見解は、パッケージを構成しており相互に関連している。当審議会は、パッケージを検討する際及び本プロジェクトの目的を満たすかどうかを検討する際に、その関連性を考慮した。当審議会は、何が本プロジェクトの目的を最もよく満たすのかを利害関係者が評価する際に、これらの関連性も考慮することを求めている。例えば、

(a)　償却についての見解は、減損テストがのれんに係る減損損失の適時な認識に有効であるかどうか、又は有効性を高めることができるかどうかに関する見解に部分的に依存する可能性がある。

(b)　強制的な毎年の定量的な減損テストを維持すべきかどうかについての見解は、のれんの償却を再導入すべきかどうかについての見解に部分的に依存する可能性がある。

(c)　強制的な毎年の定量的な減損テストの免除を設けることによって、会社にとってのコストを低減させる可能性のある変更を導入すべきかどうかについての見解は、取得及びその後の業績に関する追加的な開示を要求すべきかどうかについての見解に部分的に依存する可能性がある。そのような開示を提供することは会社にとってのコストを増加させることになる。

(d)　償却及び減損テストの簡素化についての見解は、取得及びその後の業績に関する追加的な開示を要求すべきかどうかについての見解に部分的に依存する可能性がある。これらの開示は、取得の業績に関する情報を提供するための減損テストへの依拠を減らす可能性がある。

(e)　一部の無形資産をのれんに含めるべきかどうかについての見解は、のれんの償却を再導入すべきかどうかについての見解に部分的に依存する可能性がある。

IN51　予備的見解に至るにあたり、当審議会は、全体的なパッケージの予想される便益と予想されるコストを検討した。さらに、当審議会の予備的見解は、導入された場合、IN3項における本プロジェクトの目的を満たすであろうが、これらの予備的見解の中には、予備的見解に至るにあたって考慮しなければならなかった欠点のあるものもある。例えば、

(a)　新たな開示の導入は、会社にとってのコストを増加させる。

(b)　毎年の定量的な減損テストの免除の適用は、減損テストの頑健性を低下させる可能性があり、減損テストに関連した開示の喪失を生じさせる可能性がある。

(c)　使用価値の見積方法を、将来の確約のないリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フローを含めるように変更することは、経営者が使用価値を見積る際に楽観的すぎるインプットを使用するリスクを増大させる可能性がある。

IN52　当審議会は、この予備的見解のパッケージは、導入された場合、投資者に取得に関するより有用な情報を提供するであろうと見込んでいる。この情報は、投資者が業績を評価し、経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めるのに役立

つであろう。これらの改善は、減損テストのコストと複雑性を低減させるのに役立つであろうと当審議会が考えるパッケージの他の要素とともに行う場合には、投資者から有用な情報を奪うことなく、合理的なコストで達成できる。

IN53 当審議会の考えでは、この予備的見解のパッケージは、取得及びのれんの会計処理における投資者のニーズ、便益及びコストに関して IFRS 第 3 号の PIR において利害関係者が示した広範囲の見解への最も費用対効果の高い対応である。本ディスカッション・ペーパーは、予備的見解の便益とコストについての当審議会の予備的な評価を含んでいる。当審議会は、この評価をより完全にすることに役立つフィードバックを歓迎する。

今後の手順は何か

IN54 本ディスカッション・ペーパーに示された見解は、予備的なものであり変更される可能性がある。当審議会は、予備的見解の一部又は全部を導入する提案を含んだ公開草案を開発すべきかどうかを決定する前に、本ディスカッション・ペーパーに対して受け取ったコメントを考慮する。

© IFRS Foundation

コメント募集

当審議会は、ディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」に対するコメントを募集している。特に下記の質問に対してであり、それらは本ディスカッション・ペーパーの関連する章で繰り返している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

(a) 記載された質問に回答している。

(b) そのコメントが関連する本ディスカッション・ペーパーの具体的な項を明記している。

(c) 明確な論拠を含んでいて、その論拠を支える証拠を提供している。

(d) 提案の中で翻訳が困難な文言を識別している。

(e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本ディスカッション・ペーパーで扱っている事項についてのみコメントを求めている。

コメント提出者への質問

質問 1

1.7 項は、当審議会のリサーチ・プロジェクトの目的を要約している。IN9 項は当審議会の予備的見解を要約している。IN50 項から IN53 項は、これらの予備的見解がパッケージであることを説明しており、それらの項は、個々の予備的見解の間の関連性のいくつかを識別している。

当審議会は、この予備的見解のパッケージは、適用されれば、当プロジェクトの目的を満たすであろうとの結論を下した。会社は取得する事業に関するより有用な情報を投資者に提供することが要求される。その目的は、投資者が業績を評価し、経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つことである。当審議会は、こうした情報を提供することの便益は当該情報を提供することのコストを上回るであろうと考えている。

(a) 当審議会の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような決定のパッケージを提案するか、また、そのパッケージはどのように当プロジェクトの目的を満たすのか。

(b) 回答者の回答が他の質問への回答に依存しているものはあるか。例えば、のれんに係る強制的な定量的な減損テストの免除についての回答は、当審議会がのれんの償却を再導入するかどうかに依存するか。回答者の回答のどれが他の回答に依存するのか、また、その理由は何か。

質問 2

2.4 項から 2.44 項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) それらの開示要求は 2.4 項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関するより良い情報に対する投資者のニーズ）を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者（最高経営意思決定者（CODM））の目的について情報の開示を会社に要求すべきである（2.8 項から 2.12 項参照）。IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。

(ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきであ

る。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者（CODM）がどのようにモニターし測定するのかである（2.13 項から 2.40 項参照）。

(iii) 経営者（CODM）がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない（2.19 項から 2.20 項参照）。

(iv) 経営者（CODM）が取得が目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。

(v) 経営者（CODM）が、取得年度後 2 回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。

(vi) 経営者（CODM）が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである（2.21 項参照）。

(c) 提供される情報は、会社の CODM がレビューしている情報及び取得に基づくべきであることに同意するか（2.33 項から 2.40 項参照）。賛成又は反対の理由は何か。会社の開示が CODM がレビューしているものに基づく場合、会社が取得に関する重要性がある情報を投資者に提供しないという懸念をしているか。会社の開示が CODM がレビューしている取得に基づかない場合、開示の分量が負担となるという懸念をしているか。

(d) 商業上の機密に関する懸念（2.27 項から 2.28 項参照）が、取得についての経営者（CODM）の目的に関する情報及び当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用される指標に関する情報を、会社が開示することの妨げとなる可能性があるか。賛成又は反対の理由は何か。商業上の機密は、投資者が情報を必要としている場合に会社が当該情報の一部を開示しない妥当な理由となり得るか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 2.29 項から 2.32 項は、取得についての経営者（CODM）の目的及び当該目的を果たす上での進捗度をモニターするために使用される指標を示す情報は、将来予測的な情報ではないという当審議会の見解を説明している。むしろ、当審議会は、当該情報は取得時における経営者（CODM）の目標を反映するものと考えている。回答者の法域において会社がこうした情報を開示する能力に影響を与える可能性のある何らかの制約はあるか。そうした制約はどのようなもので、どのような影響を与える可能性があるか。

質問 3

2.53 項から 2.60 項は、新たな開示要求事項の案に加えて、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供するという開示目的を追加する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益
- 取得が経営者（CODM）の当該取得についての目的を果たしている程度

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

2.62 項から 2.68 項及び 2.69 項から 2.71 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社に下記の開示を要求する。

© IFRS Foundation

○ 取得した事業の営業と会社の事業との結合から期待されるシナジーに関する説明

○ 当該シナジーが実現すると見込まれる時期

○ 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見積り

○ 当該シナジーを達成するための予想されるコスト又はコストの範囲

- 財務活動から生じる負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスであると定める。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

IFRS 第 3 号「企業結合」は、取得の年度において、取得日が事業年度の期首であったとした場合の当報告期間についての結合後事業の収益及び純損益を示すプロフォーマ情報を提供することを会社に要求している。

2.82 項から 2.87 項は、このプロフォーマ情報を会社に作成させる要求を維持すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

(a) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 当審議会はプロフォーマ情報の作成方法について会社のためのガイダンスを開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、当審議会は会社がどのようにプロフォーマ情報を作成したのかを開示することを要求すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 3 号は、報告期間中に行われた取得のそれぞれについて、取得日後の取得した事業の収益及び純損益を開示することも会社に要求している。

2.78 項から 2.81 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- プロフォーマ情報と取得日後の取得した事業に関する情報の両方について、「純損益」という用語を「取得関連取引及び統合のコスト控除前の営業利益」という用語に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」での定義と同様に定義される。
- 会社は、取得日後の取得した事業及び当報告期間のプロフォーマのベースでの結合後事業について、営業活動によるキャッシュ・フローを開示すべきであるという要求を追加する。

(c) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 6

3.2 項から 3.52 項で論じているように、当審議会は、のれんを含んだ資金生成単位について、のれんに係る減損損失を適時に認識する上での減損テストの有効性を、IAS 第 36 号「資産の減損」に示されている減損テストの有効性よりも著しく高めることが実行可能かどうかを検討した。当審議会の予備的見解は、これは実行可能ではないというものである。

(a) のれんに係る減損損失の適時な合理的なコストでの認識における有効性を著しく高める減損テストの設計が実行可能でないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 同意しない場合、当審議会は減損テストをどのように変更すべきか。そうした変更はどのようにテストの有効性を著しく高めるのか。そうした変更を導入するためにどのようなコストが必要となるか。

(c) 3.20 項は、のれんに係る減損損失が適時に認識されないという懸念の 2 つの理由について論じている。楽観的すぎる見積りとシールディングである。回答者の意見では、これらはそれらの懸念の主要な理由か。それらの懸念に他の主要な理由はあるか。

(d) 当審議会は、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）において指摘された懸念の結果としての本プロジェクトにおいて IAS 第 36 号の他の側面を考慮すべきか。

質問 7

3.86 項から 3.94 項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。

(a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入するとした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。

(b) のれんの償却についての回答者の意見は 2004 年以降に変化したか。2004 年以降にどのような新たな証拠又は議論が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見を確認することとなったのか。

(c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問 6(c)参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。

(d) 取得のれんは、同じ資金生成単位においてその後に内部で創設されたのれんとは別個のものと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。

(f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。

質問 8

3.107 項から 3.114 項は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。当審議会は、この金額を、貸借対照表の構成の中での小計としてではなく、独立の項目として表示することを会社に要求する可能性が高い（本ディスカッション・ペーパーの付録参照）。

(a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 会社がこのような金額をどのように表示すべきかについて何かコメントはあるか。

質問 9

4.32 項から 4.34 項は、定量的な減損テストを毎年行うという要求を廃止する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を要約している。定量的な減損テストは、減損の兆候がない限り、要求されないことになる。同じ提案が、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産についても開発されることになる。

(a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) このような提案はコストを著しく低減させることになるか（4.14 項から 4.21 項参照）。その場合、コスト削減の性質及び程度の例を示されたい。この提案がコストを著しく低減させないという場合には、その理由を説明されたい。

(c) 回答者の意見では、この提案は減損テストの頑健性を著しく低下させることになるか

© IFRS Foundation

（4.22 項から 4.23 項参照）。賛成又は反対の理由は何か。

質問 10

当審議会の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。

- 使用価値を見積る際に一部のキャッシュ・フロー（すなわち、将来の確約のないリストラクチャリング、又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フロー）を含めることを禁止している IAS 第 36 号における制限を廃止する（4.35 項から 4.42 項参照）。
- 使用価値を見積る際に会社が税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率を使用することを認める（4.46 項から 4.52 項参照）。

当審議会は、これらの変更は減損テストのコストと複雑性を低減させ、より有用で理解可能な情報を提供するであろうと見込んでいる。

(a) このような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 当審議会は、この質問の対象となっているキャッシュ・フローを見積る際に、IAS 第 36 号ですでに要求されている規律に加えて、規律を要求することを提案すべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、どのように行うべきかを記述し、これを使用価値の見積りに含めるすべてのキャッシュ・フローに適用すべきかどうか、及びその理由を記載されたい。

質問 11

4.56 項は、減損テストをさらに簡素化すべきではないという当審議会の予備的見解を要約している。

(a) 当審議会は 4.55 項で要約した簡素化の何れかを開発すべきか。開発に賛成の場合、どの簡素化か、その理由は何か。開発に反対の場合、その理由は何か。

(b) 投資者に提供される情報の有用性を低下させずに、のれんの減損テストの実施のコストと複雑性を低減させる他の方法を提案できるか。

質問 12

5.4 項から 5.27 項は、一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を開発すべきではないという当審議会の予備的見解を説明している。

(a) 当審議会がこのような提案を開発すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 反対の場合、5.18 項で議論しているアプローチのどれを当審議会は追求すべきか、その理由は何か。このような変更は、投資者が有用な情報をもはや受け取らなくなることを意味するのか。賛成又は反対の理由は何か。これは複雑性とコストをどのように低減させるのか。どのコストが低減されるのか。

(c) のれんの償却を再導入するとした場合、意見は変わるか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 13

IFRS 第 3 号は、多くの点で米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）とコンバージェンスしている。例えば、IFRS 第 3 号と公開会社についての米国会計基準に従って、会社はのれんを償却していない。6.2 項から 6.13 項は、米国の財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集を要約している。

本ディスカッション・ペーパーにおける質問のいずれかに対する回答は、現時点で存在して

いる 米国会計基準又は FASB の現在の作業の後に考えられる米国会計基準と結果が一致するかどうかに依存しているか。その場合、どの回答が変わるのか、その理由は何か。

質問 14
本ディスカッション・ペーパーに示した当審議会の予備的見解について他にコメントはあるか。当審議会は IFRS 第 3 号の PIR に対応して何か他のトピックを考慮すべきか。

期　限

当審議会は、2020 年 12 月 31 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。期限は、covid-19 パンデミックにより、2020 年 12 月 31 日に変更された。以前の期限は、2020 年 9 月 15 日であった。

コメントの方法

我々はコメントをオンラインで受け取ることを希望しているが、コメントは次のいずれの方法でも提出することができる。

オンライン　‘Open for comment documents’ ページ（https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/ にある）にアクセス

電子メール　送付先： commentletters@ifrs.org

郵　送　IFRS Foundation
Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD
United Kingdom

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、すべてのコメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

© IFRS Foundation

第 1 章 — はじめに

背　景

1.1　当審議会は、2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を公表し 2008 年に改訂した。当審議会は、関連する修正を IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」（当時の IAS 第 27 号の表題）、IAS 第 36 号「資産の減損」及び IAS 第 38 号「無形資産」についても行った。

1.2　本ディスカッション・ペーパーは、当審議会が 2004 年と 2008 年に行った下記の変更に関連する事項を検討している。

(a)　のれんを償却するという従来の要求を廃止し、毎年の定量的な減損テストの要求に置き換えた。

(b)　すべての無形資産を償却するという従来の要求を廃止し、耐用年数を確定できない無形資産は償却せず毎年の定量的な減損テストの対象とするという要求に置き換えた。

(c)　のれんに含めずに取得において区分して認識する無形資産の範囲を拡大した。

1.3　2013 年と 2014 年に、当審議会は、IFRS 第 3 号が当審議会が意図したように機能しているかどうかを評価するため、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）を実施した。IFRS 第 3 号の PIR は、IAS 第 27 号、IAS 第 36 号及び IAS 第 38 号の関連する修正も対象としていた。その発見事項は、2015 年公表の報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 3 号『企業結合』の適用後レビュー」で要約された[7]。

1.4　利害関係者は、取得の会計処理のいくつかの側面に関して懸念を提起した。このため、IFRS 第 3 号の PIR の結果として、当審議会は下記のことを開始した。

(a)　事業の定義を明確化して狭めたプロジェクト。その定義は、どのような場合に IFRS 第 3 号の要求事項が適用されるのかを決定する。当審議会は、このプロジェクトを 2018 年に「事業の定義」（IFRS 第 3 号の修正）を公表することによって完了した。

(b)　のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト。これが本ディスカッション・ペーパーの主題である。

当審議会は利害関係者から何を学んだか

1.5　表 1.1 は、本ディスカッション・ペーパーで検討している領域における IFRS 第 3 号の PIR に対するフィードバックを要約している。当審議会はその後、広範囲の利害関係者との会合から同様のフィードバックを受けた。

表 1.1　IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバック

領域	フィードバック
開示	多くの投資者が、取得のその後の業績を評価する際に困難を感じることが多いと述べた。 一部の投資者は、トレンド分析のための過年度のプロフォーマ比較情報を希望した。 多くの作成者は、取得が報告期間の期首に生じたとした場合の結合後の事業のプロフォーマの収益及び純損益を開示することは困難だと考えた。取得前の各期間についての情報が必

[7] http://cm.ifrs.org/-/media/project/pir-ifrs-3/published-documents/pir-ifrs-3-report-feedback- statement.pdf 参照

	ずしも容易に利用可能ではないからである。
のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損	利害関係者は、のれんに対しての減損のみのアプローチについて意見が分かれていた。 一部の投資者は、このアプローチは経営者の受託責任を評価するのに役立つので、有用な情報を提供すると述べた。また、減損テストで提供される情報は確認価値を有しているとも述べた。 多くの利害関係者は、減損テストは複雑で、時間とコストがかかると述べ、会社に困難な判断を要求するものであると述べた。多くの利害関係者は、減損の発生と会社の財務諸表における減損損失の認識との間にタイムラグがあると述べた。 多くの利害関係者が、償却の再導入を提案した。
無形資産ののれんからの区分認識	投資者は、無形資産をのれんと区分して認識することの有用性について意見が分かれていた。 一部の投資者は、追加的な無形資産の識別及び測定は、非常に主観性が高いと述べた。しかし、他方で、取得された事業の構成要素及び取得の理由についての洞察を提供すると述べた人々もいた。 利害関係者は、一部の無形資産は識別が困難であると述べた。また、評価方法が複雑で主観的であるとも述べた。

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトの目的

1.6 利害関係者のフィードバックに対応して、当審議会は次のことをリサーチした。

(a) 会社が取得についてのより良い情報（特に、取得のその後の業績についての情報）を投資者に提供できるかどうか（第 2 章）

(b) のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を高めることができるかどうか（第 3 章）

(c) のれんの償却を再導入すべきかどうか（第 3 章）

(d) 減損テストをコストと複雑性を低減させるように修正すべきかどうか（第 4 章）

(e) 一部の無形資産をのれんに含めるべきかどうか（第 5 章）

1.7 当審議会の全体的な目的は、会社が行う取得に関してのより有用な情報を合理的なコストで投資者に提供できるかどうかを探求することである。より良い情報は、取得を行った会社の業績を投資者が評価するのに役立つであろう。より良い情報は、当該事業を取得する経営者の意思決定について、投資者が会社の経営者に説明責任をより効果的に求めることにも役立つと期待される。

本ディスカッション・ペーパーで使用している用語

1.8 本ディスカッション・ペーパーで使用している下記の用語は、すでに IFRS 基準において定義されるか又は記述されている。

被取得企業（acquiree） 企業結合において取得企業が支配を獲得する事業

© IFRS Foundation

取得企業 （acquirer）	被取得企業に対する支配を獲得する企業
企業結合 （business combination）	取得企業が１つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象
帳簿価額 （carrying amount）	資産が減価償却（償却）累計額及び減損損失累計額の控除後で認識されている金額
資金生成単位 （cash-generating unit）	他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループ
最高経営意思決定者 （chief operating decision maker）	企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価する機能。多くの場合、企業の最高経営意思決定者は、最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役やその他の人々のグループかもしれない。
処分コスト （costs of disposal）	資産の処分に直接起因する増分コスト（金融コスト及び法人所得税費用を除く）
公正価値 （fair value）	測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格
のれん （goodwill）	企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産
減損損失 （impairment loss）	資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額
重要性がある情報 （material information）	情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。
資産又は資金生成単位の回収可能価額 （recoverable amount of an asset or cash-generating unit）	資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額
リストラクチャリング （restructuring）	経営者が立案し統制している計画であって、次のいずれかを大きく変更するもの (a) 企業が従事する事業の範囲 (b) 事業を運営する方法
使用価値 （value in use）	資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値

1.9　下記の用語も本ディスカッション・ペーパーで使用されているが、IFRS 基準では定義されていない。

ヘッドルーム（headroom）	資金生成単位の回収可能価額が、認識した純資産の帳簿価額を超過する金額。ヘッドルームは次のもので構成される。 (a) 自己創設のれん (b) 認識した資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額との間の未認識の差額 (c) 未認識の資産及び負債
取得のその後の業績（subsequent performance of an acquisition）	取得した事業の取得後の業績と、取得によるシナジーが生じる場合の取得企業の事業のその他の部分の業績を合わせたもの

コメント提出者への質問

質問 1

1.7 項は、当審議会のリサーチ・プロジェクトの目的を要約している。IN9 項は当審議会の予備的見解を要約している。IN50 項から IN53 項は、これらの予備的見解がパッケージであることを説明しており、それらの項は、個々の予備的見解の間の関連性のいくつかを識別している。

当審議会は、この予備的見解のパッケージは、適用されれば、当プロジェクトの目的を満たすであろうとの結論を下した。会社は取得する事業に関するより有用な情報を投資者に提供することが要求される。その目的は、投資者が業績を評価し、経営者に取得の意思決定についての説明責任をより効果的に求めることに役立つことである。当審議会は、こうした情報を提供することの便益は当該情報を提供することのコストを上回るであろうと考えている。

(a) 当審議会の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような決定のパッケージを提案するか、また、そのパッケージはどのように当プロジェクトの目的を満たすのか。

(b) 回答者の回答が他の質問への回答に依存しているものはあるか。例えば、のれんに係る強制的な定量的な減損テストの免除についての回答は、当審議会がのれんの償却を再導入するかどうかに依存するか。回答者の回答のどれが他の回答に依存するのか、また、その理由は何か。

© IFRS Foundation

第 2 章 — 取得に関する開示の改善

本章のハイライト

- 投資者は、取得が経営者の期待と比較してどのように成果を上げているのかを理解したいと考えている。
- 会社の経営者が取得をモニターするために使用している情報を投資者に提供することを会社に要求すべきである。
- 投資者は、この情報を経営者が事業を取得する意思決定を評価するために利用できる。

2.1 本章は、IFRS 第 3 号「企業結合」を次のように修正すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) 取得のその後の業績に関する開示要求を追加する。これらは、経営者が取得について設定した目的が果たされているかどうかを投資者が理解するのに役立つことを意図したものである（2.4 項から 2.45 項参照）。

(b) IFRS 第 3 号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った改善を行う（2.46 項から 2.91 項参照）。

2.2 これらの変更を行うことによって、当審議会は、取得及び、特に、取得のその後の業績を理解するのに役立つより良い情報を必要としていると述べた投資者からのフィードバックに対応することになる。より良い情報は、投資者が業績を評価し、事業を取得する意思決定について経営者に説明責任をより効果的に求めるのに役立つであろう。

2.3 投資者に取得に関するより良い情報を提供することが、本ディスカッション・ペーパーにおける当審議会の予備的見解の主要な目的である。

取得のその後の業績

取得のその後の業績とは何か

「取得のその後の業績」という用語は、本ディスカッション・ペーパーにおいて、取得した事業の取得後の業績と、取得によって影響を受ける取得企業の事業のその他の部分の業績を合わせたものを指す。

取得企業の事業のその他の部分の業績は、取得によってシナジーが生じる場合には、取得の影響を受ける場合がある。

取得した事業が取得企業の事業と統合される場合、経営者が使用する取得のその後の業績に関する情報は、結合後の事業に基づくことがある。

論点は何か

2.4 投資者は、会社は通常、取得のその後の業績を投資者が理解するのに役立つ十分な情報を提供していないと述べた。投資者は、取得についての経営者の目的が果たされているのかどうか（例えば、経営者が取得から期待しているシナジーが実現されつつあるのかどうか）を評価できない。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

2.5 投資者は、取得についての経営者の目的が果たされているのかどうかを知りたいと考えている。この情報は、取得から期待される便益を経営者が実現する能力を評価し、取得のその後の業績が、取得した事業に対して経営者が合理的な対価を支払ったこと

を示しているのかどうかを評価するのに役立つであろう。経営者の目的が果たされているのかどうかに関する情報により、投資者が業績を評価し、事業を取得する意思決定について経営者に説明責任をより効果的に求めることができるであろう。したがって、投資者は、会社の経済的資源についての経営者の受託責任を評価するために当該情報を使用するであろう。

2.6 IFRS 第 3 号は、取得のその後の業績に関する情報の開示を具体的に要求していない。しかし、限定的な情報が次のことから得られる場合がある。

(a) 取得日から報告期間の末日までの取得した事業の収益及び純損益を開示するという IFRS 第 3 号の要求[8]。しかし、当該情報が利用可能なのは当該期間についてのみであり、また、取得した事業の収益又は純損益が経営者の期待に沿ったものか又は上回ったのかどうかに関する情報を提供することを会社は要求されていない。

(b) 減損損失。しかし、のれんはキャッシュ・フローを独立して生み出すものではなく、直接的には測定できないため、減損テストを他の資産と関連させて行わなければならない。のれんの減損テストの目的（3.12 項から 3.19 項で詳細に説明している）は、のれんを含む結合後の資産に結合後の回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保することである。減損テストは、取得が当該取得についての経営者の目的を果たしているかどうかを投資者に伝えることはできない。その理由は、例えば、次のようであるからである。

(i) 減損損失は時には失敗のシグナルとなり得るが、減損損失が認識されていないとしても、それは取得が成功していることを自動的に意味するわけではない。

(ii) 減損テストの結果は、取得の成功又は失敗の程度を伝えることはできない。取得のれんの帳簿価額は、取得から当初に期待された便益のうちどれだけが依然として残っているのかを必ずしも描写しないからである。

(iii) 減損損失は、会社全体に影響を与える外部市場要因から生じる場合がある。この減損損失は、取得が失敗したことを示すものではない場合がある。

(c) 取得を含んだセグメントについてのセグメント報告。しかし、セグメントは個々の取得よりも大きい傾向があるので、この情報は限定的である場合がある。さらに、経営者が取得した事業を複数のセグメントに配分する場合があり、取得した事業のどの部分が各セグメントに配分されたのかが投資者にとって明確ではない場合がある。

(d) 財務諸表とともに提供される経営者による説明（会社がその作成を要求されているか又は選択している場合）。しかし、すべての会社が、投資者が関心を有している取得の業績を評価するための十分な情報を経営者による説明において提供しているわけではない。

2.7 予備的見解に至るにあたって、当審議会は下記の質問を検討した。

(a) 取得についての経営者の目的に関して、どのような情報の提供を会社に要求すべきか（2.8 項から 2.12 項）

(b) 目的が果たされているかどうかを示すために、どのような情報の提供を会社に要求すべきか（2.13 項から 2.32 項）

[8] IFRS 第 3 号の B64 項(q)(i)

© IFRS Foundation

(c) この情報をすべての重要性がある取得について提供することを会社に要求すべきか（2.33 項から 2.40 項）

(d) この情報の提供をどれだけの期間にわたり会社に要求すべきか（2.41 項から 2.44 項）

取得についての経営者の目的に関して、どのような情報の提供を会社に要求すべきか

2.8 取得についての経営者の目的が果たされているかどうかを理解するためには、投資者はそれらの目的が何であるのかを知る必要がある。

2.9 IFRS 第 3 号は、取得の主な理由を開示することを会社に要求している[9]。この開示要求は、企業が経営者の目的に関する何らかの情報を提供する結果となる場合があるが、この情報が、投資者が取得のその後の業績を評価するのに役立つ情報の基礎となるのに十分なほど具体的である可能性は低い。

2.10 当審議会の予備的見解は、取得の主な理由を開示するという要求を、次のことを開示するという要求に置き換えるというものである。

(a) 取得を実行したことの戦略的根拠

(b) 取得日における当該取得についての経営者の目的

2.11 当審議会は次のことを見込んでいる。

(a) 戦略的根拠の記述は、取得の根拠を会社の全体的な事業戦略と関連付けることになる。事業戦略は、会社の財務報告書の別の場所（例えば、経営者による説明）で示されていることが多い。戦略的根拠は幅広いものとなる可能性が高く（例えば、「Z 地域の Y 区域で営業している B 社を取得することによって、当社の Z 地域における地理的プレゼンスを拡大するため」）、これは会社の全体的な事業戦略と結び付くであろう（例えば、「Z 地域におけるリーディング・カンパニーとなるため」）。根拠の記述を明記された全体的な事業戦略と関連付けることで、提供される情報をより有用にすることに役立つ可能性がある。

(b) 経営者の目的は、取得についてのより具体的な財務上又は非財務上の目的となるであろう（例えば、「取得した B 社の販売チャネルを使用して、新たな Y 区域における当社の自社製品 W の追加的な販売を達成するため」）。当該目的は戦略的根拠よりも詳細となるであろうが、戦略的根拠に関連付けられることになる。経営者は、それぞれの取得について、経営者が取得を成功と考える前に達成する必要のある複数の目的を有している可能性が高い。会社は、経営者がこれらの目的のために設定した目標及び当該目標がどのように測定されるのか（指標）を記述することが期待される。これらの目標を通じて、経営者はそれらの目的が果たされたかどうかを決定する。それらの指標は、目的が果たされているかどうかの検証が可能となるように十分に具体的である必要があり、当該指標も開示される必要がある（2.13 項から 2.17 項）。この例では、指標は「202X 年の Y 区域における製品 W の CU100 百万の追加的な収益」であるかもしれない[10]。当該指標は、財務的である場合も非財務的である場合もある。

2.12 経営者の目的（当該取得が成功となるために達成しなければならないと経営者が考えている当該取得の目的）は、投資者が取得のその後の業績を評価するのに役立つ情報の基礎となる。当該目的に関する情報は、会社がその事業を購入した理由及びどのような資産、シナジー及び他の便益に対して会社が支払ったのかを投資者が理解することにも役立つであろう。投資者は、取得した事業に対する対価が合理的と思われるか

[9] IFRS 第 3 号の B64 項(d)

[10] CU＝通貨単位

どうかを評価するために当該情報を使用することができるであろう。

目的が果たされているかどうかを示すために、どのような情報の提供を会社に要求すべきか

2.13 当審議会の考えでは、すべての取得のその後の業績を評価するための適切な情報を単一の指標で投資者に提供することはできない。会社はさまざまな目的を果たすために事業を取得するのであり、取得した事業を自社の事業にさまざまな方法で組み込む可能性がある。投資者及び作成者からのフィードバックが当審議会の見解の裏付けとなる。

2.14 取得の原価は、取得する側の会社の価値との比較で多額であることが多く、失敗の影響は重大であることが多いため、当審議会は、取得する側の会社の経営者は取得を内部的にモニターしていて、取得が経営者の期待に対してどのくらい成果を上げているのかを知っているものと想定している。

2.15 したがって、当審議会の予備的見解は、経営者が取得のその後の業績に関して開示する情報は、会社の経営者が取得の目的に対しての当該取得の進捗度をモニターし測定するために使用する情報及び指標を反映すべきであるというものである。このアプローチは、IFRS 第 8 号「事業セグメント」においてセグメント報告に使用されているマネジメント・アプローチに類似している。会社は、取得が目的を果たしているかどうかをモニターするために経営者が使用している情報を開示することを要求される。

2.16 この予備的見解に至るにあたり、当審議会は次のような結論を下した。

(a) 会社の経営者が使用している取得に関する情報を開示することには、次のような利点がある可能性がある。

(i) 意思決定のために使用され、経営者の利用のために定期的に作成されモニターされている情報は、外部報告だけのために年に 1 回か 2 回作成される情報よりも綿密に精査されている可能性がある。

(ii) このアプローチは、この情報の提供のコストを最小限にする可能性がある。

(b) このアプローチは、開示する情報の種類に関する自由選択を会社に与えるものではない。経営者が取得の目的の達成における進捗度をモニターするために使用している情報（経営者が取得の業績をモニターするために使用している指標及び当該指標を用いて測定したその後の進捗度）の開示を要求されることになる。

(c) 開示される要求が、他の会社が開示する情報と異なる可能性がある。しかし、この情報を開示する主な目的は、他の会社の取得との比較可能性を提供することではなく、投資者が、取得が会社の経営者の設定した目的に対してどのように進捗しているのかを理解し、経営者が当該取得の業績をどのようにモニターし管理しているのかを理解するのに役立つことである。

(d) 会社の経営者は、事業を取得する際にいくつかの目的を追求し、それらの目的に向けての進捗度を測定するためにいくつかの指標を使用する可能性が高い。これらの指標は、財務的なものである場合（例えば、シナジーの金額、利益指標、資本利益率）も、非財務的なものである場合（例えば、市場占有率、スタッフの定着率、製品の発売）もあり、その両方である場合もある。

(e) 経営者が取得をモニターしていない場合には、その旨を開示することが投資者にとって有用である可能性がある。

2.17 開示の目的は、取得についての経営者の目的が果たされている程度を理解することに役立つ情報を投資者に提供することである。一部の利害関係者には当該情報の検証可能性に関して懸念があるかもしれないが、当審議会は、下記については検証可能であ

© IFRS Foundation

ると予想している。

(a) 開示される情報が、経営者が取得をモニターするために受け取っている情報であるかどうか

(b) 当該情報がどのように作成されたのかについて適切な説明があるかどうか

(c) 当該情報が、表現しようとしている内容を忠実に表現しているかどうか

2.18 以下の各項は下記について論じている。

(a) 経営者が取得をモニターしていない場合に、所定の指標のセットの開示を会社に要求すべきかどうか（2.19 項から 2.20 項）

(b) 時の経過とともに、経営者がその後の業績をモニターするために使用する指標を変更する場合に、開示する指標を変更することを会社に要求すべきかどうか（2.21 項）

(c) こうした情報の開示に関しての考え得る懸念（2.22 項から 2.32 項）

2.19 一部の作成者は、取得の業績を当該取得の取得日に設定した目標との比較ではモニターしていないと述べている。その代わりに、経営者は事業計画サイクルの一部として目標を設定している。経営者はこれらの目標をその後の各計画サイクルにおいて改訂し、事業の業績をこうした更新後の目標との比較でモニターする。経営者は事業を当初の目標との比較ではモニターしていないので、取得の目的が果たされつつあるかどうかはモニターしていない。

2.20 会社の経営者が取得を当初の期待との比較ではモニターしていない場合、当審議会は、所定の指標のセットの開示を会社に要求することは、2.13 項で論じたように、必ずしも有用な情報を生み出さないであろうと結論を下した。当審議会は、経営者が取得をこの方法でモニターしていないことに投資者は驚く可能性があり、これを知りたいと考えるであろうと予想している。したがって、当審議会は、経営者が取得を経営者の当初の期待との比較ではモニターしていない旨及びその理由を開示することを会社に要求すべきであると提案している。

2.21 経営者が取得の進捗度をモニターするために使用する指標は、時の経過とともに（例えば、会社の組織再編時に）変更される可能性がある。当審議会は、もはや経営者に有用な情報を提供せず内部で利用可能でなくなっている可能性のある指標について、開示を継続することを会社に要求するのは不合理であると考えている。しかし、変更の理由を開示せずに指標を変更すると、低調な業績を隠すことができてしまう可能性がある。これらの懸念のバランスを取るため、当審議会の予備的見解は、もはや内部で使用しない指標の開示を継続することを会社に要求すべきではないというものである。その代わりに、会社がそのような変更を行う場合には、変更を行った旨を変更の理由とともに開示し、改訂後の指標を開示することを要求すべきである。

2.22 当審議会は、2.11 項で議論した経営者の目的に関する情報、又は経営者が業績をモニターするために使用する指標が、次のようである可能性があるという懸念を聞いている。

(a) 取得した事業が統合されているため、提供することが不可能である（2.23 項から 2.26 項）。

(b) 商業上の機密である（2.27 項から 2.28 項）。

(c) 将来予測的なものである（2.29 項から 2.32 項）。

2.23 取得された事業は取得後すぐに統合されることが多い。統合により、取得のその後の業績を分離して取得に関する有用な情報を単独に収集することが困難となる場合があ

る。

2.24 当審議会は、取得した事業が統合された場合であっても、取得企業の経営者は、少なくとも初期においては、取得がどのように成果を上げているのかを理解していると想定している。取得契約の中には、取得した事業のその後の業績を測定することを会社に法的に義務付ける条項（例えば、アーンアウト条項）を含んでいるものがある。その場合、会社は、たとえ取得した事業の業績に関して何らかの仮定を行わなければならないとしても、これらの報告義務を満たすための方法を見出すであろう。

2.25 当審議会の予備的見解は、経営者が取得のその後の業績をモニターするために使用している情報を開示することを会社に要求することになる。経営者が取得した事業を統合することを計画している場合、経営者が当該取得のその後の業績を結合後の事業に関する情報を使用してモニターする計画である可能性がある。会社はこの結合後の情報の開示を要求されることになる。経営者がこの情報を、取得がどのように成果を上げているのかを理解するために使用しているからである。

2.26 取得した事業とそれが統合される事業の相対的な規模に応じて、経営者は、結合後の事業に関する情報が取得の業績に関して何を示しているのかを解説した何らかの説明をうける場合がある。この説明は、取得について設定された目的が果たされているかどうかを経営者が理解できるようにするために提供される。会社は、当該目的が果たされているかどうか投資者が理解する必要がある場合には、この説明を開示することも要求される。経営者が取得の業績をモニターするために使用している情報の一部だからである。

2.27 一部の利害関係者（主として作成者）は、会社の取得後の意図と正確な目標の詳細な開示は、商業上の機密である可能性があるという懸念を示した。しかし、一部の投資者は、経営者の目的を理解し当該目的に対して経営者に説明責任を求めるために投資者が必要としている情報は、他の利害関係者が当初に考えていたほど詳細で正確なものである必要はない場合があると指摘している。したがって、会社は、商業上の機密情報の開示を限定する方法で有用な情報を提供できる可能性がある。

2.28 それでも、商業上の機密に関する懸念が残る場合、当審議会の考えでは、これは投資者が必要とする情報の開示を妨げる十分な理由ではない。

2.29 一部の利害関係者は、取得についての経営者の目的に関する情報と詳細な目標は、一部の法域では、訴訟のリスクを生じさせる可能性のある将来予測的な情報とみなされる可能性があるという懸念を示した。これらの利害関係者は、当該情報は、訴訟のリスクを低減させるため、財務諸表の外で（例えば、経営者による説明において）提供されるべきであると述べた。

2.30 当審議会の考えでは、取得についての戦略的根拠、目的及び関連する目標に関する情報は、将来予測的な情報ではない。当該情報は、取得時における経営者の目標を反映している。それは会社が財務諸表を作成する時点での予想される結果の予測ではない。

2.31 経営者が当該指標を使用するのは、その後の各年度における実際の業績がその過去の見方と比較してどうなのかをモニターするため、すなわち、当初の取得の目的がどの程度まで果たされているのかを評価するためである。しかし、目的が果たされているかどうかを十分に理解するためには、経営者及び投資者は、当初の目的が依然として果たされると期待されるのかどうかに関する追加的な情報を必要とする可能性が高い。当審議会は、会社はこの情報を将来予測的な情報とはならない方法で（例えば、定性的な記載を示すことにとって）提供できると予想している。

2.32 さらに、すべての会社が経営者による説明を作成しているわけではなく、すべての経営者による説明が財務諸表と同じ条件で投資者に利用可能であるわけではない。当審議会は、すべての会社がこの情報を同じ条件で提供すべきであると考えている。した

© IFRS Foundation

がって、当審議会の予備的見解は、戦略的根拠、目的及び関連する目標に関する情報を財務諸表において開示することを会社に要求すべきであるというものである。

この情報をすべての重要性がある取得について提供することを会社に要求すべきか

2.33 一部の利害関係者は、すべての重要性がある取得について、その後の業績に関する情報を提供することに関して懸念を示した。彼らが危惧しているのは、開示の分量が、特に多数の取得を行う会社について、過大となる可能性があることである。彼らは、この情報を「主要な」又は「必須の」取得についてのみ提供すべきであると提案した。これらの取得は、所定の閾値を超える取得について追加的な開示を要求している法域が設定しているのと同様の閾値を使用して定義できるかもしれない。

2.34 他の利害関係者は、実質的にもう 1 つの重要性のレベルとなるものを導入することに同意しなかった。重要性がすでに判断を要求しているからである。

2.35 一部の投資者は、取得のその後の業績に関する情報が必要とされるのは「主要な」又は「必須の」取得についてのみであるとも述べた。したがって、これらの取得のその後の業績に関する情報のみが重要性があるということがあり得る。

2.36 2.8 項から 2.32 項で議論した当審議会の予備的見解は、取得についての経営者の目的及び取得のその後の業績に関して、経営者が取得の業績及びその後の進捗度をモニターする比較対象として使用している指標を用いて、開示を要求すべきであるというものである。当審議会の予備的見解は、この情報は、IFRS 第 8 号で記述している会社の最高経営意思決定者（CODM）[11]がモニターしている取得についてのみ要求すべきであるというものである。それらの取得について提供される情報は、CODM が当該取得について設定した目的及び CODM が当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用している情報となる。

2.37 CODM の役割は、事業セグメントに資源を配分し、事業セグメントの業績を評価することである。当審議会の考えでは、当該役割は取得の業績をモニターすることを含む可能性が高い。これは、CODM がモニターする事業セグメントの業績には取得の業績が含まれ、事業を取得するという決定は当該取得を含んだ事業セグメントへの資源の配分を伴うことになるからである。

2.38 その後の業績に関する開示を CODM がモニターしている取得についてのみ要求することには、次のような利点がある。

(a) このアプローチは、2.13 項から 2.32 項で議論したマネジメント・アプローチ（提供される情報の基礎を CODM が取得をモニターするために使用している情報に置く）の論理的延長である。

(b) 情報の基礎を CODM が取得をモニターするために使用している情報に置くことは、最も重要な取得に関する最も重要な情報に焦点を当てて、情報作成のコストを最小限にすることに役立つ可能性がある。

(c) 利害関係者は、IFRS 第 8 号の適用によりこのアプローチに慣れているであろう。

(d) 当審議会は「経営者」及び「モニター」は何を意味するのかに関してのガイダンスを提供する必要がない。「モニター」は、CODM が IFRS 第 8 号において記述された業績の評価において、CODM がこの目的のためにレビューしている情報に基づいて、果たしている役割と同じものを意味することになる。

2.39 しかし、これらの開示を CODM がモニターしている取得のみについて要求することには欠点もあり得る。投資者は、重要性がある取得が CODM によってモニターされてい

[11] IFRS 第 8 号の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語の意味について論じている。

ない場合には、取得に関する重要性がある情報を受けられない可能性がある。

2.40 それでも、当審議会の予備的見解は、このアプローチは、投資者のニーズを満たすことと会社が投資者への便益によって正当化されるコストで情報を作成できるようにすることとの合理的なバランスを取っているというものである。本ディスカッション・ペーパーに対しての利害関係者からのフィードバックは、このアプローチにより投資者が必要とするすべての重要性がある情報を受け取ることになるのかどうか、及び開示の分量に関する懸念が正当化されるかどうかを当審議会が評価するのに役立つであろう。

この情報の提供をどれだけの期間にわたり会社に要求すべきか

2.41 利害関係者は当審議会に、2.8 項から 2.32 項で議論したその後の業績に関する情報は、短期間で目的適合性が低くなると述べた。取得した事業は、統合が行われる場合には、取得した側の会社の事業の残りの部分と最終的には区別できなくなる。

2.42 これにかかわらず、当審議会は、たとえ取得した事業が統合される場合であっても、経営者は取得後の最初の数年間は、取得がどのくらい成果を上げているのかを知っていると予想している。当審議会はまた、取得がその後に経営者の目的を果たさない場合には、経営者は最初の数年間においてはこの事実を識別する可能性が依然として高いと予想している。経営者がこうした初期において取得をモニターしていない場合には、当審議会は、その旨及び取得をモニターしていない理由の開示を会社に要求すべきであると提案している。

2.43 他方、場合によっては、経営者が取得の目的が数年間は果たされないと予想する場合がある。こうした場合、取得のその後の業績に関する情報は、経営者と投資者の両方が、取得が目的を果たしている程度を理解する助けとするために数年間にわたり依然として有用となるであろう。

2.44 当審議会の予備的見解は、経営者（CODM） が取得の目的が満たされているかどうかをモニターし続ける場合には、取得のその後の業績に関する情報が、取得の当初の目的が果たされているかどうかを投資者が評価するために依然として必要である限り、当該情報の提供を会社に要求すべきであるというものである。経営者が取得年度後 2 回目の年度の終了前に取得のモニタリングを停止する場合には、その旨及び当該取得のモニタリングを停止した理由の開示を会社に要求すべきであると当審議会は提案している。

当審議会の予備的見解

2.45 当審議会の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。

(a) IFRS 第 3 号の B64 項(d)を修正して、取得の主な理由を開示するという要求を会社が次のことを開示するという要求に置き換える。

(i) 当該取得を行った戦略的根拠

(ii) 当該取得についての経営者（CODM）の目的

(b) 会社が次のことを開示するという要求を追加する。

(i) 取得が行われた年度において、経営者（CODM）が取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標

(ii) 経営者（CODM）が取得を目的と比較してモニターしている期間にわたり、当該指標を使用して、取得についての経営者（CODM）の目的が果たされている程度

(iii) 経営者（CODM）が取得についての目的が果たされているかどうかをモニ

© IFRS Foundation

ターしていない場合には、その旨及びモニターしていない理由

(iv) 経営者（CODM）が取得年度後 2 回目の年度の終了前に取得のモニタリングを停止する場合には、その旨及び当該取得のモニタリングを停止した理由

(v) 経営者（CODM）が取得についての経営者（CODM）の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及び変更の理由

その他の的を絞った改善

論点は何か

2.46 一部の投資者は、IFRS 第 3 号を適用している会社は、取得が取得年度において会社にどのように影響を与えたのかを投資者が理解するための十分な情報を開示していないと述べた[12]。特に、これらの投資者は次のように述べた。

(a) 取得したのれんを構成する要因の定性的説明は、概括的であり有用でないことが多い。

(b) 取得において使用総資本利益率を評価する際に、取得した事業の一部として取得した負債及び年金負債の金額を決定することが困難な場合がある。これらの投資者にとって、この情報は使用総資本を計算するために必要である。これらの負債を取得企業の取引における使用総資本の一部と見ているからである。

(c) 取得の営業業績に関する情報を必要としている。具体的には、取得した事業の過去の期間における収益及び営業利益である。

2.47 投資者は、会社が取得した事業に対して支払った対価が合理的であったかどうかを評価することが可能になるために、会社が事業を取得した時に期待していた便益を理解したいと考えている。

2.48 作成者はおおむね、IFRS 第 3 号における開示要求事項は過剰であるという見解を示した。彼らは、取得が報告期間の期首に行われたとした場合の結合後企業の当期の収益及び純損益を開示するという要求についてもコメントした。彼らは、この要求を満たすことは困難であると述べた。取得前の期間についての情報は必ずしも容易に入手可能ではないからである。これは、例えば、取得した事業の過去の財務情報を取得企業の会計方針に合わせるために修正が必要となるためである場合がある。

現行の要求事項

2.49 IFRS 第 3 号の開示目的は当該基準の第 59 項及び第 61 項に示されるように、次のようなものである。

59 取得企業は、財務諸表の利用者が、次の期間に生じた企業結合の内容及び財務上の影響を評価できるようにする情報を開示しなければならない。

(a) 当報告期間中

(b) 報告期間の末日後であるが、財務諸表の発行が承認される前まで

…

[12] 学術研究が示すところでは、IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」の開示要求事項を満たすために提供されている情報は、企業、業界及び国によって質と完全性が異なっている。I.Tsalavoutas, P.Andre and D.Dionysiou, 'Worldwide Application of IFRS 3, IAS 38 and IAS 36, Related Disclosures and Determinants of Non-Compliance', *ACCA Research Report 134*, 2014, http://ssrn.com/absrtact=2603572,（2020 年 2 月 4 日にアクセス）参照。

61　取得企業は、財務諸表の利用者が、期間中又は以前の報告期間中に発生した企業結合に関連する、当報告期間に認識された修正の財務上の影響を評価できるようにする情報を開示しなければならない。

2.50　さらに、IFRS 第 3 号の第 63 項は次のように述べている。

63　本基準又は他の IFRS が求めている特定の開示が第 59 項又は第 61 項の目的を達成しない場合には、取得企業はそれらの目的を達成するために必要となる追加的情報を開示しなければならない。

2.51　IFRS 第 3 号は、当該基準の B64 項から B67 項における開示要求事項を含んでいる。本ディスカッション・ペーパーのこのセクションは、次の要求事項に焦点を当てている。

B64　第 59 項の目的を達成するため、取得企業は報告期間中に発生した各企業結合について次の情報を開示しなければならない。

…

(e)　認識したのれんを構成する要因（被取得企業と取得企業の営業活動の統合により期待されるシナジー、個別認識の要件を満たさない無形資産又はその他の要因等）の定性的説明

…

(i)　取得した資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに、取得日時点で認識した金額

…

(q)　次の情報

(i)　報告期間に関する連結包括利益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の金額

(ii)　当期に発生したすべての企業結合について、取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益及び純損益

このサブパラグラフで開示が要求されている情報のうち、開示が実務上不可能なものがある場合には、取得企業はその旨を開示し、開示がなぜ実務上不可能なのかを説明しなければならない。本基準では「実務上不可能」という用語を、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と同じ意味で使用している。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

2.52　当審議会は、IFRS 第 3 号の開示目的及び開示要求事項の的を絞った改善を次の領域で行うことを検討した。

(a)　より具体的な開示目的（2.53 項から 2.60 項）

(b)　のれんを構成する要因（2.62 項から 2.68 項）

(c)　財務負債及び確定給付年金負債（2.69 項から 2.71 項）

(d)　取得した事業の貢献（2.72 項から 2.87 項）

(e)　開示のその他の側面（2.88 項から 2.89 項）

より具体的な開示目的

© IFRS Foundation

2.53 利害関係者からのフィードバックは、会社はIFRS第3号の現行の開示要求を機械的にチェックリストとして使用することが多いと指摘している。その結果としての開示は、「決まり文句」となる場合があり、要求されている情報は広範であるが、投資者にとって不十分な情報しか提供しない場合がある。

2.54 当審議会は、IFRS第3号の開示目的の概括的な性質（2.49項参照）がこのフィードバックの理由となっている可能性があるかどうか検討した。

2.55 当審議会の予備的見解は、より具体的な開示目的を設定することで、投資者が特定の情報を必要とする理由が明確化されるであろうというものである。これは会社が投資者にとってより有用な情報を提供するのに役立つ可能性がある。これはまた、当審議会が的を絞った基準レベルの開示のレビューのプロジェクトで開発しているガイダンスとも整合的である[13]。

2.56 当審議会はIFRS第3号の開示目的の包括的なレビューを実施しなかったが、会社が開示を要求されている情報を投資者が必要としている主な理由を説明するようにIFRS第3号の開示目的を修正することを検討した。

2.57 当審議会の考えでは、投資者が情報を必要としているのは、会社が事業を取得した理由、及びどのような資産、シナジー及びその他の便益に対して会社が支払ったのかを理解できるようにするためである。彼らは、取得した事業に対する対価が合理的であるかどうかを評価するために、この情報を使用する。

2.58 2.4 項から 2.45 項で論じたように、投資者は、取得についての経営者の目的が果たされているかどうかも理解したいと考えている。彼らは、経営者が取得から期待された便益を実現する能力を評価するために、この情報を使用する。投資者はまた、取得のその後の業績が、取得した事業に対して経営者が合理的な対価を支払ったことを示しているかどうかも評価したいと考えている。この情報は、投資者が業績を評価すること、及び事業を獲得する意思決定について経営者に説明責任をより効果的に求めることを可能にするであろう。

2.59 当審議会の予備的見解は、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供することを会社に要求する開示目的を追加する提案を開発すべきであるというものである。

(a) 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益

(b) 企業結合についての経営者（CODM）の目的が果たされている程度

2.60 表2.1は、本章で議論している考え得る新たな開示要求事項が、これらの新たな開示目的をどのように満たすのかを示している。

表 2.1 新たな開示要求事項は新たな開示目的をどのように満たすのか

開示要求	項番号	開示目的を満たすのに役立つ	
		取得からの便益（2.59 項(a)）	その後の業績（2.59 項(b)）
戦略的根拠	2.8–2.12	✔	
経営者（CODM）の目的	2.8–2.12	✔	*
経営者（CODM）の指標	2.13–2.44	✔	✔
目的が果たされているか	2.13–2.44		✔
期待されるシナジー	2.62–2.68	✔	

[13] https://www.ifrs.org/projects/work-plan/standards-level-review-of-disclosures/ 参照

財務負債及び年金負債	2.69–2.71	✔	
取得した事業の貢献	2.72–2.87		✔
＊ この開示要求からの情報は、この開示目的を直接には満たさないが、この開示目的を満たすために開示される他の情報の理解に必要である。			

2.61 本サブセクションの残りの部分は、IFRS 第 3 号の開示要求事項の変更の可能性を、利害関係者から提起された論点に照らして、会社が取得の年度において提供する情報を投資者にとってより有用にする目的で検討している。

のれんを構成する要因

2.62 投資者は、会社がのれんを構成する要因の定性的説明を提供するという要求は、会社が有用ではない概括的な記述を提供する結果となっていることが多いと述べた。投資者は、彼らが望んでいる情報は、のれん自体に関するものではなく、会社が取得した事業に対して支払った対価を支払った理由のより良い理解を与える情報であると述べた。

2.63 IFRS 第 3 号は、期待されるシナジーを、会社が開示する可能性のある要因の一例として示している。シナジーの達成は、取得の重要な目的であることが多い。投資者は、期待されるシナジーの性質、時期及び金額に関する情報は重要であると述べた。それにより、会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に期待した便益をよりよく理解することが可能となる。この情報は、支払った対価が合理的だったのかどうかを投資者が評価するのに役立つであろう。この情報はまた、当該シナジーの達成における進捗度について投資者が経営者に説明責任を求めることにも役立つであろう。

2.64 当審議会の予備的見解は、取得が生じた年度において会社に次の開示を要求すべきであるというものである。

(a) 取得した事業の営業を会社の事業と結合することから期待されるシナジーの説明

(b) シナジーが実現されると予想される時期

(c) シナジーの金額又は金額の範囲の見積り

(d) 当該シナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積り

2.65 重要性があるシナジーが CODM のモニターしている取得において期待される場合には、取得についての CODM の目的を開示するという要求案は、シナジーに関しての何らかの開示を生じさせる可能性が高い。2.64 項に記述した、より具体的な開示要求はさらに進んで、重要性がある期待されるシナジーを伴うすべての取得についての詳細な情報を提供することを会社に要求することになる。

2.66 利害関係者は当審議会に、シナジーは定量化が困難であることが多いと述べた。しかし、当審議会は、経営者は取得した事業に対する対価に同意した際に、期待されるシナジーの見積りをすでに行っているであろうと見込んでいる。例えば、会社が株主の承認を要する取得を行う場合には、その承認を求めて株主に提供される情報は、経営者が当該取得から期待しているシナジーを示すことが多い。会社はある一点の見積りを提供することは要求されず、範囲を示すことができる。

2.67 利害関係者は、期待されるシナジーに関する開示は商業上の機密となる可能性があるとも述べた。しかし、当審議会は、会社がシナジーをどのように実現する意図であるのかに関する詳細な計画の開示を会社に要求するつもりはない。したがって、当審議会は、会社に開示を要求する情報の商業上の機密性は限定的であると見込んでいる。期待されるシナジーに関する情報は、一部の法域では将来予測的なものとみなされる

© IFRS Foundation

可能性もある。2.29 項から 2.32 項で論じたように、当審議会は、当該情報は取得の時点での経営者の目標を反映するものであり、将来予測的な情報ではないと考えている。

2.68 利害関係者は当審議会に、のれんを構成するさまざまな要因のすべてを定量化することは可能ではないと述べた。特に、のれんは直接には測定できず残余として測定されるからである。当審議会は、認識されたのれんを構成するその他の要因の定性的説明の提供を会社に引き続き要求するであろう。会社は、この定性的説明が、経営者が事業を取得するための対価に同意した際に考慮した便益を投資者が理解するための十分な情報を提供するかどうかを検討することが必要となる。会社は、会社の開示のすべてによって提供される情報が 2.59 項(a)で論じた新たな開示目的を満たすかどうか及び取得の対価が合理的かどうかを投資者が評価するのに役立つかどうかを考慮することが必要となる。

財務負債及び確定給付年金負債

2.69 IFRS 第 3 号は、取得した資産及び引き受けた負債の主要なクラスごとに、認識した金額を開示することを会社に要求している[14]。この要求を適用するにあたり、一部の会社は財務負債及び確定給付年金負債を区分して開示していない。2.46 項(b)で説明したように、一部の投資者は会社がそれらの負債の金額を開示することを望むであろう。それらを取得企業による取引時の使用総資本の一部と見ているからである。

2.70 他の IFRS 基準は、取得した事業の一部として取得した財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債の金額の開示を会社に要求している[15, 16]。しかし、それらの基準はそれぞれの取得についての金額の区分開示は要求していない。

2.71 当審議会の予備的見解は、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定める提案を開発すべきであるというものである。その結果、会社はそれぞれの取得について取得した事業の一部として取得したそのような負債の金額を、当該情報に重要性がある場合には、区分して開示することが必要となる。当該情報は投資者にとって有用であり、会社が容易に入手可能である可能性が高い。これらの項目は取得日において認識し測定することが要求されているからである。

取得した事業の貢献

2.72 IFRS 第 3 号は、実務上可能な範囲で次のことを開示することを会社に要求している。

(a) 取得した事業の取得日以降の収益及び純損益の金額

(b) 取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当報告期間における収益及び純損益（プロフォーマ情報と呼ばれることがある）[17]

2.73 この情報は投資者が次のことを行うのに役立つことを意図したものである。

(a) 当期において ― 会社の財務業績を前期の業績と比較する。これを行うためには、投資者は取得日後における取得した事業の影響を知る必要がある。

(b) 翌報告期間において ― 会社の財務業績（取得した事業を通年で含むことになる）を当期の財務業績と比較する。これを行うためには、投資者は当期の期首から取得日までの取得した事業の財務業績に関する情報が必要となる。

(c) 結合後の会社の将来の財務業績及び将来のキャッシュ・フローへの取得した事業の将来の貢献を見積る。

---

[14] IFRS 第 3 号の B64 項(i)
[15] IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44B 項
[16] IAS 第 19 号「従業員給付」の第 141 項(h)
[17] IFRS 第 3 号の B64 項(q)

2.74 IFRS 第 3 号の適用後レビューの間及びその後において、プロフォーマ情報についてコメントした他の利害関係者は次のように述べた。

(a) この情報は仮想的なものであるため有用ではない。

(b) この情報の作成方法についてのガイダンスがなく、そのため各会社がこの情報を異なる方法で作成している。

(c) 取得した事業の取得前の収益及び純利益に関する情報は、必ずしも容易に入手可能ではない。

2.75 プロフォーマ情報は作成にコストがかかると述べている人々がいる。例えば、会計方針を合わせる必要があるという理由からである。しかし、作成するのは簡単であると述べている人々もいる。この見解の相違は、この情報の作成方法の多様性を反映している可能性がある。

2.76 当審議会は、会社が提供することを要求される情報をより適切に定義して、当該情報を会社が作成するのをより容易にしつつ、投資者に提供される情報を改善することができるかどうかを検討した。当審議会はまた、利害関係者が指摘した問題を解決するために、投資者がプロフォーマ情報から得る情報を会社が別の方法で提供できるかどうかも検討した。

2.77 当審議会は、次のようにすべきであるという予備的見解に至った。

(a) IFRS 第 3 号の B64 項(q)の「純損益」という用語を「取得関連コスト及び統合コストを控除前の営業利益」に置き換える（2.78 項から 2.80 項参照）。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義されることになる。

(b) B64 項(q)に、営業活動によるキャッシュ・フローを開示するという要求を追加する（2.81 項参照）。

(c) 上記(a)及び(b)の改訂後も、取得が報告期間の期首に行われたかのように結合後企業についての情報（プロフォーマ情報）を開示するという要求を維持する（2.82 項から 2.87 項参照）。

2.78 当審議会は、営業利益に基づく指標は次のようになると見込んでいる。

(a) 取得した事業の主要な事業活動の営業業績（取得した事業の資金調達方法とは独立である）に関する情報を投資者に提供する。

(b) 取得した事業が統合された場合に、会社が財務コスト及び税金費用の主観的な配分を行う必要が避けられる。

2.79 「営業利益」は、現在は IFRS 基準で定義されていないが、当審議会はこの用語の定義を 2019 年 12 月に公表した公開草案「全般的な表示及び開示」において提案した。

2.80 当審議会の予備的見解は、営業利益に基づく指標は、当報告期間において生じた取得関連コスト及び統合コストを控除前の営業損益を参照すべきであるというものである。取得関連コストは IFRS 第 3 号の第 53 項で定義されているが、当審議会は、統合コストをどのように定義すべきかをまだ議論していない。しかし、両方の種類のコストは、すでに行われている取得に直接関連するものであり、いったん発生した後はそれらのコストが当該取得について再度発生する可能性はない。したがって、それらを除外することで、将来の各年度の営業利益との比較のためのより適切な基礎が提供される。

2.81 当審議会は、営業活動によるキャッシュ・フローの開示は、分析にキャッシュ・フロー指標を使用している投資者に役立つであろうと見込んでいる。

2.82 予備的見解に至るにあたり、当審議会は、このようなプロフォーマ情報のより良い代

© IFRS Foundation

替案を見出すことができるかどうか検討した。多くの場合、投資者は、事業が通年にわたり結合後の事業にどれだけ貢献できたであろうかを評価するために、取得した事業の取得日以降の収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローに関する情報を使用できる。例えば、投資者は、将来の財務業績及び将来のキャッシュ・フローに対する取得した事業の毎年の貢献の見積りを行う際の出発点として、当該情報を比例配分することができる。

2.83 しかし、取得した事業に季節性がある場合や、取得が報告日の近くに完了した場合、重要性がある 1 度限りの項目がある場合には、これらの開示は十分な目的適合性のある情報を提供しない可能性があり、会社が開示目的を満たすために追加的な情報を開示することが必要となる場合がある。例えば、

(a) 季節性が取得した事業の財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているのかに関する情報

(b) 取得した事業の直近の年次財務諸表からの未調整の収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フロー

(c) 重要性がある一度限りの項目の金額

2.84 当審議会は、プロフォーマ情報を開示するという要求を、必要な場合に、取得した事業が通年にわたり結合後の事業にどれだけ貢献できたであろうかを投資者が評価するのに役立つ追加的な情報を会社が提供するという要求に置き換えることを検討した。

2.85 2.82 項から 2.84 項に述べたアプローチの利点は、次のようになることである。

(a) 投資者がプロフォーマ情報の性質と重大性を誤解するリスクが解消される。

(b) 仮想的な情報ではなく実際の情報が基礎となる。

(c) 作成がより簡単になる。

2.86 しかし、当審議会は、2.83 項から 2.84 項に述べた追加的な情報が、取得した事業の潜在的な通年の貢献を投資者が評価することに役立つために十分であろうという納得はしていない。投資者は引き続き、プロフォーマ情報は限界はあっても彼らにとって重要であると述べている。したがって、当審議会の予備的見解は、プロフォーマ情報を開示する要求を維持すべきであるというものである。

2.87 当審議会は、IFRS 第 3 号で要求されているプロフォーマ情報の作成方法についての会社のための具体的なガイダンスを提供することもでき、あるいはプロフォーマ情報をどのように作成したのかを開示することを会社に要求することもできる。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックをレビューして、投資者が必要とする情報及びその情報をどのように提供するのが最善なのかをよりよく理解した後に、これらの可能性を検討する。

開示のその他の側面

2.88 IFRS 第 3 号の開示要求事項をどのように改善すべきかを検討するにあたり、当審議会は要求事項のすべてをレビューしたわけではない。作成者は当審議会に、それらの要求事項は過剰であると述べてきた。本プロジェクトの次のステップとして、当審議会は、IFRS 第 3 号の開示要求のいずれかを、投資者から重要性がある情報を奪わずに廃止することができるかどうかを検討するつもりである。

2.89 当審議会は、本ディスカッション・ペーパーの他の章に示した予備的見解をさらに開発する場合に、開示要求事項を追加又は修正すべきかどうかも検討する可能性がある。

当審議会の予備的見解

2.90 当審議会の予備的見解は、投資者が次のことを理解することに役立つ情報を提供することを会社に要求する開示目的を IFRS 第 3 号に追加する提案を開発すべきであるというものである。

(a) 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益

(b) 取得についての経営者（CODM）の目的が果たされている程度

2.91 当審議会の予備的見解は、IFRS 第 3 号の開示要求事項に次のような的を絞った改善を行う提案を開発すべきであるというものである。

(a) IFRS 第 3 号の B64 項(e)を修正して、会社に次の開示を要求する。

(i) 取得した事業の営業を会社の事業と結合することから期待されるシナジーの説明

(ii) 当該シナジーが実現されると予想される時期

(iii) 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見積り

(iv) 当該シナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積り

(b) IFRS 第 3 号の B64 項(i)を修正して、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定める

(c) IFRS 第 3 号の B64 項(q)の「純損益」という用語を「取得関連取引及び統合のコストを控除前の営業利益」に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義されることになる。

(d) IFRS 第 3 号の B64 項(q)に、営業活動によるキャッシュ・フローを、取得した事業の取得後について、及びプロフォーマ・ベースで結合後の企業の当報告期間について開示するという要求を追加する。

コメント提出者への質問

質問 2

2.4 項から 2.44 項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) それらの開示要求は 2.4 項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関するより良い情報に対する投資者のニーズ）を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者（最高経営意思決定者（CODM））の目的について情報の開示を会社に要求すべきである（2.8 項から 2.12 項参照）。IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。

(ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきである。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者（CODM）がどのようにモニターし測定するのかである（2.13 項から 2.40 項参照）。

(iii) 経営者（CODM）がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない（2.19 項から 2.20 項参照）。

© IFRS Foundation

(iv) 経営者（CODM）が取得が目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。

(v) 経営者（CODM）が、取得年度後 2 回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。

(vi) 経営者（CODM）が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである（2.21 項参照）。

(c) 提供される情報は、会社の CODM がレビューしている情報及び取得に基づくべきであることに同意するか（2.33 項から 2.40 項参照）。賛成又は反対の理由は何か。会社の開示が CODM がレビューしているものに基づく場合、会社が取得に関する重要性がある情報を投資者に提供しないという懸念をしているか。会社の開示が CODM がレビューしている取得に基づかない場合、開示の分量が負担となるという懸念をしているか。

(d) 商業上の機密に関する懸念（2.27 項から 2.28 項参照）が、取得についての経営者（CODM）の目的に関する情報及び当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用される指標に関する情報を、会社が開示することの妨げとなる可能性があるか。賛成又は反対の理由は何か。商業上の機密は、投資者が情報を必要としている場合に会社が当該情報の一部を開示しない妥当な理由となり得るか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 2.29 項から 2.32 項は、取得についての経営者（CODM）の目的及び当該目的を果たす上での進捗度をモニターするために使用される指標を示す情報は、将来予測的な情報ではないという当審議会の見解を説明している。むしろ、当審議会は、当該情報は取得時における経営者（CODM）の目標を反映するものと考えている。回答者の法域において会社がこうした情報を開示する能力に影響を与える可能性のある何らかの制約はあるか。そうした制約はどのようなもので、どのような影響を与える可能性があるか。

質問 3

2.53 項から 2.60 項は、新たな開示要求事項の案に加えて、投資者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供するという開示目的を追加する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社の経営者が事業を取得するための対価に同意した際に取得から期待した便益
- 取得が経営者（CODM）の当該取得についての目的を果たしている程度

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

2.62 項から 2.68 項及び 2.69 項から 2.71 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- 会社に下記の開示を要求する。
  - ○ 取得した事業の営業と会社の事業との結合から期待されるシナジーに関する説明
  - ○ 当該シナジーが実現すると見込まれる時期
  - ○ 当該シナジーの金額又は金額の範囲の見積り
  - ○ 当該シナジーを達成するための予想されるコスト又はコストの範囲

- 財務活動から生じる負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスであると定める。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

IFRS 第 3 号「企業結合」は、取得の年度において、取得日が事業年度の期首であったとした場合の当報告期間についての結合後事業の収益及び純損益を示すプロフォーマ情報を提供することを会社に要求している。

2.82 項から 2.87 項は、このプロフォーマ情報を会社に作成させる要求を維持すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

(a) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 当審議会はプロフォーマ情報の作成方法について会社のためのガイダンスを開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、当審議会は会社がどのようにプロフォーマ情報を作成したのかを開示することを要求すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 3 号は、報告期間中に行われた取得のそれぞれについて、取得日後の取得した事業の収益及び純損益を開示することも会社に要求している。

2.78 項から 2.81 項は、次のような提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。

- プロフォーマ情報と取得日後の取得した事業に関する情報の両方について、「純損益」という用語を「取得関連取引及び統合のコスト控除前の営業利益」という用語に置き換える。営業損益は、公開草案「全般的な表示及び開示」と同様に定義される。
- 会社は、取得日後の取得した事業及び当報告期間のプロフォーマのベースでの結合後事業について、営業活動によるキャッシュ・フローを開示すべきであるという要求を追加する。

(c) 当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

© IFRS Foundation

第 3 章 — のれんの減損と償却

本章のハイライト

- のれんは減損テストが間接的にしかできない。
- 減損のみのモデルを維持するという予備的見解 ー 変更が必要であるという説得力のある証拠がない。
- のれんの会計処理の両方の方法（減損のみと減損付きの償却）に限界がある。どちらの方法がより効果的に経営者に説明責任を求めることになるのか。
- 利害関係者は当審議会に役立つ新たな情報を有しているか。

3.1 本章は、次のような当審議会の予備的見解について論じている。

(a) のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での有効性を著しく高める別の減損テストを設計することは実行可能ではない（3.2 項から 3.54 項）。

(b) 当審議会は償却を再導入する提案を開発すべきではない。しかし、当審議会は、新たな実務上又は概念上の主張を提供する利害関係者からのフィードバックについては、これらの主張の証拠、並びにさらに大きなウェイトを置くべき主張を識別する提案及びその理由とともに、歓迎する（3.55 項から 3.94 項）。

(c) 当審議会は貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求する提案を開発すべきである（3.107 項から 3.115 項）。

減損テストの有効性を高めることはできるか

論点は何か

3.2 多くの利害関係者が、のれんに係る減損損失が認識されるのが遅すぎて、当該損失を生じさせた事象のずっと後になる場合があると述べてきた[18]。彼らは当審議会に、のれんに係る減損損失を適時に認識する上での減損テストの有効性を高めることを促した。

3.3 一部の利害関係者は、のれんに係る減損損失を認識することは有用な情報を提供すると述べた。たとえ減損損失が取得の業績についての市場の評価より遅れることが多いとしても、減損損失を認識することは、それらの損失が発生しているという投資者の以前の評価を確認するものである。場合によっては、減損テストは投資者が過去に識別していなかった減損損失を明らかにする。

3.4 利害関係者は、減損損失が認識されたという事実は損失の金額よりも有用な情報であると述べた。この情報は、投資者が会社の資源に対する経営者の受託責任を評価し、会社の将来キャッシュ・フローを評価することに役立つ。

現行の要求事項

3.5 IAS 第 36 号「資産の減損」を適用して、会社は、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストを、たとえその資金生成単位が減損している可能性があるという兆候がない場

[18] この見解は、いくつかの学術研究で支持されている。例えば、H. Amiraslani, G. Iatridis and P. Pope, 'Accounting for Asset Impairment: A Test for IFRS Compliance Across Europe: A Research Report by the Centre for Financial Analysis and Reporting Research', 2013, https://www.cass.city.ac.uk/__data/assets/pdf_file/0019/160075/CeFARR-Impairment-Research-Report.pdf 参照（2020 年 2 月 4 日にアクセス）

合であっても、毎年行うことを要求される。

3.6 当審議会は、毎年の減損テストの要求を 2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を公表した際に導入した。その前は、IAS 第 22 号「企業結合」が、のれんを耐用年数にわたって償却することを会社に要求していた。耐用年数は 20 年を超えないという推定が置かれていたが、会社はその推定に反証することもできた。減損テストは次の場合にやはり要求されていた。

(a) のれんの耐用年数が 20 年以下の場合は、のれんが減損している可能性があるという兆候があったとき

(b) のれんの耐用年数が 20 年超の場合は、たとえのれんが減損している可能性があるという兆候がないときであっても毎年

3.7 当審議会は、新たな要求事項を 2004 年に導入した際に、次のような結論を下した。

(a) のれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンを予測することは、一般的には可能でない。その結果、いずれの所与の期間の償却額も、せいぜいその期間ののれんの費消の恣意的な見積りとして表されているに過ぎない可能性がある。

(b) 恣意的な期間にわたるのれんの定額法償却は、有用な情報を提供できない。

(c) 当審議会は厳格で運用可能な減損テストを考案した。したがって、のれんを償却せず、その代わりに減損テストを少なくとも毎年行うことによって、より有用な情報が投資者に提供されるであろう。

3.8 のれんは独立してキャッシュ・フローを生み出すものでないため、当該取得から便益を得ると見込まれる資金生成単位の中で減損がテストされる。減損テストは、当該資金生成単位の資産（のれんを含む）の合算した回収可能価額が、合算した帳簿価額よりも高いかどうかを評価する。

3.9 会社は、のれんを内部管理目的でモニターされている最小のレベルで資金生成単位のグループにのれんを配分する。これらの資金生成単位のグループは、事業セグメント（IFRS 第 8 号「事業セグメント」で定義）よりも大きくしてはならない。

3.10 資金生成単位のグループがのれんを含んでいて、当該グループの回収可能価額が帳簿価額を上回っている場合には、その資金生成単位のグループものれんも減損しておらず、減損損失は認識されない。

3.11 回収可能価額が帳簿価額よりも低い場合には、その資金生成単位のグループは減損しており、会社は減損損失を認識する。この損失は、まず当該資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額の減額に配分される。それから、のれんの帳簿価額がゼロとなる場合には、残りの減損損失は、IAS 第 36 号の範囲に含まれる資金生成単位のその他の資産の帳簿価額を減額する。したがって、減損テストはのれんを間接的にしかテストしない。

減損テストの目的は何か

3.12 一部の利害関係者は、減損テストは「破綻」しており、「適切に機能していない」又は「失敗している」と述べている。当審議会の考えでは、これらの見解の一部は、少なくとも部分的には、減損テストが何をできるのか、又はのれんに係る実行可能な減損テストに何を合理的に期待できるのかについての非現実的な期待から生じている可能性がある。

3.13 IAS 第 36 号における減損テストの目的は、会社の資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保することである。

© IFRS Foundation

3.14 のれんはキャッシュ・フローを独立して生み出すものではない。したがって、減損テストは、個別の資産ではなく資金生成単位に焦点を当てている。これは、資産がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出さず、他の資産との組合せで将来キャッシュ・フローの生成に貢献する場合の適切なアプローチである。このように資金生成単位に焦点を当てることは、IFRS 第 3 号の開発時の当審議会の結論（のれんは直接には測定できないため残余として測定される）と整合的である[19]。

3.15 減損テストは、のれんを含んだ資金生成単位の帳簿価額を当該資金生成単位の回収可能価額と比較する。回収可能価額は、のれんが当該資金生成単位の他の資産とともに生成に貢献するキャッシュ・フローの見積りに基づくものである。

3.16 のれんは、いくつかの資産グループとの組合せでキャッシュ・フローに貢献することが多いので、資金生成単位のグループに配分されることが多い。会社は、取得したのれんを次のような資金生成単位に配分する。それは、当該取得から便益を受けることを会社が期待していて、のれんを内部管理目的でモニターしている会社内の最小のレベルを表す資金生成単位である。

3.17 のれんをこの方法で資金生成単位に配分することは、恣意的にしか配分できないより小さいレベルへののれんの配分を防いでいる。また、のれんのテストを会社の経営者が営業をモニターしている方法に合わせるものである。恣意的な配分は、減損テストによって投資者に提供される情報の価値を限定することになる。

3.18 3.11 項で述べたように、減損損失が認識される場合には、減損損失はその資金生成単位の中ののれん及び他の資産に配分される。したがって、のれんは直接にはテストされない。減損テストの会計処理単位は、資金生成単位であり、のれんではない[20]。

3.19 減損テストの目的は、資金生成単位の中の資産の合算した帳簿価額の回収可能性をテストすること（取得のれんの回収可能性を直接的にテストすることではなく）であるとしても、利害関係者は、減損損失が適時に認識されていないという懸念を示した。このため、当審議会は、減損テストをのれんに係る減損損失を適時に認識する上でより有効となるように変更できるかどうかを検討した。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

3.20 当審議会は、のれんに係る減損損失の認識の遅れの可能性に関する懸念について 2 つの大まかな理由を識別した。

(a) 経営者の過度の楽観性 ― 一部の利害関係者は、経営者が減損テストを実施するために必要とされる仮定を行う際に過度に楽観的となる場合があるという懸念を有している（3.22 項から 3.30 項）。

(b) シールディング ― のれんを含んだ資金生成単位又は資金生成単位のグループは、通常はヘッドルームを含んでいる。ヘッドルームは、取得のれんを減損損失の認識に対して保護する（3.31 項から 3.52 項）。

3.21 一部の利害関係者が、減損テストはのれんを直接テストしている、あるいは、のれんを直接テストすべきであると考えていることが理由である可能性もある。のれんを直接テストするには、のれんの回収可能価額を直接測定することが必要となるが、3.14

[19] IFRS 第 3 号に関する結論の根拠の BC328 項

[20] 資金生成単位の中の個別の資産の減損テストに関する提案を棄却するにあたり、IAS 第 36 号（1998 年）に関する結論の根拠の B101 項は、当審議会の前身である国際会計基準委員会が、減損テストは資金生成単位全体について考慮すべきであり、したがって資金生成単位の中の個別の資産を独立して考慮すべきではないと結論を下した理由を説明している。3.31 項から 3.52 項で論じている「ヘッドルーム・アプローチ」は、この結論を修正することになったであろう。

項で議論したように、当審議会は、のれんは直接には測定できないと結論を下した。3.12 項から 3.19 項は減損テストの目的について議論しており、それはのれんを含んだ資金生成単位のテストであり、したがって、のれんの間接的なテストである。

経営者の過度の楽観性

3.22 資金生成単位の回収可能価額の見積りは、主観的な仮定及び判断に依存することが避けられず、したがって、測定の不確実性を不可避的に生じさせる。回収可能価額（IAS 第 36 号で定義）は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方である。使用価値と処分コスト控除後の公正価値の両方の見積りは、測定の不確実性に晒されることになる。

3.23 経営者には、楽観的な仮定及び判断を行う動機がある可能性がある。学術研究は、一部の管理者が、減損を認識する際に自分たちに潜在的に有利となるように裁量権を使用すると指摘している[21]。

3.24 規制機関は、減損テストにおける適切な仮定及び方法論の使用を、執行の重点領域又は監査の品質問題の源泉として指摘することが多い。規制機関は、減損テストは執行が困難な領域であると述べている。

3.25 2019 年 3 月に、オーストラリア会計基準審議会が、研究報告第 9 号「IAS 第 36 号に対する視点：基準設定活動の提案」を公表した。この研究報告には、選択した国際的な規制機関からの、執行の重点領域及び監査品質問題の要約が含まれている。本ディスカッション・ペーパーの第 6 章は、この研究報告の要約を掲載している。

3.26 IAS 第 36 号はすでに、経営者が使用するキャッシュ・フロー予測が楽観的になり過ぎるリスクを減らすためのいくつかの要求事項を含んでいる。IAS 第 36 号は、外部の証拠により大きなウェイトを置いて、資産の耐用年数の残りの期間にわたり存在するであろう経済状況の範囲についての経営者の最善の見積りを表す、合理的で裏付け可能な仮定を使用することを会社に要求している。その仮定は、経営者が承認した直近の財務予算又は予測に基づくことを要求される（IAS 第 36 号の第 33 項(a)及び第 33 項(b)）。IAS 第 36 号の第 38 項は、財務予算又は予測からの情報が、合理的で裏付け可能な仮定を反映し、資産の耐用年数の残り期間にわたり存在するであろう経済状況の組合せについての経営者の最善の見積りを表しているかどうかを考慮することを会社に要求している。

3.27 IAS 第 36 号の第 34 項は、経営者が過去のキャッシュ・フロー予測と実際のキャッシュ・フローとの間の相違の原因を検討することによって、それらの仮定の合理性を評価することを要求している。

3.28 IAS 第 36 号に関する結論の根拠の BCZ20 項は、当審議会の前身である国際会計基準委員会（IASC）が、これらの要求事項は会社が市場と異なる仮定を正当な理由なしに使用することを防ぐのに十分であると考えたと説明している。

3.29 要求される見積りの性質を考えると、過度の楽観性のリスクは避けることができない。キャッシュ・フローの見積りが実務において楽観的になり過ぎる場合があるとすれば、当審議会は、これは IFRS 基準を変更することによってではなく、監査人及び規制機関が対処するのが最善であると考えている。学術研究は、のれんの減損損失の認識が、執行の水準が高い国の会社の方が適時となる傾向があることを示唆しており、

[21] 詳細については、報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 3 号『企業結合』の適用後レビュー」参照。https://cdn.ifrs.org/-/media/project/pir-ifrs-3/published-documents/pir-ifrs-3-report-feedback-statement.pdf 参照。

© IFRS Foundation

執行が重要な役割を果たすことができるという見解を支持するものとなっている[22]。

3.30 2.4 項から 2.45 項は、会社が取得についての経営者の目的を開示し、当該目的が果たされているかどうかを投資者が理解できるようにする情報を開示するという考え得る要求事項について論じている。これらの開示は、減損が生じている可能性があることを示す情報を提供することによって、監査人及び規制機関に役立つ可能性がある。

シールディング

3.31 3.12 項から 3.19 項で議論したように、のれんの減損テストは、のれんが配分されている資金生成単位又は資金生成単位のグループの一部として行われる。したがって、資金生成単位のヘッドルームが、取得したのれんを減損から保護する可能性がある。資金生成単位のヘッドルームとは、回収可能価額が認識した純資産（のれんを含む）の帳簿価額を超過する金額である。

3.32 以下の各項は、次のことについて議論している。

(a) ヘッドルームはどのようにして生じるのか及びどのようにしてのれんを減損からする可能性があるのか（3.33 項から 3.37 項）

(b) シールディング効果を減らすことができるかどうかを当審議会が検討したアプローチ（「ヘッドルーム・アプローチ」）（3.38 項から 3.42 項）

(c) 「ヘッドルーム・アプローチ」で計算した減損をどのようにして取得のれんに配分できるのか（3.43 項から 3.46 項）

(d) 「ヘッドルーム・アプローチ」に関連するコスト（3.47 項から 3.48 項）

(e) 「ヘッドルーム・アプローチ」及びのれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を著しく高めることができるかどうかに関しての当審議会の結論（3.49 項から 3.52 項）

3.33 ヘッドルームは、貸借対照表上で認識されていない項目で構成される。すなわち、自己創設のれん、未認識の資産、及び認識している資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額との間の未認識の差額である。ヘッドルームは次のことから生じる可能性がある。

(a) のれんが結合後の事業に配分されている場合に、ある事業において、別の事業を取得した日にすでに存在している項目

(b) 取得後に生じた項目。さらに、取得した事業が減損テストについて取得企業の事業と結合されている場合、ヘッドルームが、取得した事業、取得企業の事業、又はその両方から生じる可能性がある。

3.34 以下の議論において、「合計のれん」という用語は、未認識のヘッドルームの金額と認識している取得のれんの帳簿価額との合計について使用している。

3.35 シールディングは、現行の要求事項を適用する場合、合計のれんのすべての減額が最初に未認識のヘッドルームに配分されるために生じる。減損損失が認識されるのは、資金生成単位の回収可能価額が、当該資金生成単位の認識している資産及び負債の帳簿価額を下回る場合のみである。これは、ヘッドルームがゼロまで減額した後に初めて、会社が取得のれんに係る減損損失を認識することを意味する。

[22] 例えば、M. Glaum, W.R. Landsman and S. Wyrwa, 'Goodwill Impairment: The Effects of Public Enforcement and Monitoring by Institutional Investors', The Accounting Review, vol. 93, no. 6, 2018, pp.149-180, https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3092658 参照（2020 年 2 月 4 日にアクセス）

3.36 したがって、取得が経営者の期待を下回る業績となっているが、価値の減少を吸収する十分なヘッドルームがある場合には、取得のれんの減損を会社が認識しないことがあり得る。取得のれんのシールディングが、例えば、取得の前に取得企業の事業に存在していた（したがって、取得した事業とは関連がない）ヘッドルームによって生じることが、取得したのれんに係る減損損失が適時に認識されていないと一部の利害関係者が主張している理由となっている可能性がある。

3.37 取得のれんに係る減損損失をより適時に認識することは、減損テストに次のことを望んでいる利害関係者の懸念を解消する可能性がある。

(a) 取得の業績が期待に沿っているかどうかに関する適時なシグナルを提供し、減損テストによって提供される情報を改善する。

(b) 取得のれんの帳簿価額が消費されているか又は将来の便益をもはや提供するとは見込まれない場合に、帳簿価額を減額する。彼らの意見では、IAS 第 36 号における減損テストはこれに失敗している。

3.38 当審議会は、ヘッドルームの見積りを減損テストの設計に組み込んで、それによって次のようにできるかどうかを検討した。

(a) シールディング効果を減少させる。

(b) 取得のれんに、より効果的に的を絞る。

(c) 取得のれんに係る減損損失をより適時に認識することを会社に要求する。

3.39 当審議会が検討したアプローチ（「ヘッドルーム・アプローチ」）は、のれんを含んだ資金生成単位の価値の減少について、IAS 第 36 号における減損テストで全部を未認識のヘッドルームに最初に配分するのではなく、少なくともその一部を取得したのれんに配分しようとした。

3.40 「ヘッドルーム・アプローチ」は、下記の(a)と(b)を比較することになる。

(a) 資金生成単位の回収可能価額

(b) 下記の合計額

(i) 資金生成単位の認識している資産及び負債の帳簿価額

(ii) 前回の減損テスト日における資金生成単位のヘッドルーム[23]

上記(b)が(a)よりも大きい場合には、減損が生じている。この計算は、表 3.1 において単純な例で例示している。

[23] 取得後最初の減損テストについては、これは、取得日における、のれんが配分された資金生成単位のヘッドルームとなる。

© IFRS Foundation

表 3.1 ― 減損テストに対する「ヘッドルーム・アプローチ」

	20X1 年 12 月 31 日	20X0 年 12 月 31 日
	CU	CU
帳簿価額		
―取得のれん（AG）	100	100
―その他の認識した負債控除後の資産	510	525
認識した資産及び負債の帳簿価額（CA）	610	625
回収可能価額（RA）	695	730
未認識のヘッドルーム（RA−CA）	85	105
合計のれん（RA−CA）＋AG	185	205

会社は、のれんを含んだ資金生成単位についての毎年の減損テストを 20X1 年 12 月 31 日に実施している。

「ヘッドルーム・アプローチ」

3.40 項の「ヘッドルーム・アプローチ」を適用して、会社は次の両者を比較する。

(a) 資金生成単位の回収可能価額 CU695

(b) 下記の合計額

(i) 資金生成単位の認識している資産及び負債の帳簿価額 CU610

(ii) 前回の減損テスト日における資金生成単位のヘッドルーム CU105（CU730-CU625）

CU20 の減損が生じている。CU695-(CU610＋CU105)

この減損は、合計のれんが 20X0 年の CU205 から 20X1 年の CU185 に減少したことを反映している。この減少のうちどれだけが取得したのれんに配分されて減損損失として認識されるのかを、依然として決定する必要がある。このトピックに関する議論については 3.43 項から 3.46 項を参照。

IAS 第 36 号における減損テスト

IAS 第 36 号におけるテストでは、20X1 年 12 月 31 日において減損損失は認識されない。回収可能価額（CU695）が認識している資産及び負債の帳簿価額（CU610）よりも大きいからである。

3.41 図 3.1（3.45 項の後）は、取得のれんがどのようにしてヘッドルームに保護される可能性があるのか及び「ヘッドルーム・アプローチ」がどのようにしてそのシールディング効果を解消させる可能性があるのかを、別の例を使用して示している。IAS 第 36 号における減損モデルでは、ヘッドルームが回収可能価額の減少を吸収する。この単純な例では、その減少は取得の業績が期待に沿っていないことだけの理由で生じている。「ヘッドルーム・アプローチ」は、合計のれんの減少を計算する。減損損失として認識すべき金額は、依然として、合計のれんの減少を取得したのれんと未認識のヘッドルームとの間で配分することによって決定することが必要となる（3.43 項から 3.46

項参照)。

3.42 3.35 項で説明したように、合計のれんが前回のテスト日以降に減少した場合、IAS 第 36 号における減損テストは、その減少額をまず未認識のヘッドルームに配分する。したがって、ヘッドルームがゼロに減額されるまでは、減損損失は認識されない。「ヘッドルーム・アプローチ」は、適切な場合には、その減少額の少なくとも一部を取得のれんに帰属させようとするものである。このアプローチは、ヘッドルームによって生じるシールディングを減少させるが、必ずしも解消はしない。

3.43 「ヘッドルーム・アプローチ」は、合計のれんの減額の原因が、取得のれんの価値の減少であったのか、未認識のヘッドルームの構成要素の減少であったのかは識別しない。したがって、仮に当審議会がこのアプローチを採用するとした場合には、会社がこの合計のれんの減少額をどのように配分するのかを定めることが必要となる。当審議会は次のような方法を検討した。

(a) 減少額を、取得のれんと未認識のヘッドルームに比例配分する。

(b) 減少額を常に取得のれんに最初に配分する。他方、IAS 第 36 号における減損テストでは減少額は常に未認識のヘッドルームに最初に配分される。

(c) 減少額は取得のれんに帰属するものと推定する。ただし、減少額の全部又は一部が取得したのれんに帰属していないという具体的な証拠で会社がこの推定に反証する場合は除く。

3.44 比例配分は、資金生成単位の中のすべてののれんが単一の会計処理単位であり、のれんは独立には測定できないという見方と整合的である。その見方においては、取得のれんとその後に内部で創設されたのれんとの区別は、現実の経済現象を描写するものではない。

3.45 しかし、取得のれんと自己創設のれんとを区別できるものと考える人々にとっては、比例配分又は減少額のすべてを取得のれんに配分することは、取得の業績と不整合な結果を生じさせる場合があるので、その業績の忠実な表現を提供しないこととなる。例えば、

(a) 合計のれんの減少が、明らかに取得した事業と関連のない何らかの原因（取得の前に当該事業が所有していた土地に係る未認識の利得の減少など）で生じている場合

(b) 取得後数年間にわたり、取得した事業の業績が予想を上回ったため合計のれんが増加した後に、取得した事業の業績が低下したことにより合計のれんが減少したが、依然として取得時点で期待されていた水準以上である場合

© IFRS Foundation

図 3.1　シールディング効果の例示

この単純な例では、結合後の事業の認識している純資産と未認識のヘッドルームの両方が、取得後も変わらないままであると仮定している。したがって、合計のれんの唯一の変動は、取得のれんから当初に期待されていた経済的資源の減少である。より現実的な例では、取得したのれんからの便益は、おそらく直接には測定できないであろう。

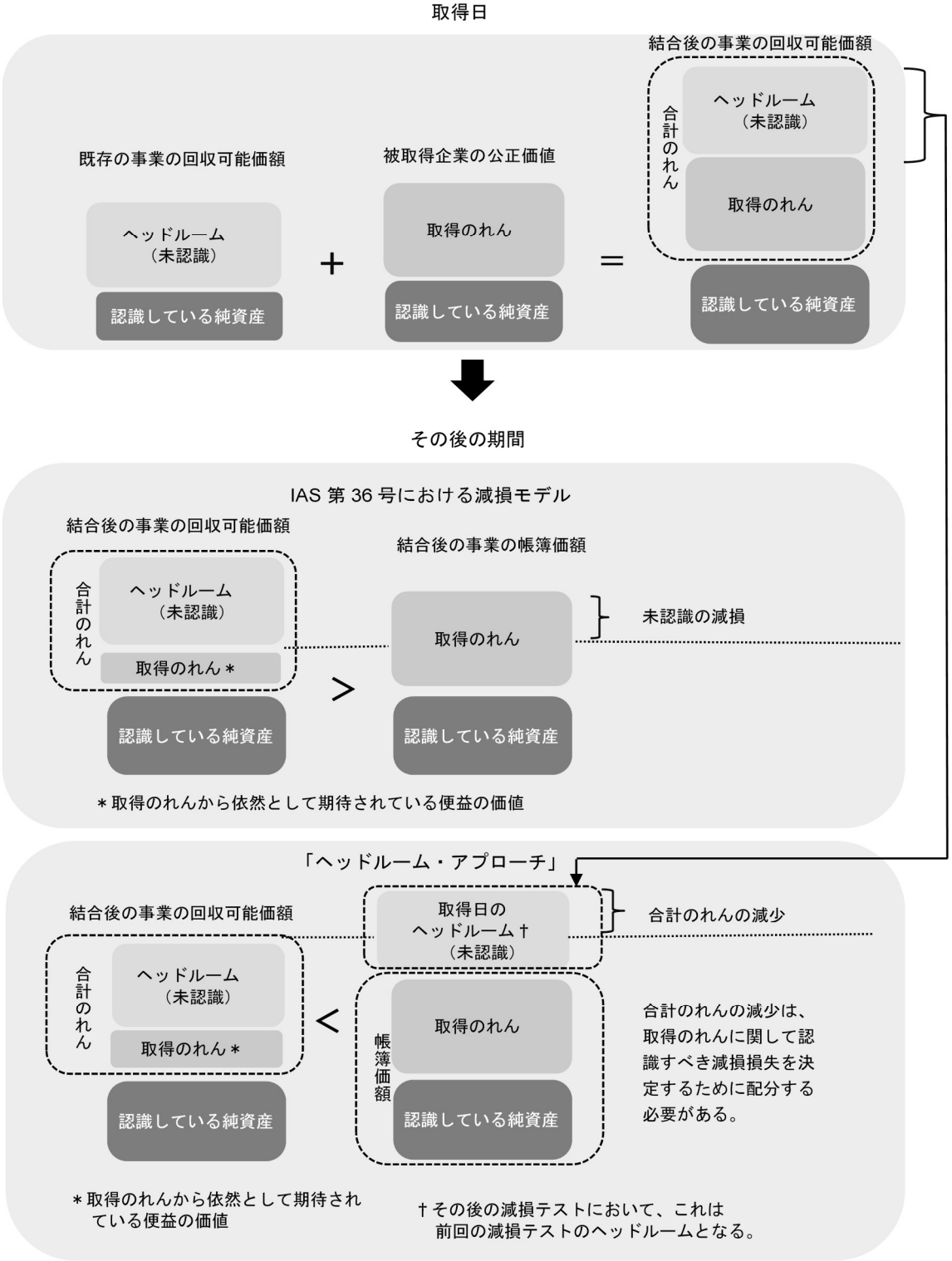

3.46 「反証可能な推定」に基づく配分は、取得の業績をより正確に目標とすることができる。しかし、そのような配分は、より多くの主観性、コスト及び複雑性を持ち込むこととなる可能性が高く、減少の理由の識別（これは単純な状況でしか可能でないかもしれない）に依存することになる。

3.47 「ヘッドルーム・アプローチ」は、減損テストへの追加的なインプットが 1 つだけ必要となる。前回の減損テストで決定されたヘッドルームの金額である。IAS 第 36 号は会社に減損テストを毎年実施することを要求しているので、当該インプットは前年のテストから利用可能となると考えられる。しかし、利害関係者は、このアプローチは減損テストの実施に多額のコストを追加することになると述べた。会社に追加的なコストが生じるのは、回収可能価額を前回のテスト日に必要となった可能性のあるものよりも正確に算定することが必要となるからである。これに当てはまる可能性があるのは、例えば、次のような場合である。

(a) 前回のテストで、回収可能価額が帳簿価額よりも高いという結論となったが、どれだけ高かったのかを正確に定量化していなかった場合

(b) 前回のテストで、使用価値のみ、又は処分コスト控除後の公正価値のみを見積っていた場合。その金額が帳簿価額よりも高かったため、会社は他方の金額（その方が高い可能性もある）を見積る必要がなかった。

(c) 会社が資金生成単位を再構成するか又は資金生成単位の一部を処分したため、回収可能価額の追加的な見積りが前回のテストの日において必要となる場合

3.48 4.5 項から 4.34 項は、のれんを含んだ資金生成単位について毎年の定量的な減損テストを実施するという要求の免除の可能性を議論している。「ヘッドルーム・アプローチ」は、その免除の便益を限定する可能性がある。前回の減損テストからのヘッドルームはのれんを減損から保護しないことになるので、会社は減損が発生している可能性があるという結論を下すことがより頻繁になり、そのため会社が定量的なテストの実施を要求されることになる。

3.49 当審議会は、「ヘッドルーム・アプローチ」はシールディングを減少させるであろうが、解消はしないであろうと結論を下した。その理由は、

(a) 3.43 項から 3.46 項で議論したように、合計のれんの減少額の配分は不完全である。

(b) 取得した事業の業績が良くない場合、結合後の事業の他の要素からのより良好な業績が、取得したのれんを減損から保護する可能性が依然としてある。

3.50 さらに、「ヘッドルーム・アプローチ」は、状況によっては、理解することが困難な減損の認識を生じさせる可能性があり（3.45 項から 3.46 項参照）、また、当該アプローチはコストを増大させることになる。

3.51 のれんはキャッシュ・フローを独立して生み出すものではなく、直接には測定できないので、他の資産とともに減損テストを行わなければならない。当審議会は、のれんの減損テストの有効性を合理的なコストで著しく改善することは実行可能ではないと結論を下したので、何らかのシールディングは常に発生する可能性が高い。

3.52 キャッシュ・フローの見積りが常に経営者の判断の対象となるが、うまく適用されれば、当該テストは、のれんを含む結合後の資産に結合後の回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するという目的を満たすと期待される。減損テストは、取得の業績が経営者の期待に沿っていないという適時なシグナルを常に提供することが可能なわけではないが、そうしたシグナルのないことがテストの失敗を意味するわけではない。2.4 項から 2.45 項は、取得のその後の業績に関する適時な情報に対するニ

© IFRS Foundation

ーズを満たすことを意図した考え得る開示要求事項について議論している。

当審議会の予備的見解

3.53　3.49 項から 3.52 項に要約した理由で、当審議会の予備的見解は、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上で、IAS 第 36 号の減損テストよりも著しく有効性の高い別の減損テストを設計することは、実行可能ではないというものである。

3.54　それでも、当審議会は、のれんに係る減損損失を適時に費用対効果の高い方法で認識する上での減損テストの有効性を高めるための提案が利害関係者にあれば歓迎する。

のれんの償却を再導入すべきか

論点は何か

3.55　IAS 第 36 号におけるのれんの減損テストについてのアプローチを合理的なコストで著しく改善することはできないと結論を下した後、当審議会は、のれんの償却を再導入する提案を開発すべきかどうかを検討した[24]。これは償却が次のような結果をもたらす可能性があるからである。

(a)　減損テストからいくらかの圧力を取り除き、減損テストの適用をより容易かつ低コストにする可能性がある。

(b)　取得のれんに直接に的を絞った単純なメカニズムを提供する。取得のれんの帳簿価額を減額することによって、償却は、のれんの帳簿価額が過大表示される可能性があると考えている利害関係者の懸念を解消するのに役立つ可能性がある。その懸念の理由は、経営者の過度の楽観性（3.20 項(a)参照）又はのれんの減損テストが直接的ではないこと（3.18 項参照）である。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

3.56　予備的見解に至るにあたり、当審議会は、次のような償却の再導入を支持する主張と減損のみのモデルの維持を支持する主張を検討した。

償却の再導入を支持する主張

3.57　償却の再導入の支持者は、一般的に次の主張のうちの 1 つ又は複数を挙げている。

(a)　IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）は、減損テストが当審議会の意図していたようには機能していないことを示唆している（3.58 項）。

(b)　のれんの帳簿価額が過大表示されており、その結果、会社の経営者は取得の意思決定について説明責任を求められていない（3.59 項から 3.62 項）。

(c)　のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であり、償却はのれんの費消を反映することになる（3.63 項から 3.65 項）。

(d)　償却はのれんの会計処理のコストを低減させる（3.66 項から 3.67 項）。

3.58　のれんについて減損のみのモデルを導入するという当審議会の 2004 年の決定は、このアプローチの方が償却及び減損のアプローチよりも投資者に有用な情報を提供することになり、減損テストが厳格で運用可能なものになるという結論に基づいていた。一部の利害関係者は、IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバック及び当審議会のリサーチ・プロジェクトにおける発見事項が、次のような理由でそれらの結論に疑問を投げかけていると述べている。

[24] 仮に当審議会が償却を再導入するとした場合でも、のれんが減損しているかどうかのテストは依然として必要となる。

(a) それらの利害関係者の意見では、減損損失は適時に認識されていない。したがって、減損テストは当審議会が当初に期待していたほど厳格ではない可能性がある。

(b) 一部の利害関係者は減損テストが有用な情報を提供していると考えているが、その価値は限定的であり、確認的なものでしかないことが多く、情報が提供されるのが遅すぎて予測価値がない。

(c) 減損テストは複雑で実施にコストがかかる。したがって、減損テストは当審議会が当初に期待していたほど運用可能性が高くない可能性がある。

3.59 一部の人々は、のれんは資金生成単位の一部としてしか減損テストができないため、その結果として生じるヘッドルームによるシールディング（3.31 項から 3.37 項で説明している）により、取得のれんの帳簿価額が過大表示されるという高すぎるリスクが生じると主張する。他方、のれん特有の性質により、当審議会が 2004 年に考えた厳格な減損テストが必要になるとの主張もある。彼らの考えでは、当審議会が減損テストを著しく改善することは実行可能ではないと結論を下しているので、償却はのれんの帳簿価額を減少させるために必要である。

3.60 これらの見解は、相当な割合の取得が失敗に終わっているという証拠があるのにかかわらず、減損損失が比較的稀にしか認識されていないという事実によってある程度は裏付けられている[25, 26]。したがって、この見解を有する利害関係者は、のれんの帳簿価額は取得から依然として期待される将来の便益を忠実に表現していないと主張している。

3.61 取得が目的を果たしていない場合に減損損失を認識しないことは、取得が引き続き成功しているという誤った考えに投資者を導く可能性がある。したがって、一部の利害関係者は、減損テストは、取得において認識された多額ののれんに対して経営者に説明責任を求める上で有効ではないという見解をとっている。彼らは、損益計算書における償却費は、減損テストよりも有効に経営者に説明責任を求めることになると主張している。償却は、会社が当該費用を回収するために利益を生み出す必要があることを示すからである。

3.62 2013 年の米国の研究で、購入価格ののれんへの配分が、経営者報酬が利益に基づく現金賞与により多く依存している場合に高くなっていたことが発見された[27]。著者たちは、のれんの非償却が、取得後の利益と賞与を増加させる可能性の高い多額ののれんを経営者が計上するインセンティブを提供していると結論を下した。一部の人々は、償却はこの種の行動のインセンティブを減らすであろうと主張している。

3.63 一部の人々は、取得のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であると主張している。彼

---

[25] 例えば、2019 年 2 月の Duff & Phelps, '2018 European Goodwill Impairment Study'（STOXX® Europe 600 Index の会社からのデータを使用）によると、2017 年に認識された減損損失は、調査対象の全会社ののれんの帳簿価額の 1%であった。次を参照のこと。
https://www.duffandphelps.co.uk/insights/publications/goodwill-impairment/2018-european-goodwill-impairment-study （2020 年 2 月 4 日にアクセス）

[26] 例えば、Deloitte, 'The State of the Deal, M&A Trends 2019' によると、米国に本社を置く未公開株式投資会社の幹部 1,000 人のアンケート調査において、回答者の約 40%が、取引の半分が取引開始時に期待した価値を生み出せなかったと回答している。次を参照のこと。 https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/mergers-acqisitions/usmergers-acquisitions-trends-2019-report.pdf,（2020 年 2 月 4 日にアクセス）

[27] R. Shalev, I. Zhang, and Y. Zhang, 'CEO Compensation and Fair Value Accounting: Evidence from Purchase Price Allocation', *Journal of Accounting Research*, vol 51, no. 4, 2013, pp. 819-854, https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/1475-679X.12015 （2020 年 2 月 4 日にアクセス）

© IFRS Foundation

らは、例えば、次のように考えている。

(a) 取得のれんが経済的便益を提供する能力は、競争により有限の期間にわたり減少していく。

(b) 取得のれんの経済的便益は耐用年数が有限である。例えば、取得した集合的な人的資源は時の経過とともに退社又は引退していく。

(c) 会社の名声及び競争力を維持する将来のコストは、取得のれんを維持するのではなく、新たなのれんを内部で創設することになる。取得のれんは、絶えず費消され、自己創設のれんに置き換えられている。

3.64 取得のれんが費消される場合、投資者は、会社がのれんの費消から便益を得るのと同じ期間に償却費を損益計算書に認識することによって、投資者にその費消について知らせることが有用であると考えるであろう。この見解を有する利害関係者は、次の理由で償却が必要であると主張している。

(a) 償却の方がより有用な情報を提供し、経営者により効果的に説明責任を求めることになる。取得がコストを超える経済的便益を生み出していない場合に、取得が成功していないことを示すことになるからである。

(b) 償却は自己創設のれんが、費消された取得のれんに置き換わって黙示的に認識されることを防ぐ。IFRS 基準は自己創設のれんの認識を禁止しているので、これを防ぐことが必要である。

(c) 減損のみのモデルは、のれんの費消を個別に識別しないため、のれんの帳簿価額のすべての減額が、のれんの費消によって生じたものを含めて減損損失と呼ばれる。

3.65 一部の利害関係者は、のれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンを見積ることは可能であり、また、経営者の耐用年数の見積りは投資者に有用な情報を提供する可能性があると述べている。

3.66 償却は、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストのコストを低減させることにも役立つ可能性がある。時の経過とともに、償却によってのれんの帳簿価額が減少するにつれて、重要性がある減損損失の可能性は無視できるところまで減少する。その結果、減損が生じていないと結論を下すことが容易になるため、会社が減損テストに費やす必要のある労力は少なくなる。

3.67 償却の再導入は、減損テストの必要性をなくすものではない。したがって、減損テストは、特に取得の初期の年度において、取得に関する有用な情報を依然として提供する可能性がある。その後の年度においては、償却は最終的にはのれんを貸借対照表から除去することになるが、その除去は有用な情報の喪失を生じさせないであろう。これは、それが起きる可能性があるのは、取得が事業の残りの部分と区別がつかないものとなっているために、減損のみのモデルで認識される減損損失が取得の業績に関する情報をほとんど又は全く提供しないであろう時点であるからである。

3.68 要約すると、本サブセクションにおける主張に照らして、一部の人々は、償却を再導入することが適切であろうと考えている。彼らの意見では、減損のみのモデルの便益は限定的で、コストを正当化しないからである。一部の人々は、減損テストは厳格ではなく、のれんの帳簿価額を適切に減額していないので、過大表示を避けるために償却が必要であると考えている。一部の人々はまた、のれんを耐用年数が有限の減耗性資産と考えており、したがってのれんの経済的便益の費消を描写するために償却は必要なものと見ている。彼らはまた、その後の業績についての新たな開示（2.4 項から 2.45 項で議論した）が、取得が成功しているかどうかを投資者がよりよく理解するこ

とに役立つであろうと示唆している。彼らは、それらの開示が、減損のみのモデルからの移行によって生じる限定的な情報の喪失を相殺し、当審議会が、償却をのれんの事後の会計処理におけるより低コストのモデルとして探求することを可能にするであろうと考えている。

減損のみのモデルの維持を支持する主張

3.69 減損のみのモデルの維持への支持者は、一般的に次の主張のうちの 1 つ又は複数を挙げている。

(a) 減損のみのモデルは、償却よりも有用な情報を提供する（3.70 項から 3.74 項）。

(b) うまく適用されれば、減損テストは目的を達成する。IFRS 第 3 号の PIR 及び当審議会のその後のリサーチは、減損テストが十分に頑健ではないという新たな証拠を見出していない（3.75 項から 3.80 項）。

(c) 取得のれんは、耐用年数が有限の減耗性資産ではなく、その後に内部で創設されたのれんと分離可能でもない（3.81 項から 3.82 項）。

(d) 償却の再導入は、大きなコスト節減にはならない（3.83 項）。

3.70 減損のみのモデルの維持への支持者は、証拠は引き続き当審議会が IFRS 第 3 号を最終確定した時に有していた見解を確認していると考えている。すなわち、償却費は、のれんの耐用年数の決定が恣意的である場合には、投資者に有用な情報を提供しない。IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバックは、減損のみのモデルによって投資者に提供される情報の便益が、当審議会が IFRS 第 3 号の開発時に期待していたよりもやや少ない可能性があることを示唆しているが、それでも当該モデルは何らかの有用な情報を提供している。

3.71 一部の投資者は、減損テストによって提供される情報は、たとえ確認価値しかないとしても、有用であると述べた[28]。さらに、予想外の減損損失は会社の株価に対して重大な不利な影響を生じさせる場合があり、これは減損損失が時には新たな情報を提供することを示唆している。

3.72 特にのれんの耐用年数が客観的に決定できない場合には、償却費は同様の価値のある情報を提供する可能性が低いという主張もあるであろう。会社が、経営者業績指標[29]において償却費を足し戻すことによって、この見解と整合的に行動している可能性がある。

3.73 一部の人々は、のれんの償却は提供される情報の有用性を低下させる可能性があるとも主張している。償却は減損損失が認識される可能性を低下させる可能性がある。帳簿価額の減額により、帳簿価額が回収可能でない可能性が低くなるからである。実質的に、償却は、減損損失の一部又は全部を費消と誤って呼ぶことによって、取得のれんを減損損失に対してさらに保護する可能性がある。さらに、その後の各期間において、償却は当初に支払われた金額を覆い隠し、そのため、受託責任の評価を投下資本に対するリターンの分析によって行う投資者にとっては、その評価が困難になる可能性がある。

---

[28] 多くの学術研究が、財務諸表に認識された減損損失は投資者にとって価値関連性があるという結論となっている。A. d'Arcy and A. Tarca, 'Reviewing IFRS Goodwill Accounting Research: Implementation Effects and Cross-Country Differences', *The International Journal of Accounting*, vol 53, no.3, 2018, pp.203-226, https://www.sciencedirect.com/journal/the-international-journal-of-accounting/vol/53/issue/3 参照（2020 年 2 月 4 日にアクセス）

[29] 経営者業績指標は公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている。https://cdn.ifrs.org/-/media/project/primary-financial-statements/exposure-draft/ed-general-presentation-disclosure.pdf 参照

© IFRS Foundation

3.74 2014 年に、欧州財務報告諮問グループ、日本の企業会計基準委員会及びイタリアの会計基準設定主体が、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」を公表した。このディスカッション・ペーパーに回答したある投資家グループは、のれんが償却されるとした場合、投資者は、耐用年数が恣意的と考えられるかどうかを問わず、償却費は業績の評価に役立たないので、償却費を足し戻すであろうとコメントした。

3.75 一部の人々は、減損テストは厳格で運用可能であり、IFRS 第 3 号の PIR 及び当審議会のその後のリサーチは減損テストが適切に機能していないという証拠を提供していないと主張している。彼らは、減損テストの適用によって問題が生じる場合には、これは基準設定ではなく執行を通じて対処すべきであると主張している。彼らの意見では、減損テストは当審議会が 2004 年に減損テストを設計した時に意図していたように機能している。当審議会はすでにシールディング効果に気付いていたからである（3.31 項から 3.37 項参照）。

3.76 当審議会は、公開草案「IAS 第 36 号の修正案」の C38 項において、2002 年にシールディングに気付いていたことを示していた。当審議会は、取得した事業が取得日において自己創設のれんを含んでいた事業と結合される場合に、創出されるヘッドルームを除去すべきかどうかを検討していた。このヘッドルームは、それを資金生成単位の純資産の測定値の中に含めることによって除去されていたであろう。

3.77 当審議会がそのアプローチを棄却したのは、減損テストが取得のれんの価値の減少のみを捕捉するという結果にはならないからである。どの減損テストも、取得のれんではなく、以前から存在する自己創設のれんが、減損していて取得後に生み出されたのれんによって置き換えられているのかどうかを見分けることはできない。

3.78 IAS 第 36 号に関する結論の根拠の BC135 項は、さらに次のような当審議会の結論を説明している。

(a) 取得後に内部で創設されたのれんを区分して測定することは可能ではない。

(b) のれんの帳簿価額は、その自己創設のれんによって常に減損から保護される。

(c) したがって、のれんの減損テストの目的は、せいぜい、のれんの帳簿価額が取得のれんと取得後に内部で創設されたのれんの両方が生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローから回収可能であることを確保することであろう。

3.79 減損テストの目的は 3.12 項から 3.19 項で議論している。減損テストがうまく行われる場合には、取得のれんの帳簿価額が、他の資産との組合せで生み出すと見込まれるキャッシュ・フローから回収可能であることを確保するという目的を満たすと期待される。

3.80 3.60 項で議論したように、一部の人々は、のれんの減損は直接にはテストされないため、のれんの帳簿価額は取得から依然として期待されている将来の便益を忠実に表現しないと考えている。しかし、他の人々は、当初に期待された便益のうちどれだけが依然として残っているのかを決定することは可能ではないので、のれんの帳簿価額をどれだけ減額すべきかを決定することも可能ではないと考えている。のれんの帳簿価額の償却を通じた恣意的な減額は、当初に期待された便益のうち残っている部分の忠実な表現を提供しないであろう。

3.81 一部の人々はまた、のれんが常に耐用年数が有限の減耗性資産であるのかどうかを疑問視している。彼らは、のれんを構成する一部の要素を耐用年数が確定できないものとみなしている。例えば、

(a) 反復すると見込まれるコスト節減

(b) 事業の認識している資産の時間枠を超えて将来のリターンを生み出すための知識及びプロセス

彼らは、事業を取得する会社は、取得のれんが無期限に維持されることを期待して取得するのであり、のれんの耐用年数を確定できない場合には償却は適切ではないであろうと主張している[30]。

3.82 さらに、一部の人々は、取得のれんとその後に内部で創設されたのれんを区別することは、現実の経済現象を描写しないと考えている。したがって、彼らは、償却の支持者の一部が行っている、取得のれんは絶えず費消され、自己創設のれんで置き換えられているという主張を却下する。

3.83 償却の再導入で減損テストの必要性がなくなるわけではない。したがって、一部の人々は、特に取得後の最初の数年間は、償却が非現実的に短期間で終了するのでない限り、償却が減損テストのコストを著しく低減させる可能性は低いと主張している。さらに、頑健な償却モデルが開発される場合、そのモデルの適用はのれんの会計処理の複雑性を増大させる可能性がある。例えば、耐用年数の見積りは、おそらく判断が必要となり、のれんの減損テストに使用される将来キャッシュ・フローの基礎となっているのと同じ見積りの一部に依拠することになるであろう。

3.84 要約すると、本サブセクションにおける主張に照らして、一部の利害関係者は、彼らの意見では、減損テストは償却よりも有用な情報を提供するので、減損のみのモデルを維持することを適切と考えている。のれんを含んだ資金生成単位についてのどの減損テストも、取得のれんに関連した便益を受け取ることが見込まれなくなった時点ですぐに減損損失の認識が生じることを保証できるわけではないが、そのことはテストが失敗していることを意味するものではない。

3.85 さらに、減損テストの目的は、資産（これにはのれんを含む）、のれんを含んだ資金生成単位の資産の帳簿価額が、それらが組み合わされて生み出すキャッシュ・フローから回収されると見込まれることを確保することである。減損損失は取得が経営者の期待に沿っていないという何らかの情報を提供する場合があるが、のれんの会計処理（償却が再導入されるか減損のみのアプローチが維持されるのかを問わず）は、取得の成功に関する情報を提供できない。取得が成功しているかどうかに関する情報を提供するためには、当審議会の予備的見解は、2.4 項から 2.45 項で議論したように、その後の業績についての開示を要求する提案を開発すべきであるというものである。

当審議会の予備的見解

3.86 のれんの会計処理というトピックは常に、強固で互いに異なる見解の対象となってきた。基準設定主体としての役割を果たすため、当審議会は、現時点で行う決定が数年後に再度検討されることはないと納得できる必要がある。異なるアプローチの間を往復する頻繁な変更は、どの利害関係者にも役立たないであろう。

3.87 PIR の文脈では、当審議会が IFRS 基準の要求事項を変更することを提案するのは、基準の変更が必要であると結論を下すために十分な情報がある場合のみである。当審議会はまた、そのような変更の便益が、要求事項を再び変更することによって生じるコスト及び混乱を上回ると判断する必要もある。

3.88 変更する十分な理由があるかどうかについては、さまざまな意見がある。個々の審議会メンバーにより、異なる主張に対して異なるウェイトを置いている。審議会メンバーが見解に至るに当たって考慮した主な主張は次のようなものであった。

[30] この見解について議論した最近の公表物が、International Valuation Standards Council, 'Is Goodwill a Wasting Asset?', 2019, https://www.ivsc.org/news/article/is-goodwill-a-wasting-asset である（2020 年 1 月 21 日にアクセス）。

© IFRS Foundation

(a) 償却の再導入を支持した人々は次のことを主張した。

(i) のれんに係る減損損失を適時に認識する上での有効性を著しく高める減損テストを設計することは、実行可能でないと判明している。彼らの意見では、当審議会は、減損テストはのれんに係る減損損失を適時に認識するのに十分なほど頑健ではないという IFRS 第 3 号の PIR のフィードバックに対応するために、償却を再導入すべきである。

(ii) 世界中ののれんの帳簿価額が増加してきている。一部の審議会メンバーはこれを、償却がないと経営者は取得の意思決定についての説明責任を適切に求められないこと、及び財務報告の誠実性と名声を維持するために償却が必要とされることの証拠と見ている。

(iii) のれんは耐用年数が有限の減耗性資産であり、償却の再導入はのれんが費消されていることを描写するための唯一の方法である。

(b) 減損のみのアプローチの維持を支持した人々は次のことを主張した。

(i) 減損テストはのれんを直接テストするものではないが、減損損失の認識は、たとえ遅れるとしても、当該損失が発生しているという投資者の以前の評価を確認する重要な確認的情報を提供し、経営者に説明責任を求めるのに役立つ。のれんの耐用年数は見積ることができないので、どのような償却費も恣意的となる。したがって、投資者は償却費を無視することになり、償却は経営者に取得の意思決定について説明責任を求めるためには使用できない。

(ii) 当審議会は、単に減損テストが厳格に適用されていないという懸念のため又はのれんの帳簿価額を減額するだけのために償却を再導入すべきではない。一部の審議会メンバーの意見では、のれんは多くの理由で増加している可能性がある。例えば、変化する経済の性質や未認識の無形資産によって生み出されている価値が増大していることなどの理由である。

(iii) 当審議会は、のれんの償却が投資者に提供される情報を著しく改善するか、あるいは、特に取得後の最初の数年間において、減損テストの実施のコストを著しく低減させるという説得力のある証拠を有していない。

3.89 僅差の多数決（14 名の審議会メンバーのうち 8 名）で、当審議会は減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解に至った。

3.90 当審議会は、のれんについての両方の会計モデル（減損のみのモデルと償却モデル）に限界があることを認めている。のれんを直接にテストできる減損テストは識別されておらず、償却については、のれんの耐用年数及びのれんの減少するパターンを見積ることが困難である。

3.91 当審議会は、減損のみのアプローチを維持すべきであるという予備的見解に至ったが、これは僅差の多数決によるものであったので、当審議会はこのトピックについての利害関係者の意見を特に望んでいる。

3.92 多くの利害関係者が、長年にわたりよく知られてきた強固な見解を有している。これらの見解のよく知られた主張を単純に繰り返すのでは、議論を前に進めることはできそうにない。このため、当審議会は、新たな実務上又は概念上の主張を、これらの主張の証拠及びウェイトをより大きくすべき主張とその理由を識別した指摘とともに提供するフィードバックを歓迎する。

3.93 当審議会は、特に、次のことを理解するのに役立つフィードバックを歓迎する。

(a) 利害関係者がのれんに係る減損損失の認識が適時でないという懸念を有している理由、並びに償却がそれらの懸念を解決できるのかどうか及び解決すべきかどうか

(b) どのような情報が、投資者が取得の意思決定について会社の経営者に合理的なコストで責任を負わせることに最もよく役立つのか

3.94 このようなフィードバックは、当審議会が本プロジェクトを進めるべきかどうか及びどのように進めるべきかを決定する際に役立つであろう。

その他の考慮事項

3.95 当審議会が償却を再導入することを決定する場合には、下記を含むより詳細なトピックを検討することが必要となる。

(a) のれんの耐用年数をどのように決定すべきか

(b) その耐用年数に上限を設けるべきかどうか

(c) 償却方法をどのように決定すべきか

(d) 償却方法及び耐用年数の毎年の見直しを要求すべきかどうか

(e) 耐用年数を確定できない無形資産についても償却を要求すべきかどうか

(f) 減損損失を異なる取得から生じたのれんの帳簿価額にどのように配分するか

(g) 異なる取得から生じたのれんを、処分又は企業再編の際にどのように配分するか

(h) どのような経過措置を適用すべきか

(i) どのような関連する表示及び開示の要求事項を適用すべきか（例えば、償却費について）

3.96 当審議会は 3.95 項に列挙したトピックを十分には議論していないが、当審議会がこれらのトピックについて行う可能性のあるいくつかの決定が、償却の再導入についての利害関係者の見解に影響を与える可能性がある。これは特に、のれんの耐用年数をどのように決定すべきかについて当てはまる。

3.97 一部の利害関係者は、のれんの耐用年数の合理的な見積りを行うことは可能で、投資者はのれんの耐用年数が経営者の判断に基づくものであれば、それに関する情報を有用と考えるであろうと主張している。しかし、一部の利害関係者は、のれんの耐用年数を経営者の判断に基づいて決定することは、さらに主観性、コスト及び複雑性を持ち込むことになると懸念している。他方、のれんの耐用年数を恣意的な一定の期間（例えば、10 年）として定めるとした場合、この方法はずっと単純で主観性が少なくはなるが、それにより生じる恣意的な償却費は情報価値を有さないであろう。

3.98 利害関係者は、のれんの耐用年数を決定するために単純なアプローチを使用することがどれだけ重要なのか、及び適切な耐用年数の選択から生じる可能性のある情報の価値について、見解が分かれるであろう。彼らの見解は、部分的には、のれんの耐用年数の信頼性のある見積りを行うことが可能と考えているかどうかに依存する可能性がある。のれんの耐用年数を決定するためのアプローチは、一部の利害関係者が償却の再導入を支持するかどうかに影響を与える可能性がある。

検討したその他のアプローチ

3.99 当審議会は、のれんの会計処理について他の 2 つのアプローチも検討した。

(a) のれんの即時償却（3.101 項から 3.104 項）

© IFRS Foundation

(b) のれんを構成要素に分解し各構成要素を別個に会計処理（3.105 項から 3.106 項）

3.100 もう 1 つの可能性は混合アプローチで、減損のみのアプローチを最初の数年間に使用し、その後の各年度ではのれんを償却するものである。これには 3.67 項で議論した利点があるかもしれない。減損テストが、それから得られる情報が最も有用な時に実施されるということである。しかし、4.26 項で議論した懸念のいくつかがこのアプローチにも当てはまるであろう。すなわち、減損のみのアプローチのために選択される期間が、すべての会社について適切ではない可能性があり、追加的なガイダンスも必要となる可能性がある。

のれんの即時償却

3.101 一部の利害関係者は、当審議会はのれんの即時償却を検討すべきであると提案した。取得において取得のれんはすべて、直ちに費用として純損益、その他の包括利益又は直接資本に認識することになる。

3.102 このアプローチは、のれんの減損テストを行う必要をなくし、したがってコスト及び複雑性を解消することになる。また、のれんの帳簿価額が回収可能ではないというリスクも解消し、取得のれんと自己創設のれんとの間の一貫性を達成することにも役立つことになる。

3.103 IASC が 1983 年に公表した当初の IAS 第 22 号「企業結合の会計処理」では、会社はのれんを取得時に直ちに株主持分に対して修正する選択肢があった。IASC は、のれんは資産であるという結論を下して、この選択肢を 1993 年に削除した。

3.104 当審議会は、次の理由で、即時償却のアイディアを追求しなかった。

(a) 即時償却を要求することは、のれんは認識すべき資産であるという IFRS 第 3 号における当審議会の結論、及び事業を取得することを決定する際に将来の経済的便益を生み出すと見込まれる何かに対して支払っているという経営者の考えと不整合となる[31]。

(b) 償却を資本に直接計上することは、忠実な表現とはならない。取得企業が所有者に分配を行ったものとして不適切に描写することになるからである。

(c) 投資者が、限定的ではあっても、のれんを含んだ資金生成単位についての減損テストによって提供されている情報をもはや受け取らないことになる。

(d) 一部の投資者は、のれんの帳簿価額を分析及び経営者の受託責任の評価に使用している。

のれんを構成要素に分解し各構成要素を別個に会計処理

3.105 のれんはさまざまな要素で構成されている[32]。各要素の性質を反映して、異なる会計処理を各構成要素に適用することが考えられる。例えば、一部の構成要素については他の構成要素よりも償却が適切であったり、一部の構成要素については即時に償却することが適切であったりする可能性がある。会社が個々の構成要素を識別するとした場合には、その構成要素をより意味のある方法で資金生成単位に配分できる可能性がある。

3.106 当審議会は、次の理由で、このアプローチを棄却した。

(a) のれんの事後の会計処理の複雑性及び主観性を増大させることになる。

[31] IFRS 第 3 号に関する結論の根拠の BC313 項から BC327 項
[32] IFRS 第 3 号に関する結論の根拠の BC313 項

(b) のれんは直接には測定できず、したがって、のれんの異なる構成要素もおそらくは信頼性をもって測定できない。

のれんを除いた資本合計の表示

3.107 当審議会は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求すべきかどうかを検討した。のれんは次のような理由で他の資産とは異なっている。

(a) のれんは直接には測定できず、したがって残余として当初測定される。

(b) のれんは分離して売却することができず、また、事業が困難な状況にある場合にはその価値が早く消滅することが多いので、会社の清算時に現金に転換することが他の多くの資産よりも困難である。

(c) のれんは減損テストのために資金生成単位のグループに配分されることが多いが、他の資産の減損テストは個々に又は単一の資金生成単位の一部として行われる。減損テストの不可避的な限界のいくつかは、のれんが資金生成単位のグループに配分される際に生じる。

3.108 当審議会は、この金額を決定する際に、のれんだけでなく無形資産の一部又は全部も除くべきかどうかを検討した。一部の無形資産はのれんの特徴のいくつかを共有しているが、この金額を決定する際にどの無形資産を除くべきかについては異なる見解がある。当審議会は、のれんの特有の性質を考えて、のれんに焦点を当てることを決定した。

3.109 当審議会は、すでに公開草案「全般的な表示及び開示」において、のれんを貸借対照表上で独立の科目として表示することを要求すると提案している[33]。のれんを除いた資本合計の金額を表示することは、のれんの影響に関してさらに透明性を提供し、会社の財政状態についての投資者の理解にさらに寄与するであろう[34]。

3.110 この金額を表示することは、のれんが資本合計の大きな部分である会社を強調することに役立つ可能性がある。投資者がこの金額を計算するのは簡単であるが、当審議会は、この金額を独立して表示することで、それをより目立たせることになると考えている。当審議会は、この金額を貸借対照表の構成の中で小計として表示できるのか、それとも貸借対照表上の独立の金額として表示できるのかを検討した。

3.111 のれんを除いた資本合計を貸借対照表の構成の中で小計として表示することは、その小計の財務諸表上の他の項目との関係を強調し、単純にその金額が何を含んでいるのかを示し、その金額をより目立たせることができる。しかし、その金額を貸借対照表の構成の中に適合させることは、さまざまな理由で困難である可能性がある。

(a) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、少なくとも、非支配持分並びに親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金を資本の中で科目として表示することを会社に要求している。このため、非支配持分がある場合には、のれんを除いた資本合計を表示する小計を記入することが不可能となる可能性がある。

(b) たとえ、このような小計を記入することが可能であるとしても、国内の要求事項又は国内の慣行により、会社が資本の他の内訳（例えば、株式資本、利益剰余金又はその他の剰余金）を科目として表示することを要求されているか又は希望す

[33] 2019 年 12 月公表の公開草案「全般的な表示及び開示」。https://cdn.ifrs.org/-/media/project/primary-financial-statements/exposure-draft/ed-general-presentation-disclosures.pdf 参照

[34] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 55 項は、企業は、財政状態計算書における追加的な科目（列挙された科目の分解によるものを含む）、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、それらを表示すべきであると要求している。

© IFRS Foundation

ることになる可能性がある。会社がそうする場合には、この金額を小計として表示することが必ずしも可能ではない可能性がある。

3.112 この小計の表示を可能にするように財務諸表の構成を変更することは、あまりにも混乱を生じさせる可能性が高い。したがって、当審議会はそのような変更を追求するつもりはない。

3.113 このため、のれんを除いた資本合計は、貸借対照表の構成の一部を構成しない独立した情報として表示する必要がある。基本財務諸表においてこの方法で情報を表示している1つの先例は、損益計算書において1株当たり利益を表示するという要求である。

3.114 のれんを除いた資本合計の表示の 2 つの例示を本ディスカッション・ペーパーの付録に記載している。

(a) 第 1 の例示は、この独立金額を資本合計の名称に付した括弧内に表示している。

(b) 第 2 の例示は、この独立金額を資本及び負債合計の下に示している。

当審議会の予備的見解

3.115 当審議会の予備的見解は、貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求することによって、投資者が会社の財政状態をよりよく理解することに役立てるという提案を開発すべきであるというものである。

コメント提出者への質問

質問 6

3.2 項から 3.52 項で論じているように、当審議会は、のれんを含んだ資金生成単位について、のれんに係る減損損失を適時に認識する上での減損テストの有効性を、IAS 第 36 号「資産の減損」に示されている減損テストの有効性よりも著しく高めることが実行可能かどうかを検討した。当審議会の予備的見解は、これは実行可能ではないというものである。

(a) のれんに係る減損損失の適時な合理的なコストでの認識における有効性を著しく高める減損テストの設計が実行可能でないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 同意しない場合、当審議会は減損テストをどのように変更すべきか。そうした変更はどのようにテストの有効性を著しく高めるのか。そうした変更を導入するためにどのようなコストが必要となるか。

(c) 3.20 項は、のれんに係る減損損失が適時に認識されないという懸念の 2 つの理由について論じている。楽観的すぎる見積りとシールディングである。回答者の意見では、これらはそれらの懸念の主要な理由か。それらの懸念に他の主要な理由はあるか。

(d) 当審議会は、IFRS 第 3 号の適用後レビュー（PIR）において指摘された懸念の結果としての本プロジェクトにおいて IAS 第 36 号の他の側面を考慮すべきか。

質問 7

3.86 項から 3.94 項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。

(a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入するとした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。

(b) のれんの償却についての回答者の意見は 2004 年以降に変化したか。2004 年以降にどのような新たな証拠又は主張が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見

を確認することとなったのか。

(c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問 6(c)参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。

(d) 取得のれんは、同じ資金生成単位においてその後に内部で創設されたのれんとは別個のものと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。

(f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。

質問 8

3.107 項から 3.114 項は、貸借対照表上にのれんを除いた資本合計の金額を表示することを会社に要求する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を説明している。当審議会は、この金額を、貸借対照表の構成の中での小計としてではなく、独立の項目として表示することを会社に要求する可能性が高い（本ディスカッション・ペーパーの付録参照）。

(a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 会社がこのような金額をどのように表示すべきかについて何かコメントはあるか。

© IFRS Foundation

第 4 章 — 減損テストの簡素化

本章のハイライト

- 定量的なテストを毎年実施することは、減損の兆候がない場合には必ずしもテストの有効性を高めない。
- 簡素化はテストの実施のコスト及び複雑性を低減させることになる。
- 同じ簡素化のいくつかは、使用価値の理解可能性も高めることになる。

4.1 第 3 章は、当審議会がどのようにして、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を著しく高めることはできないと結論を下したのかを議論した。

4.2 その結論に至った後、当審議会は、減損テストを頑健性を著しく低下させずに簡素化できるかどうかを検討した。

4.3 本章は、下記によって、減損テストが提供する情報のいくつかの側面を改善しつつ、減損テストのコストと複雑性を低くすることを意図した提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解について議論する。

(a) のれんについて定量的な減損テストを毎年実施するという要求からの免除を設け（4.5 項から 4.26 項）、この免除を耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に拡張する（4.27 項から 4.31 項）[35]。

(b) 使用価値の見積りに関する要求事項を、将来のリストラクチャリング、改善又は拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに対する制限を削除することによって修正する（4.35 項から 4.45 項）。

(c) 使用価値を見積る際に税引後のキャッシュ・フロー及び割引率の使用を認める（4.46 項から 4.54 項）。

4.4 本章は、当審議会が検討したが追求しないことを決定した他の簡素化についても議論している（4.55 項から 4.56 項）。

毎年の減損テストの免除

論点は何か

4.5 一部の利害関係者は次のように述べてきた。

(a) 減損テストは複雑で、時間を要し、コストがかかり重要な判断が必要となる。

(b) のれんは減損が直接にはテストされない（第 3 章）ので、減損テストの便益は限定的であり、したがって、必ずしもコストを正当化しない可能性がある。

4.6 利害関係者は、減損テストが高コストで複雑である理由の 1 つは、減損の兆候がない場合であってもテストを毎年実施するという要求であると述べてきた。このフィードバックを提供した利害関係者は、減損が生じている可能性があるという兆候がない限り、のれんについて減損テストを行うことを会社に要求すべきではないと提案している（兆候に基づくアプローチ）。

[35] 本章において、「減損テスト」という用語は、資産（又は資金生成単位）が減損しているかどうかの定量的なテストのみを指している。会社は依然として、各報告日において、のれんを含んだ資金生成単位が減損している可能性があるという兆候があるかどうかを評価し、そうした兆候がある場合には定量的なテストを実施する必要がある。

現行の要求事項

4.7 会社は、のれんを含んだ資金生成単位について、たとえ当該資金生成単位が減損している可能性があるという兆候がない場合であっても、減損テストを毎年行うことを要求されている（3.5 項参照）。この要求は、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産にも適用される。

4.8 IAS 第 36 号「資産の減損」の範囲に含まれる他のすべての資産及び資産グループについては、会社は、減損が生じている可能性があるという兆候がない限り、減損テストを行うことを要求されない。

4.9 IAS 第 22 号「企業結合」（IFRS 第 3 号「企業結合」はこれを置き換えたものである）では、当審議会は、会社がのれんを 20 年を超える耐用年数で償却する場合に、のれんについて毎年の減損テストを要求していた（3.6 項参照）。2004 年に IFRS 第 3 号を開発した際に、当審議会は、厳格で運用可能な減損テストを、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産を償却する要求を廃止するための必要条件と考えた。その時点では、当審議会は、これらの資産及びこれらの資産を含んだ資金生成単位についての毎年の減損テストを、減損テストを十分に厳格かつ運用可能とすることの重要な一部分と見ていた。

4.10 2004 年に IAS 第 36 号を修正した際に、当審議会は、のれんを含んだ資金生成単位についての当期の減損テストにおいて、直近に計算した回収可能価額を使用することを認める簡素化を会社に提供した。下記のすべてに該当することが条件である。

(a) 当該単位を構成する資産及び負債が、直近の計算以降に著しく変化していない。

(b) 直近に計算した回収可能価額が、当該単位の帳簿価額を大きく上回っている。

(c) 直近の回収可能価額の計算以降に発生した事象及び変化した状況の分析に基づいて、現時点の回収可能価額の算定が当該単位の現時点の帳簿価額よりも低くなる可能性が非常に低い（IAS 第 36 号の第 99 項）。

この簡素化は、耐用年数を確定できない無形資産にも適用される（IAS 第 36 号の第 24 項）。

4.11 減損テストの実施のコストについての利害関係者からのフィードバックは、この簡素化は、これらの資産について減損テストを毎年実施しなければならないことからの大きな免除を提供していないことを示唆している。欧州財務報告諮問グループの 2017 年公表のディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」に対するコメント提出者も、この免除は条件が厳格であるため、会社がこの免除を使用することは稀であるとコメントしていた。

審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

4.12 毎年の減損テストの免除を設けるべきであるという予備的見解に至るにあたり、当審議会は次のことを考慮した。

(a) この免除を設けることによるコスト節減（4.14 項から 4.21 項）

(b) この免除が減損テストの頑健性を低下させるかどうか（4.22 項から 4.23 項）

(c) その他の要因（4.24 項から 4.26 項）

(d) 同じ免除を、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に適用すべきかどうか（4.27 項から 4.31 項）

4.13 会社は毎年の減損テストを行うことが必要なくなるが、依然として、のれんを含んだ資金生成単位又は資金生成単位のグループが減損している可能性があるという兆候が

© IFRS Foundation

あるかどうかを各報告日に評価し、当該単位が減損している可能性があるという兆候がある場合には減損テストを行うことが必要となる。

コスト節減

4.14 当審議会は、のれんについての毎年の減損テストの実施が下記に関連するコストを生じさせていると理解している。

(a) 減損テストに使用する評価モデルの設定

(b) 回収可能価額を算定するための評価モデルに使用するインプットの収集、及び当該インプットが合理的で裏付け可能なのかを確認するための内部と外部のレビュー

(c) 会社の状況が変化した場合（例えば、リストラクチャリングの後）の評価モデルの変更

(d) たとえ減損損失が認識されていない場合でも、減損テストに関する情報の開示[36]

4.15 毎年の減損テストの要求の廃止は、減損の兆候がない場合には 4.14 項(b)及び 4.14 項(d)のコストを減少させることになる。しかし、4.14 項(a)及び 4.14 項(c)のコストは減少させない。

4.16 資金生成単位のグループに配分されたのれんについて毎年の減損テストを行うために、会社は、それらの個々の資金生成単位のそれぞれの回収可能価額を見積ることが必要となる可能性がある（例えば、予測のプロセスが「ボトムアップ」ベースである場合）。これらの見積りは、たとえ、それらの個々の資金生成単位が減損している可能性があると疑う理由を会社が有していない場合であっても要求される。しかし、兆候に基づく減損モデルは、減損が生じている可能性があるという兆候がない場合には、それらの見積りを行うことを会社に要求しないことになる。したがって、会社がのれんを多数の資金生成単位のグループ（例えば、ある地域における多数の小売店舗）に配分する場合には、毎年の減損テストからの免除は大きなコスト節減を提供する可能性がある。

4.17 この免除がどれだけのコストを節減できるのかを評価するにあたり、当審議会は、米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）で 2011 年に導入された選択的な定性的テスト（ステップ・ゼロ）[37]を利害関係者がどのように適用したのかを検討した。ステップ・ゼロは、当審議会が検討している兆候に基づく減損テストとは異なる。会社が、定量的な減損テストを毎年実施せずに、ステップ・ゼロを適用することを選択する場合には、まず報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性の方が高いのかどうかを評価する。この評価を行うにあたり、会社は減損の兆候を探す。会社は、減損が生じている可能性の方が高いと判断する場合には、減損テストを行う必要がある。

4.18 一般に公開されているアンケート調査が、ステップ・ゼロの使用を選択している公開会社の数の着実な増加を示している。例えば、米国では、2013 年に調査した公開会社の 29%が定性的テストを適用しており、これが 2016 年には 59%に上昇した[38]。調査

[36] IAS 第 36 号の第 134 項及び第 135 項

[37] 財務会計基準審議会、会計基準更新書 No.2011-08「無形資産－のれん及びその他（トピック 250）：のれんの減損テスト」（訳注：本ディスカッション・ペーパー原文では「Accounting Standards Update No. 2011-08, Intangibles —Goodwill and Other (Topic 250): Testing Goodwill for Impairment」と記載されているが、「Topic 350」の誤記と思われる。）

[38] Duff & Phelps, '2016 U.S. Goodwill Impairment Study', Financial Executive Research Foundation, Inc., 2016, https://www.duffandphelps.com/insights/publications/goodwill-impairment/2016-us-goodwill-impairment-study （2020 年 2 月 4 日にアクセス）

した全会社（公開及び非公開）の 63%が、この選択的な定性的評価がコストの削減に役立ったことに同意した。

4.19 アンケート調査の回答者の過半数が、この選択的な定性的評価がコストを削減したことに同意していたが、相当数が反対した。彼らは次のような理由を挙げた。

(a) 減損の兆候があるかどうかの評価及び定性的テストの頑健な適用のための証拠の蓄積は、定量的な減損テストの実施よりも高コストとなる場合がある。

(b) 会社は依然として、減損の兆候があるかどうかを評価する際に、減損テストに必要とされるインプットのいくつかを収集しなければならない場合がある。

(c) 会社は、仮定が資産の回収可能価額に与える影響を十分に理解するために、モデルを定期的に補正することが必要となる場合がある。

4.20 全体として、潜在的なコスト節減の程度についての証拠はまちまちである。兆候に基づくアプローチがコストを節減すると考えている利害関係者がいる一方、せいぜい程々のコスト節減しか提供しないと考えている人々もいる。コスト節減の程度についての利害関係者の見解は、例えば、業種、事業の複雑性、又は資産及び資金生成単位がどのように編成されているのかに依存する可能性がある。

4.21 米国会計基準における減損テストは、IAS 第 36 号における減損テストとは異なっているため、減損テストの実施のコストは異なる可能性がある。それでも、米国でのステップ・ゼロの適用に関する情報は、当審議会が兆候に基づくアプローチを導入する場合に生じる可能性のあるコスト節減についての有用な洞察を提供する可能性がある。

減損テストの頑健性

4.22 この免除に関しての主要な懸念は、減損テストの頑健性を低下させるのかどうかである。毎年のテストの要求を廃止することは、のれんに係る減損損失の認識（一部の利害関係者はすでに認識が遅すぎると考えている）を遅らせ、したがって、これらの減損損失が提供する情報の価値を低下させる可能性がある。その理由は次のとおりである。

(a) 減損の兆候があるかどうかの識別は、特に最終的に減損につながる事象が時の経過とともに徐々に発生する場合には、より大きな経営者の判断が必要となる可能性がある。

(b) 経営者の判断の範囲を大きくすることは、会社がのれんについての減損損失の認識を回避するために機会主義的に行動することを容易にする可能性がある。

(c) 会社が減損テストを定期的に実施しない場合、テストの実施における専門性が低下する可能性が高い。

4.23 しかし、減損テストを毎年要求しない場合に減損テストの頑健性がどれだけ低下するのかに関しては、さまざまな見解がある。例えば、次のとおりである。

(a) 減損があるかもしれないという兆候がある場合には、会社は依然としてテストを実施する必要があり、会社は各報告期間末にそのような兆候があるかどうかを評価することが必要となる。一部の人々は、現行の減損テストを使用した場合に減損損失の認識につながる事象は通常は重大なものであり、したがって、経営者がそうした場合に減損の定性的な兆候を識別できない可能性は低いので、結果にほとんど違いはないであろうと考えている。

(b) 毎年の減損テストを実施しても未認識のヘッドルームから生じるシールディング効果を除去できない（3.31 項から 3.54 項参照）。

© IFRS Foundation

その他の要因

4.24 予備的見解に至るにあたり、当審議会は次のことを考慮した。

(a) 一部の利害関係者（一部の作成者を含む）は、減損テストを毎年実施することを良好なガバナンスのメカニズムとみなしている。テストの実施は、事業の中での資金生成プロセスを評価することを経営者に促し、良好な受託責任を促進する。

(b) 一部の投資者は、減損テストに関する開示、特にテストの仮定及び感応度に関する情報は有用であるとコメントした。IAS 第 36 号は、たとえ減損損失が認識されていない場合でも、多額ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含んだ資金生成単位のすべての減損テストについて、これらの開示を要求している。IAS 第 36 号は、主要な仮定の合理的に考え得る変更が減損を生じさせる可能性がある場合には、感応度に関する情報を提供することを会社に要求している。この情報は、減損テストが実施されない年度においては提供されなくなる。

4.25 当審議会は、たとえ減損の兆候がない場合でも、一部の年度において減損テストを実施することを会社に要求するような兆候に基づくアプローチの変形も検討した。例えば、

(a) 取得後最初の数年間（ことによると 3 年から 5 年）は毎年、その後の年度においては兆候に基づくアプローチによる。

(b) 毎年よりは少ない頻度（例えば、3 年に 1 度）とし、その間の年度は兆候に基づくアプローチによる。

4.26 このようなアプローチは、兆候に基づくアプローチよりも多少は頑健となる可能性があるが、当審議会は、次の理由でこれらを追求しなかった。

(a) 特定の数の年度についてテストの実施を要求することは、異なる業種の会社については同じようにうまく機能しない可能性がある。

(b) このようなテストは、例えば、次のような場合には、複雑性を増大させることになり、ガイダンスが必要となる可能性がある。

(i) 会社が営業を再構築する場合

(ii) のれんが異なる時点の異なる取得から生じたもので、同じ資金生成単位に配分されていて、一部は年次のテストの対象となり、一部は兆候に基づくアプローチの対象となる場合

無形資産

4.27 当審議会は、毎年の減損テストの対象となっている無形資産（すなわち、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産）に同じ免除を適用すべきかどうかを検討した。

4.28 減損テストの有効性についてのフィードバックは主としてのれんに焦点を当てていたが、利害関係者は、耐用年数を確定できない無形資産について同様の懸念を指摘した。しかし、これらの資産についてのシールディング効果の程度は明確ではない。これらの無形資産は識別可能であるため、これらの資産がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出すか又は資金生成単位のより小さなグループに配分される場合には、シールディング効果がのれんよりも少なくなる可能性がある。

4.29 その結果、定量的なテストがこれらの資産の減損を検出する可能性がより高くなる可能性がある。すなわち、兆候に基づくアプローチの方が毎年の減損テストよりも減損を検出できない可能性が高くなる。したがって、これらの無形資産については、この

免除の欠点が利点を上回る可能性が、のれんの場合よりも高くなる可能性がある。

4.30 他方、当審議会は次のことを考慮した。

(a) 同じ論理がのれんとこれらの種類の無形資産についての毎年の減損テストに関する要求の基礎となっているので、のれんの減損テストに関する当審議会の結論は、これらの無形資産についても妥当である可能性がある。

(b) これら 2 つの区分の資産について事後の会計処理に差異を設けることは、どの無形資産を取得において区分して認識するのかを決定する際に、会計上の裁量の余地を作り出す可能性がある。

(c) のれんに適用される会計モデルがこれらの種類の無形資産と異なる場合には、識別可能な（無形）資産が識別可能でない資産（のれん）よりも頻繁にテストされることになり、これは直感に反する。

4.31 考慮の結果、当審議会は、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に同じ種類の減損テストを適用する理由が、異なるテストを適用する理由に勝ると結論を下した。したがって、当審議会の予備的見解は、毎年の減損テストを実施する要求の廃止を、そうした無形資産についても提案すべきであるというものである。

当審議会の予備的見解

4.32 当審議会の予備的見解は、のれんを含んだ資金生成単位について、当該資金生成単位が減損している可能性があるという兆候がない場合に、会社が毎年の減損テストを実施するという要求を廃止する提案を開発すべきであるというものである。4.31 項で説明したように、この提案は、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産にも適用される。会社は、依然として、各報告期間末において、減損がある可能性があるという兆候があるかどうかを評価することが必要となる。

4.33 審議会メンバーは、このような変更がどれだけのコストを節減するのか、及び減損テストの頑健性をどれほど低下させる可能性があるのかに関して、さまざまな見解を有している。一部の審議会メンバーのこの論点に関しての結論は、のれんの償却に関する結論と結び付いている。

(a) 一部の審議会メンバーは、毎年の減損テストの要求を維持することを支持している。彼らの意見では、頑健性の低下がコスト削減を上回るであろう。彼らはまた、テストが十分に有効ではないという利害関係者のフィードバックを考えると、当審議会がテストの頑健性を低下させる行動を取ることは直感に反すると考えている。

(b) 一部の審議会メンバーは、毎年の減損テストの要求を廃止する用意はあるが、それは当審議会がのれんの償却の再導入も行う場合のみである。彼らの意見では、償却の再導入は、減損テストへの依存を減少させ、毎年の減損テストの要求の廃止を正当化するであろう。

(c) 僅差の過半数（14 名の審議会メンバーのうち 8 名）が毎年の減損テストの要求の廃止を支持した。ただし、当審議会の予備的見解は償却を再導入すべきではないというものである。彼らは、この要求の廃止がテストの頑健性を多少は低下させるであろうことに同意している。しかし、彼らはまた、会社が減損の兆候を有していない場合には、減損テストの便益は僅少なので、そうした場合にはコストを正当化しないと考えている。

4.34 兆候に基づくアプローチへの移行は減損の兆候の識別により多く依拠することになるので、当審議会は、IAS 第 36 号の第 12 項における兆候のリストを更新する必要があ

© IFRS Foundation

るかどうかを評価する予定である。例えば、開示に関する当審議会の予備的見解（2.4 項から 2.45 項参照）を適用して開示される取得の目的を果たしていないことは、減損の可能性の新たな兆候の候補となる可能性がある。

使用価値 ー 将来のリストラクチャリング又は拡張

論点は何か

4.35 使用価値を算定する際に、会社は将来のリストラクチャリング又は拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを除外することを要求されている。一部の利害関係者は、この要求はコストと複雑性を生じさせる可能性があると説明した。このようなキャッシュ・フローを除外するには、経営者が財務予算又は予測を調整することが必要となるからである。例えば、経営者は、予算又は予測において維持管理の資本的支出を拡張のための資本的支出と区別することを困難と感じる場合がある。経営者はまた、どの事後的なキャッシュ・フローを拡張のための資本的支出から生じたという理由で除外する必要があるのかを識別することも困難と感じる。

現行の要求事項

4.36 使用価値を測定する際に、IAS 第 36 号は、現在の状態における資産についてのキャッシュ・フロー予測を見積ることを会社に要求している。IAS 第 36 号はこれらのキャッシュ・フロー予測を制限している。それらは、会社が未だ確約していない将来のリストラクチャリングから生じるか又は資産の性能の改善又は拡張から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを除外することが要求されている。IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、どのような場合に会社がリストラクチャリングを確約しているのかの判定に関するガイダンスを提供している。

4.37 IAS 第 36 号を 1998 年に開発した際に、当審議会の前身である国際会計基準委員会（IASC）は、この制限は会社が資産についての将来キャッシュ・フローを現在の状態で見積るべきであるという要求及びその後に IAS 第 37 号となった提案と整合的であると述べた。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

4.38 当審議会は、これらのキャッシュ・フローについての制限を廃止することで、次のようになると見込んでいる。

(a) コスト及び複雑性を減少させる。

(b) 減損テストを間違いにくくする。使用価値の見積りが基礎とするのは、年に 1 度か 2 度外部用財務報告のためだけに作成される予測ではなく、内部で意思決定のために定期的に作成され、モニターされ、使用されているキャッシュ・フロー予測である可能性が高いからである。

(c) 減損テストを理解しやすくする。資産又は資金生成単位が再構築、改善又は拡張が行われる可能性を含んでいる場合に、使用価値の測定が公正価値（したがって、処分コスト控除後の公正価値も）の算定方法とより一貫することになるからである。公正価値は、その可能性が存在していて、かつ、市場参加者がそれに対して支払を行うであろう場合には、その可能性を反映する。その可能性が当該資産を現時点で支配している会社にとって利用可能である場合、仮にそれを使用価値にも含めるとすれば、回収可能価額は同じ資産の 2 つの異なる測定値のいずれか高い方に等しくなる。これは、回収可能価額が 2 つの異なる資産（一方の資産はその可能性を含んでいて、他方はそれを除外している）の測定値のいずれか高い方に等しくなるよりも論理的である。

(d) テストの実施を容易にし、したがって減損テストの監査と執行を容易にする可能

性がある。

4.39 当審議会は、負債の認識規準が未だ満たされていない特定のキャッシュ・フローを除外するという要求についても検討した。これは将来のリストラクチャリングに関連したキャッシュ・フローについて現在は当てはまっている。資産の使用価値（そして実際は公正価値）は、測定日において会社が負債を有していない多くの期待キャッシュ・アウトフローを反映している。当審議会の考えでは、負債の認識規準は、どのキャッシュ・フローを資産の使用価値の見積りに含めるべきかを決定する上で何の役割も果たすべきではない。

4.40 しかし、単にこれらのキャッシュ・フローに関する制限を廃止することは、経営者が使用価値を見積る際に楽観的すぎるインプットを使用するリスクを増大させる可能性がある[39]。したがって、当審議会は、これらのキャッシュ・フローの見積りを作成する際に、IAS 第 36 号ですでに要求されている規律に加えて、次の事項によって規律を要求することを提案すべきかどうか検討した。

(a) これらのキャッシュ・フローが含まれるべき場合を決定するために蓋然性の閾値を設定すること（例えば、「可能性が高い（more likely than not）」という閾値）又は

(b) これらの特定のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の見積りに関連する測定の不確実性についての追加的な定性的開示を要求すること

4.41 当審議会の予備的見解は、蓋然性の閾値を設定すること又は追加的な定性的開示を要求することは必要ないというものである。その理由は次のようなものである。

(a) IAS 第 36 号は、3.26 項から 3.27 項に要約したように、合理的で裏付け可能な仮定を使用することをすでに会社に要求している。

(b) IAS 第 36 号の第 134 項(d)及び第 134 項(f)は、経営者が回収可能価額の見積りの基礎とした仮定に関する情報を開示することを会社に要求している[40]。

4.42 当審議会の考えでは、4.41 項に要約した要求事項は、将来の確約のないリストラクチャリングから生じると見込まれるか又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローに対する十分な規律を提供するであろう。一部の会社が楽観的すぎるキャッシュ・フローの見積りを行う場合、この過度の楽観性には監査人又は規制機関の方がより効果的に対応するであろう。

当審議会の予備的見解

4.43 当審議会の予備的見解は、会社が未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに対する制限を、IAS 第 36 号から削除する提案を開発すべきであるというものである。

4.44 この提案は、のれんを含んだ資金生成単位のみでなく、IAS 第 36 号の範囲に含まれるすべての資産及び資金生成単位にも適用されることになる。

4.45 当審議会の予備的見解は、これらのキャッシュ・フローについて蓋然性の閾値を設定すること又は追加的な定性的開示を要求することは不要であるというものである。こ

[39] 欧州財務報告諮問グループの 2017 年公表のディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」（これも、計画された将来のリストラクチャリングから生じるキャッシュ・フローの算入に対する制限の廃止を提案していた）に対する一部のコメント提出者は、これらのキャッシュ・フローを含めることについて何らかのレベルの防御策を要望した。

[40] IAS 第 1 号の第 125 項も、これらのキャッシュ・フロー予測が見積りの不確実性の主要な源泉であった場合には追加的な開示を要求することとなる。

© IFRS Foundation

れらのキャッシュ・フローは、依然として、使用価値の見積りに含まれるすべてのキャッシュ・フローに適用されるものと同じ要求事項の対象となる。すなわち、会社は、経営者が承認した直近の財務予算又は予測に基づく合理的で裏付け可能な仮定を使用することを要求されることになる。

使用価値 ー 税引後のキャッシュ・フロー及び割引率

論点は何か

4.46 利害関係者は、税引前の割引率の決定はコストがかかり複雑であると述べた。彼らは、税引前の割引率は理解が困難であり、観察可能ではなく、評価目的では一般に使用されないので有用な情報を提供しないと説明した。実務上、資産の評価は一般的に税引後のベースで行われている。

現行の要求事項

4.47 使用価値を測定する際に、IAS 第 36 号は、税引前のキャッシュ・フローを見積り、それを税引前の割引率で割り引くことを会社に要求している。また、使用した税引前の割引率の開示も要求している。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

4.48 当審議会は、税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用する要求の廃止により、次のようになると見込んでいる。

(a) 一般的な評価実務に合わせることによって、テストが理解しやすくなる。会社は資産から受け取るキャッシュ・フローに対して税金を支払うので、税引後アプローチの方が理解しやすい。

(b) 会社が IAS 第 36 号の開示要求事項を満たすためだけに税引前の割引率を計算する必要がなくなる。

(c) 投資者に、より有用な情報を提供する。会社は使用価値を見積る際のインプットとして一般的に税引後の割引率を使用しているからである。税引後の割引率の開示は、一般的に理解可能でなく観察可能でもない税引前の割引率の開示よりも、投資者に有用な情報となるであろう。

(d) IAS 第 36 号における使用価値と IFRS 第 13 号「公正価値測定」における公正価値との整合性が高まる。IFRS 第 13 号は、公正価値を測定する際の現在価値技法において会社が使用することを要求されるのは、税引前のキャッシュ・フロー及び割引率なのか税引後のものなのかを定めていない。その代わりに、キャッシュ・フロー及び割引率に関して内部的に一貫した仮定を使用することを会社に要求している。したがって、会社は税引後のキャッシュ・フローを税引後の割引率で割り引き、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くことになる。使用価値において異なるアプローチを採用する明白な理由はない。

(e) 2008 年に IAS 第 41 号「農業」に加えた修正（割引率について）及び 2019 年に提案した IAS 第 41 号の修正（キャッシュ・フローについて）[41]との整合性が維持される。

4.49 IAS 第 36 号の公表時に、IASC は税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用して使用価値を算定することを会社に要求すると決定した。これは、税引後のキャッシュ・フローについての会社の見積りは、二重計算を避けるために、一時差異か

[41] 公開草案「IFRS 基準の年次改善 2018−2020 年」。https://cdn.ifrs.org/-/media/project/annual-improvements-2018-2-2-/ed-annual-improvments-2018-2020.pdf?la=en 参照。

ら生じる将来の税金キャッシュ・フローの影響を除外する必要があるからであった[42]。IASC はこれを煩雑であると考えた。

4.50 IAS 第 36 号に関する結論の根拠の BC94 項において、当審議会は、概念的には、税引後のキャッシュ・フローを税引後の割引率で割り引くのと、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くのは、同じ結果を生じさせると見込まれると考えた（税引前の割引率が、税引後の割引率を将来の税金キャッシュ・フローの具体的な金額及び時期を反映するように調整される限り）。

4.51 会社が税引前の割引率を税引前のキャッシュ・フローに使用しようと、税引後の割引率を税引後のキャッシュ・フローに使用しようと、結果としての現在の価値は、資産の税引後の価値である。二重計算についての IASC の懸念（4.49 項参照）は、会社が税引前の割引率を使用するのか税引後の割引率を使用するのかに関係なく生じる。

4.52 一部の利害関係者は、将来の税務上の影響の二重計算を回避する方法に関して疑問を有している可能性がある。しかし、IAS 第 41 号の同様の修正を行った際に、当審議会は単に「税引前」を削除しただけで、ガイダンスの追加はしなかった。当審議会は、このケースにおいて同じアプローチを採用するつもりである。

当審議会の予備的見解

4.53 当審議会の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。

(a) 使用価値を見積る際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという明示的な要求を廃止する。

(b) 使用価値を税引前ベースで見積るか税引後ベースで見積るかに関係なく、キャッシュ・フローと割引率について内部的に一貫した仮定を使用することを会社に要求する。

(c) 会社が使用した割引率を開示するという要求は維持するが、開示する割引率は税引前の率とすべきであるという要求は廃止する。

4.54 この提案は、のれんを含んだ資金生成単位だけでなく IAS 第 36 号の範囲に含まれるすべての資産及び資金生成単位に適用される。

追求しなかった簡素化

4.55 当審議会は、減損テストについて次のような簡素化及びガイダンスを設けるべきかどうかを検討した。

(a) 使用価値に使用する企業固有のインプットと、処分コスト控除後の公正価値に使用する市場参加者のインプットとの相違に関して、より多くのガイダンスを追加する。

(b) 資産の回収可能価額の見積りについて 1 つの方法（使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか）だけを強制するか、又は会社が資産の回収を見込んでいるかを反映する方法を選択することを会社に要求する。

(c) のれんが内部管理目的でモニターされている最も低いレベルを表す資金生成単位のグループにのれんを配分することを会社に要求するのではなく、のれんを全社レベル又は報告セグメントのレベルでテストすることを会社に認める。多くの利害関係者が、資金生成単位へののれんの配分が減損テストの主要な課題の 1 つで

[42] 二重計算は、一部の税金キャッシュ・フローが繰延税金負債又は資産の測定に反映される可能性があるために生じる可能性がある。それらのキャッシュ・フローを使用価値にも同様に含めると二重計算が生じることになる。

© IFRS Foundation

あると述べた。

(d) 資金生成単位の識別及びのれんの資金生成単位への配分に関するガイダンスを追加する。

4.56 当審議会の予備的見解は、これらの潜在的な簡素化又はガイダンスについて提案を開発すべきではないというものである。当審議会は次のように考えているからである。

(a) IAS 第 36 号及び IFRS 第 13 号におけるガイダンスは十分である[43]。

(b) IAS 第 36 号を開発した際に、 IASC が回収可能価額の定義の基礎を使用価値と処分コスト控除後の公正価値の両方に置いた理由は、依然として妥当である。要するに、会社がある資産の使用によってより大きなキャッシュ・フローを生み出すことができる場合には、回収可能価額の基礎を市場価格に置くことは誤解を招くことになる。合理的な会社は売却しようとはしないであろうからである。同様に、ある資産の処分コスト控除後の公正価値が使用価値よりも高い場合には、合理的な会社は当該資産を処分することになり、減損損失は経済的な現実と関連しないことになる。しかし、経営者が資産を保持することを決定する場合には、追加の損失が適切にその後の期間に生じる。それらの以後の期間において資産を保持するという経営者の決定から生じるものだからである。

(c) のれんをより高いレベルでテストすることは、シールディング効果を増大させることによって、のれんの減損損失の認識をさらに遅らせる可能性がある。

(d) 資金生成単位の識別及びのれんの配分に関してすべての会社に適用できるようなガイダンスを提供することは困難であろう。

コメント提出者への質問

質問 9

4.32 項から 4.34 項は、定量的な減損テストを毎年行うという要求を廃止する提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解を要約している。定量的な減損テストは、減損の兆候がない限り、要求されないことになる。同じ提案が、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産についても開発されることになる。

(a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) このような提案はコストを著しく低減させることになるか（4.14 項から 4.21 項参照）。その場合、コスト削減の性質及び程度の例を示されたい。この提案がコストを著しく低減させないという場合には、その理由を説明されたい。

(c) 回答者の意見では、この提案は減損テストの頑健性を著しく低下させることになるか（4.22 項から 4.23 項参照）。賛成又は反対の理由は何か。

質問 10

当審議会の予備的見解は、次のような提案を開発すべきであるというものである。

- 使用価値を見積る際に会社が一部のキャッシュ・フロー（すなわち、将来の確約のないリストラクチャリング、又は資産の性能の改善若しくは拡張から生じるキャッシュ・フロー）を含めることを禁止している IAS 第 36 号における制限を廃止する（4.35 項から 4.42 項参照）。

[43] IAS 第 36 号の第 30 項、第 53A 項及び付録 A が、使用価値に関するガイダンスを提供しており、IAS 第 36 号に関する結論の根拠の BC60 項にも若干の記述がある。IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 3 項、第 11 項、第 12 項、第 16 項、第 22 項、第 23 項及び B2 項は、特に、公正価値（したがって、処分コスト控除後の公正価値も）に関するガイダンスを提供している。

- 使用価値を見積る際に会社が税引後のキャッシュ・フロー及び税引後の割引率を使用することを認める（4.46 項から 4.52 項参照）。

当審議会は、これらの変更は減損テストのコストと複雑性を低減させ、より有用で理解可能な情報を提供するであろうと見込んでいる。

(a) 当審議会はこのような提案を開発すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 当審議会は、この質問の対象となっているキャッシュ・フローを見積る際に、IAS 第 36 号ですでに要求されている規律に加えて、規律を要求することを提案すべきか。賛成又は反対の理由は何か。賛成の場合、どのように行うべきかを記述し、これを使用価値の見積りに含めるすべてのキャッシュ・フローに適用すべきかどうか、及びその理由を記載されたい。

質問 11

4.56 項は、減損テストをさらに簡素化すべきではないという当審議会の予備的見解を要約している。

(a) 当審議会は 4.55 項で要約した簡素化の何れかを開発すべきか。開発に賛成の場合、どの簡素化か、その理由は何か。開発に反対の場合、その理由は何か。

(b) 投資者に提供される情報の有用性を低下させずに、のれんの減損テストの実施のコストと複雑性を低減させる他の方法を提案できるか。

© IFRS Foundation

第 5 章 — 無形資産

本章のハイライト

- 企業結合におけるすべての識別可能な無形資産の区分認識は、有用な情報を提供するか。
- 当審議会は、認識の要求事項の変更が必要とされているという説得力のある証拠を見出さなかった。
- 当審議会が無形資産の会計処理のより幅広い変更を検討することを望む利害関係者は、その理由を 2020 年アジェンダ協議で説明することができる。

5.1 IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）に対する多くのコメント提出者が、企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産をのれんと区分して認識するという要求についての課題を識別した。その課題は、コストと便益の両方に関連している。一部の投資者は、提供される情報の有用性に関して懸念を示した。他の利害関係者は、それらの識別可能な無形資産の一部の識別及び測定は、複雑で、主観的でコストがかかる可能性があると述べた。

5.2 本章は、企業結合で取得した無形資産の認識の要件を当審議会が変更すべきかどうかを議論する。当審議会の予備的見解は、変更を行うべきではないというものである。

5.3 無形資産に関するより多くの情報を投資者に提供することは、財務報告の改善についてのよく行われる提案である。これは当審議会が経営者による説明のプロジェクトにおいて検討しているトピックである[44]。利害関係者は当審議会の 2020 年アジェンダ協議においても本トピックを提起することができるだろう。

論点は何か

5.4 投資者は、企業結合で取得した無形資産をのれんと区分して認識することが有用な情報を提供するかどうかに関して、さまざまな見解を示した。一部の投資者は、次の理由で、このアプローチで提供される情報は有用であると述べている。

(a) 会社が何を購入したのかをより詳細に説明する。

(b) 将来キャッシュ・フローに関する会社の見通しを投資者が評価するのに役立つ。

5.5 しかし、他の投資者はこの情報の有用性を疑問視している。

(a) 一部の人々は、活発な市場がない無形資産（顧客との関係やブランドなど）の帳簿価額を見積る際の測定の不確実性のレベルについて懸念している。

(b) 他の人々は、事業全体から分離することが困難な無形資産（例えば、顧客との関係やブランド）を償却することは二重計算につながると考えている。これらの資産を維持する上で発生する事後的なコストが、償却費とともに費用として認識されるからである。これらの投資者は、これらの特定の無形資産についての償却費を識別できないので、分析においてこの影響について調整することが困難であることが多いと付言している。

5.6 英国の財務報告評議会（UK FRC）が公表した調査も、この多様な見解を反映している[45]。UK FRC の質問に回答した投資者の 45%が、識別可能な無形資産を取得時に貸

[44] https://www.ifrs.org/projects/work-plan/management-commentary/ 参照。

[45] 'FRC ARP Staff Research Report － Investor Views on Intangible Assets and their Amortisation', 2014,

借対照表上で区分して認識する IFRS 第 3 号及び IAS 第 38 号「無形資産」におけるアプローチに同意したが、52%は異なるアプローチを望んでいると述べた。

5.7 IFRS 第 3 号の PIR に回答したその他の利害関係者の過半数（主として、作成者、監査人及び基準設定主体）が、次の理由により、無形資産をのれんと区分して認識することは有用な情報を提供すると述べた。

(a) 当該情報は、会社が何に対して支払をしたのかを理解するためにより良い基礎を提供する。

(b) 区分認識は、耐用年数を確定できる無形資産をのれん（償却されない）に含めるのではなく償却することになる。

5.8 しかし、数名の作成者及び監査人は、信頼性をもって評価することが困難な無形資産（顧客との関係やブランドなど）に関する情報の有用性を疑問視した。

5.9 利害関係者は次のように述べた。

(a) 無形資産の評価は複雑で、主観的でコストがかかる。

(b) 一部の無形資産（ブランドや顧客リストなど）を事業の残りの部分と区別することは、キャッシュ・フローの恣意的な配分が必要となるため、困難である。

(c) 分離可能性規準（5.13 項(a)参照）の適用が困難であることが多い。

5.10 したがって、一部の利害関係者は、一部の無形資産の区分認識がコストを正当化するのかどうかを疑問視した。

5.11 IFRS 第 3 号の PIR の間に、当審議会は、IFRS 第 3 号の PIR で問われた質問に関連する学術文献をレビューした[46]。学術文献は、IFRS 第 3 号で要求されている無形資産を区分して認識することを支持するいくつかの証拠を提供した。しかし、おそらく各国において IFRS 基準を採用する前に実施されていた各国の異なる会計実務のために、その証拠は国によって異なっていた。これは、部分的には、IFRS 第 3 号の PIR の間に示された多様な見解を説明する可能性がある。

現行の要求事項

5.12 IFRS 第 3 号の B31 項は、取得企業が企業結合で取得したすべての識別可能な無形資産を、のれんと区分して認識することを要求している。

5.13 無形資産は、次のいずれかの場合には識別可能である。

(a) 被取得企業から分離又は分割することができ、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換することができる場合（分離可能性規準）

(b) それらの権利が移転可能か又は被取得企業若しくは他の権利及び義務から分離可能かどうかに関係なく、契約上の権利又は他の法的権利から生じている場合（契約法律規準）

5.14 IAS 第 38 号は、無形資産の認識のための 2 つの条件を示している。当該資産の公正価値が信頼性をもって測定できること、及びすべての関連する将来の経済的便益が会社

https://www.frc.org.uk/getattachment/ca85acd9-4559-406b-ae96-5a7779772c6b/Research ProjectonintangibleassetsMarch2014.pdf （2020 年 2 月 4 日にアクセス）

[46] 詳細については、Report and Feedback Statement *Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations* 参照。学術文献レビューからの発見事項の要約は、下記で入手可能。https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2014/september/iasb/ifrs-ic-issues/ap12g-pir-ifrs-3-business-combinations-academic-literature.pdf

© IFRS Foundation

に流入する可能性が高いことである。

5.15 2004 年及び 2008 年に IAS 第 38 号を修正した際に、当審議会は、これら 2 つの条件は、識別可能な無形資産が企業結合において取得される場合には常に満たされるという記述を追加した。当審議会がこの記述を追加して以降、会社はより多くの無形資産をのれんと区分して認識してきた。

5.16 当審議会は、無形資産の区分認識は、たとえこれらの無形資産の公正価値を見積るために重大な程度の判断が要求される場合であっても、より良い情報を投資者に提供するであろうと見込んでいた。

当審議会はどのようにして予備的見解に至ったのか

5.17 投資者は、一部の無形資産に関する情報が、次の理由で有用でない可能性があるという懸念を示した。

(a) これらの項目の公正価値を見積る際の測定の不確実性のレベルに関して懸念がある。

(b) 一部の無形資産はのれんに類似している。

(c) 一部の投資者は、特定の無形資産の償却は費用の二重計算を生じさせると考えている。これらの資産を維持する上で発生する事後的なコストが、償却費と同じ期間に費用として認識されるからである。

(d) 特定の取得した無形資産の償却は、オーガニックに成長し自己創設無形資産を認識していない会社との比較を困難にする。一部の投資者は、この懸念を二重計算の懸念とも関連付けている。

5.18 当審議会は、企業結合で取得した識別可能な無形資産のうち次のような要件（部分的に重複している）を満たすものを、会社がのれんに含めることを認めるか又は要求するかどうかに関する利害関係者のフィードバックを検討した。

(a) 特定の種類の無形資産（顧客との関係、ブランド、非競争契約など）

(b) 取得された会社の財務諸表においてすでに認識しているものではない無形資産

(c) 内部で創設されたものであれば取得企業の財務諸表において認識されなかったであろう無形資産

(d) 契約法律規準を満たさない無形資産

(e) 減耗性資産ではなく、オーガニックに置き換えられる無形資産（5.6 項に述べた UK FRC の調査に対してコメント提出者が提案）[47]

(f) 耐用年数を確定できず、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・フローとおおむね独立したキャッシュ・フローをすでに生み出しているものではない無形資産[48]

5.19 要求事項の変更は、特定の無形資産を識別して評価する必要性を最小限にすることによって、会社にとってのコスト及び複雑性を減少させるであろう。一部の識別可能な無形資産の認識が有用な情報を提供しない場合があるという一部の投資者からのフィ

[47] 英国の財務報告評議会の調査は、投資者が異なる種類の無形資産について行っている区別を説明している。減耗性の無形資産は、会社から分離可能であり、耐用年数を確定でき、識別可能な将来の収益の流れを生じさせる。オーガニックに置き換えられる無形資産は、減耗性の無形資産ではなく、マーケティング支出を通じて継続的に補給される。

[48] 無形資産の耐用年数を確定できない場合には、当該資産は償却されない。のれんも償却されない。

ードバック（5.5 項参照）を考えると、一部の識別可能な無形資産をのれんに含めることが考えられる。これは、おそらくは投資者にとっての情報の喪失を生じさせずに、会社にとってのコストを節減する可能性がある。

5.20 当審議会は、5.18 項に挙げた一部の無形資産をのれんに含めることが、5.17 項に挙げた投資者の懸念をどのように解決できるのかを検討した。表 5.1 は簡潔な要約を示している。

表 5.1　さまざまなアプローチは投資者の懸念を解消するか

のれんに含める無形資産	解決される可能性のある投資者の懸念			
	価値が不確実	のれんと類似	二重計算	オーガニックな成長企業との比較
	5.17(a)	5.17(b)	5.17(c)	5.17(d)
特定の種類（ブランドなど）のもの (5.18(a))	✓	✓	✓	✓
被取得企業が認識していないもの (5.18(b))	✓	✓	✓	✓
自己創設の場合は認識しないもの (5.18(c))	✓	✓	✓	✓
契約法律規準を満たさないもの (5.18(d))	✓		✓	
オーガニックに置き換えられるもの (5.18(e))	✓	✓	✓	✓
耐用年数を確定できないもの(5.18(f))	✓	✓		

5.21 投資者は、識別可能な無形資産の区分認識が有用な情報を提供するかどうかについて意見が分かれている。彼らの意見は、有用な情報を提供するためにどの無形資産を区分して認識すべきなのかを決定する方法に関してもさまざまである。5.18 項に挙げたすべてのアプローチが、一部の投資者が有用な情報を失う結果となる可能性がある。それらのアプローチは、5.17 項における多様な懸念と、異なる投資者がそれらの懸念に置いている異なるウェイトを反映している。

5.22 当審議会は、二重計算に関する懸念が妥当であるとは納得していない。一部の利害関係者が二重計算と考えているものは、2 つの種類の費用が同じ期間に認識されることから生じている。維持管理の支出は、会社が資産を維持管理する際に生じる。これに対し、償却費は資産の取得原価を反映し、会社が資産を費消するにつれて認識される。オーガニックに成長してきた会社も、資産の取得原価を費用として認識するが、資産を開発するにつれて認識するのであり、その後に費消するにつれて認識するのではない。

5.23 当審議会は、会社が無形資産を内部で創設することによってオーガニックに成長する場合には、それらの資産の創設の原価を費用として認識するという事実も考慮した。他方、会社が同様の無形資産を企業結合で（多くの場合、より高い原価で）取得することによって成長し、これらの資産がのれんの一部として認識されていて、したがってその後に償却されない場合には、当該資産の取得の原価について費用を全く認識しないことになる。

5.24 取得によって成長する会社をオーガニックに成長する会社ともっと容易に比較したいと考える投資者の懸念を考慮することは、このリサーチ・プロジェクトの範囲外であ

© IFRS Foundation

る。利害関係者が当審議会に、企業結合において取得されたもの若しくは内部で創設されたもののどちらか又はその両方の無形資産に関するより幅広いプロジェクトの作業計画への追加を検討することを望むのであれば、当審議会の 2020 年アジェンダ協議[49]の間に、その理由を説明する機会があるであろう。

5.25 当審議会は、5.18 項に挙げたアプローチのその他の欠点を識別した。

(a) のれんが特徴の異なる識別可能な無形資産と混合されることになり、それらの資産に関する情報の喪失につながる。

(b) 区分して認識した無形資産の一部分を減額することは、現代経済においてますます重要となっている無形資産に関するより多くの情報を提供することによって財務報告を改善するという頻繁な要望に対応することにならない。

(c) 当審議会がのれんの償却を再導入しない場合には、耐用年数を確定できる無形資産をのれんの中に含めることは、それらの無形資産の費消に関する情報の喪失につながる。当審議会がのれんの償却を再導入する場合には、これらの無形資産をのれんと混合することは、のれんの適切な耐用年数の決定をさらに困難にする可能性がある。

(d) いくつかの追加的な複雑性が生じる可能性がある。例えば、識別可能な無形資産をのれんに含めて、その後に売却した場合、どのような利益を会社は売却時に認識すべきであろうか。

5.26 作成者は、現行の要求事項の適用のコストについて、さまざまな見解を示した。

5.27 全体として、当審議会は、一部の識別可能な無形資産をのれんに含めることを認めるか又は要求すべきであるという説得力のある証拠はないと結論を下した。

当審議会の予備的見解

5.28 当審議会の予備的見解は、企業結合で取得した識別可能な無形資産についての認識規準を変更する提案を開発すべきではないというものである。

コメント提出者への質問

質問 12
5.4 項から 5.27 項は、一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を開発すべきではないという当審議会の予備的見解を説明している。 (a) 当審議会がこのような提案を開発すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。 (b) 反対の場合、5.18 項で議論しているアプローチのどれを当審議会は追求すべきか、その理由は何か。このような変更は、投資者が有用な情報をもはや受け取らなくなることを意味するのか。賛成又は反対の理由は何か。これは複雑性とコストをどのように低減させるのか。どのコストが低減されるのか。 (c) のれんの償却を再導入するとした場合、意見は変わるか。賛成又は反対の理由は何か。

[49] www.ifrs.org/projects/work-plan/2020-agenda-consultation/ 参照

第 6 章 — その他の最近の公表物

6.1 本章は、米国の財務会計基準審議会（FASB）が 2019 年 7 月に公表したコメント募集及びオーストラリア会計基準審議会（AASB）が 2019 年 3 月に IAS 第 36 号「資産の減損」に関して公表した研究報告の内容を要約している。

FASB のコメント募集

6.2 IFRS 第 3 号「企業結合」は、当審議会と FASB との共同プロジェクトの結果として公表され、その後に改訂された。したがって、IFRS 第 3 号は FASB 会計基準コード化体系®（ASC）のトピック 805「企業結合」（トピック 805）とおおむねコンバージェンスされている。しかし、のれんの減損テストに関する基準である IAS 第 36 号と ASC トピック 350「無形資産 ー のれん及びその他」はコンバージェンスされていない。

6.3 2019 年 7 月に、FASB はコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表した。当審議会のリサーチ・プロジェクトと FASB のプロジェクトは別個のものであり、両審議会は情報を交換してはいるが、プロジェクトについて共同では作業していない。それでも、両審議会は互いの作業をモニターしている。両者のプロジェクトは類似したトピックに焦点を当てており、IFRS 第 3 号とトピック 805 はおおむねコンバージェンスされているからである。

6.4 このコメント募集は FASB スタッフの文書であり、FASB 自体は予備的見解を示していない。このコメント募集の公表前に、FASB は利害関係者からのフィードバックを受け取った。当審議会が受け取ったフィードバックと同様で、一部の無形資産及びのれんの減損損失に関する情報の便益は、当該情報の入手のコストを正当化しない可能性があるというものである。

6.5 2013 年の財務会計基準書第 141 号（2007 年改訂）「企業結合」の適用後レビューからのフィードバックは、のれんの減損テストの実施のコストに関する懸念を示した[50]。これらの懸念を解決するため、FASB はいくつかの更新書を公表した[51]。一部はすべての会社に適用され、他のものは非公開会社及び非営利企業のみに適用された。

6.6 米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）を適用する非公開会社及び、より最近では、非営利企業には、のれんを 10 年（又は、のれんの耐用年数がそれより短いことを会社が立証する場合には、10 年未満）にわたり定額で償却する選択肢がある。のれんを償却することを選択する会社については、減損テストは、毎年ではなく、契機となる事象が生じた場合にのみ実施される。減損テストはまた、全社レベル又は報告単位レベルで実施することができる。

6.7 非公開会社及び非営利企業は、のれんを償却することも選択する場合には、取得において取得した次の種類の無形資産をのれんに含めることも選択できる。

(a) 事業の他の資産と独立して売却又はライセンス供与ができない顧客関連無形資産

(b) 非競争契約

6.8 コメント募集において、大部分は公開事業会社について、FASB は、次のことをすべきかどうかに関しての利害関係者の意見を求めた。

(a) のれんの事後の会計処理の変更

[50] FASB 会計基準コード化体系®トピック 805「企業結合」は、当初は財務会計基準書第 141 号（2007 年改訂）「企業結合」として公表された。

[51] 米国の財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（更新書あるいは ASU）を、FASB 会計基準コード化体系からの強制力のあるガイダンスの変更を伝えるために公表している。

© IFRS Foundation

(b) 事業の取得で取得した無形資産の認識に関する要求事項の修正

(c) のれん及び無形資産に関する開示の追加又は変更

6.9 のれんの事後の会計処理の変更（6.8 項(a)）に関して、FASB は、公開事業会社についてのれんの償却を再導入するか、又はのれんの減損テストをさらに簡素化するかについて利害関係者の意見を求めた。考えられる簡素化には、のれんが減損している可能性の方が高いことを示す事象又は状況変化の後にのれんの減損を評価するか、又はのれんを全社レベルでテストする選択肢を設けることが含まれる可能性がある。

6.10 取得において取得した無形資産に認識の修正（6.8 項(b)）に関して、FASB は次のことをすべきかどうかについて利害関係者の意見を求めた。

(a) 非公開会社の選択肢を公開事業会社に拡張すること（6.7 項参照）

(b) どの識別可能な無形資産をのれんに含めるべきかを決定するための新たな原則ベースの要件を設定すること

(c) すべての無形資産をのれんに含めること

6.11 のれん及び無形資産に関する開示の追加又は変更（6.8 項(c)）について、コメント募集は、取得の裏付けとなる主要な業績目標に関する情報及び取得後数年間について当該目標と比較しての業績に関する情報の提供について議論した。しかし、コメント募集は、次のことに関する懸念により、新たな開示又は開示の拡張についての他のアイディアに関して利害関係者の意見を求めた。

(a) そのような情報の提供のコスト

(b) 統合の複雑性

(c) 将来予測的な情報の開示

6.12 したがって、このコメント募集は、当審議会のディスカッション・ペーパーと類似したトピックを扱っていた。コメント募集のコメント期限は現在では終了している。

6.13 一部の利害関係者は当審議会に、IFRS 基準と米国会計基準との間のコンバージェンスを維持することが彼らにとって重要であると述べた。

AASB の研究報告

6.14 2019 年 3 月に、AASB は研究報告第 9 号「IAS 第 36 号に対する視点：基準設定活動の提案」を公表した。この報告書は、のれんのみでなく、すべての資産についての IAS 第 36 号の資産の減損テストを検討している。この報告書における提言は次のようなものであった。

(a) IAS 第 36 号の全体を、新しい基準を公表する目的で見直す。その基準は、投資者、作成者、監査人及び規制機関が、資産が回収可能価額を超えない金額で計上されることを確保するために適用される手続の実施の実務的側面についての共通の理解を築けるようにする原則を提供するものである。

(b) 減損テストの要求事項の目的を明確化し、テストは何を達成することを意図し、何を達成することを意図していないのかを説明するガイダンスを開発する。

(c) 修正した単一モデル・アプローチを開発する。これには次のような具体的な修正が含まれる。

(i) 将来のリストラクチャリング及び資産の拡張に関しての使用価値に対する制限を廃止し、それらの制限を、どのような場合にそうしたキャッシュ・

フローを減損モデルに含めることが合理的かに関するガイダンスに置き換える。

(ii) 翌事業年度中に処分する予定の資産について「処分コスト控除後の公正価値」モデルの使用を保留する。

(iii) 税引後の割引率の使用を認める。

(iv) 使用価値キャッシュ・フロー・モデルの中で市場に基づく仮定の使用を具体的に認める（コモディティ価格及び外国為替レートについての先物カーブなど）。

(d) 会社の成果をどのように見るか及び意思決定を内部でどのように行うかとの関連付けを強化するため、何が資金生成単位又は資金生成単位のグループとなるのかについてガイダンスを再作成する。

(e) 次のように拡張した開示の提案を適用する。

(i) 主要な仮定（減損モデルが最も感応度が高くなる仮定）の定義に関する追加的なガイダンスを提供して、情報価値のより高い開示を推奨する。

(ii) IAS 第 36 号の開示要求を改訂して、回収可能価額を算定するために選択した方法に関係なく、より一体性のある開示原則を提供する。

(iii) IFRS 第 3 号に追加的な開示目的を組み込んで、情報の商業上の機密の性質に配慮しつつ、取得のその後の業績を投資者が理解するのに役立つ情報を提供する。

6.15 当審議会の予備的見解は、6.14 項(c)(i)、6.14 項(c)(iii)及び 6.14 項(e)(iii)に挙げたこの報告書の提言と類似している。3.12 項から 3.19 項は、のれんの減損テストの目的についての当審議会の見解を示している。6.14 項(c)(ii)及び 6.14 項(d)に挙げた提言は、4.55 項から 4.56 項で検討している。

6.16 当審議会は、この報告書が提言しているように、当審議会が IAS 第 36 号の全体を見直してその代わりに新しい基準を公表すべきかどうかについての利害関係者からのフィードバックに関心がある。そのような見直しは本プロジェクトの範囲を超えるものである。したがって、当審議会は利害関係者に、IAS 第 36 号を見直すより幅広いプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定するのに役立てるため、当審議会の 2020 年アジェンダ協議[52]に回答することを推奨する。

コメント提出者への質問

質問 13
IFRS 第 3 号は、多くの点で米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計基準）とコンバージェンスしている。例えば、IFRS 第 3 号と公開会社についての米国会計基準に従って、会社はのれんを償却していない。6.2 項から 6.13 項は、米国の財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集を要約している。 本ディスカッション・ペーパーにおける質問のいずれかに対する回答は、現時点で存在している米国会計基準又は FASB の現在の作業の後に考えられる米国会計基準と結果が一致するかどうかに依存しているか。その場合、どの回答が変わるのか、その理由は何か。

[52] www.ifrs.org/projects/work-plan/2020-agenda-consultation/ 参照

© IFRS Foundation

質問 14
本ディスカッション・ペーパーに示した当審議会の予備的見解について他にコメントはあるか。当審議会は IFRS 第 3 号の PIR に対応して何か他のトピックを考慮すべきか。

付録 — のれんを除いた資本合計の表示

この付録は、3.107 項から 3.115 項で議論した、のれんを除いた資本合計の表示の 2 つの方法を例示している。

第 1 の例示は、独立の金額を資本合計の名称に付した括弧内に表示しており、第 2 の例示は、独立の金額を資本及び負債合計の下に示している。参照の便宜のため、両方を影付きで示している。

これらの例示は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に関する適用ガイダンスにおける設例に基づいている。それらは当審議会が公開草案「全般的な表示及び開示」で提案している変更を反映していない。

XYZ グループ – 20X7 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書
（単位：千通貨単位）

	20X7 年 12 月 31 日	**20X6 年 12 月 31 日**
資産		
非流動資産		
有形固定資産	350,700	360,020
のれん	80,800	91,200
その他の無形資産	227,470	227,470
関連会社に対する投資	100,150	110,770
資本性金融商品に対する投資	142,500	156,000
	901,620	945,460
流動資産		
棚卸資産	135,230	132,500
売掛金	91,600	110,800
その他の流動資産	25,650	12,540
現金及び現金同等物	312,400	322,900
	564,880	578,740
資産合計	1,466,500	1,524,200
資本及び負債		
親会社の所有者に帰属する持分		
株式資本	650,000	600,000
利益剰余金	243,500	161,700
その他の資本の内訳項目	10,200	21,200
	903,700	782,900
非支配持分	70,050	48,600
資本合計		
（のれんを除いた資本合計：20X7 年 12 月 31 日：892,950、20X6 年 12 月 31 日：740,300）	973,750	831,500

© IFRS Foundation

	20X7 年 12 月 31 日	**20X6 年 12 月 31 日**
非流動負債		
長期借入金	120,000	160,000
繰延税金負債	28,800	26,040
長期性引当金	28,850	52,240
非流動負債合計	177,650	238,280
流動負債		
買掛金	115,100	187,620
短期借入金	150,000	200,000
1 年以内に返済予定の長期借入金	10,000	20,000
未払法人税等	35,000	42,000
短期性引当金	5,000	4,800
流動負債合計	315,100	454,420
負債合計	492,750	692,700
資本及び負債合計	1,466,500	1,524,200
のれんを除いた資本合計	892,950	740,300